

令02原機（再）077
令和3年2月3日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄

(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所
再処理施設保安規定の変更認可申請の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第50条第1項の規定に基づき、令和2年5月11日付け令02原機（再）017（令和2年10月13日付け令02原機（再）040及び令和2年12月18日付け令02原機（再）062にて一部補正）をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定について、別紙のとおり一部補正いたします。

核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定の補正の内容及び理由

1. 補正の内容

令和2年5月11日付け令02原機（再）017（令和2年10月13日付け令02原機（再）040及び令和2年12月18日付け令02原機（再）062にて一部補正）をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定の変更認可申請書を別添「核燃料サイクル工学研究所再処理施設保安規定 改正前後比較表」のとおり一部補正する。

2. 補正の理由

(1) 眼の水晶体の等価線量限度に係る核原料物質又は核燃料物質の精錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）の改正（令和3年4月1日施行）に伴う眼の水晶体の等価線量限度の変更及びこれに伴う特殊放射線作業計画の作成条件の追加

① 「第Ⅱ-7表 従業員に係る線量限度」における眼の水晶体の等価線量限度について、線量告示の改正のとおり変更する。

（変更前）150 mSv/年（線量告示の改正前の値）

（変更後）100 mSv/5年及び50 mSv/年（線量告示の改正後の値）

② 特殊放射線作業計画の作成条件「等価線量（眼の水晶体）が1週間につき1ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき」を第99条（特殊放射線作業計画）に追加する。

(2) 眼の水晶体の等価線量に対する原因調査レベル及び勧告レベルの追加

眼の水晶体について、実効線量と同様の原因調査レベル及び勧告レベルを新たに「第Ⅱ-9表 放射線業務従事者に対する原因調査レベル及び勧告レベルに係る線量」に設定する。

(3) 記載の適正化

「第Ⅰ-4図 文書体系図（51条の4 4.1項関係）」との整合性を図るため、「第51条の4（品質マネジメント計画）6.2.2 力量、教育・訓練及び認識（1）」において、教育・訓練に関する管理要領を定める者から所長を削る。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

ただし、線量告示の改正に係る変更規定（第99条、第Ⅱ-7表及び第Ⅱ-9表）は、令和3年4月1日から施行する。

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定

改正前後比較表

令和2年5月

(令和2年10月一部補正)

(令和2年12月一部補正)

(令和3年2月一部補正)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定</p> <p>第I編 総則……………</p> <p>第1章 通則……………</p> <p>第1条 ～ 第2条 (省略)</p> <p>第2条の2 品質保証活動の維持・改善</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>第3条の2 関係法令等遵守・安全文化醸成のための活動</p> <p>第2章 組織及び職務……………</p> <p>第1節 組織……………</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>第2節 管理職位の職務</p> <p>第5条 ～ 第5条の2 (省略)</p> <p>第5条の3 管理責任者</p> <p>第5条の4 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p>第5条の5 ～ 第21条 (省略)</p> <p>第22条 施設保全第1課長</p> <p>第23条 施設保全第2課長</p> <p>第24条 ～ 第44条 (省略)</p> <p>第3節 核燃料取扱主任者……………</p> <p>第45条 ～ 第49条 (省略)</p> <p>第4節 委員会……………</p> <p>第49条の2 ～ 第51条 (省略)</p> <p>第3章 品質保証……………</p> <p>第51条の2 理事長の責任と権限</p> <p>第51条の3 品質保証計画……………</p> <p>第51条の4 品質目標……………</p> <p>第51条の5 マネジメントレビュー……………</p> <p>第51条の6 改造工事の設計・開発……………</p> <p>第51条の7 調達管理……………</p>	<p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定</p> <p>第I編 総則……………</p> <p>第1章 通則……………</p> <p>第1条 ～ 第2条 (変更なし)</p> <p>(削る)</p> <p>第3条 (変更なし)</p> <p>(削る)</p> <p>第2章 組織及び職務……………</p> <p>第1節 組織……………</p> <p>第4条 (変更なし)</p> <p>第2節 管理職位の職務</p> <p>第5条 ～ 第5条の2 (変更なし)</p> <p>(削る)</p> <p>第5条の3 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p>第5条の4 契約部長</p> <p>第5条の5 ～ 第21条 (変更なし)</p> <p>第22条 施設保全課長</p> <p>第23条 (削除)</p> <p>第24条 ～ 第44条 (変更なし)</p> <p>第3節 核燃料取扱主任者……………</p> <p>第45条 ～ 第49条 (変更なし)</p> <p>第4節 委員会……………</p> <p>第49条の2 ～ 第51条 (変更なし)</p> <p>第5節 独立検査組織</p> <p>第51条の2 独立検査組織</p> <p>第51条の2の2 事業者検査の独立性の確保</p> <p>第3章 品質マネジメント……………</p> <p>第51条の3 理事長の責任と権限</p> <p>第51条の4 品質マネジメント計画……………</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>○条項の変更、追加及び削除に伴う目次の見直し</p> <p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更)</p> <p>○施設管理課長へ所掌業務を移管するため条を削る</p> <p>○独立検査組織に関する事項の追加</p> <p>○事業者検査の独立性の確保に関する事項の追加</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
第51条の8 文書及び記録の管理	(削る)	
第51条の9 検査・試験及び監視・測定	(削る)	
第51条の10 不適合管理	(削る)	
第51条の11 是正処置及び予防処置	(削る)	
第51条の12 内部監査	(削る)	
第51条の13 所掌業務の妥当性確認	(削る)	
第51条の14 所掌業務の識別管理等	(削る)	
第4章 削 除	第4章 削 除	
第5章 保安教育訓練	第5章 保安教育訓練	
第52条、第53条 (省略)	第52条、第53条 (変更なし)	
第6章 非常の場合に採るべき処置	第6章 非常の場合に採るべき処置	
第1節 非常事態の措置	第1節 非常事態の措置	
第54条 ～ 第56条の4 (省略)	第54条 ～ 第56条の4 (変更なし)	
第56条の5 交流電源供給機能等喪失時の体制の整備	第56条の5 重大事故等の体制の整備	○再処理規則第17条 (保安規定)第2項第 17号の改正に伴う見 直し(審査基準 第4 第17項) (関連：再処理規則第 12条 設計想定事 象、重大事故等又は大 規模損壊に係る再処 理施設の保全に関す る措置)
第2節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	第2節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置	
第57条、第58条 (省略)	第57条、第58条 (変更なし)	
第3節 救 護	第3節 救 護	
第59条 救 護 (省略)	第59条 救 護 (変更なし)	
第4節 通報連絡	第4節 通報連絡	
第60条 (省略)	第60条 (変更なし)	
第5節 運転の再開	第5節 運転の再開	
第61条、第62条 (省略)	第61条、第62条 (変更なし)	
第7章 核燃料物質等の運搬	第7章 核燃料物質等の運搬	
第63条 ～ 第67条 (省略)	第63条 ～ 第67条 (変更なし)	
第8章 記 録	第8章 記 録	
第68条、第69条 (省略)	第68条、第69条 (変更なし)	
第II編 放射線管理	第II編 放射線管理	
第1章 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善	第1章 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善	
第70条 ～ 第70条の3 (省略)	第70条 ～ 第70条の3 (変更なし)	
第1章の2 管理区域等の管理	第1章の2 管理区域等の管理	
第1節 管理区域等	第1節 管理区域等	
第70条の4 ～ 第79条 (省略)	第70条の4 ～ 第79条 (変更なし)	
第2節 管理区域等の管理者	第2節 管理区域等の管理者	
第80条 ～ 第82条 (省略)	第80条 ～ 第82条 (変更なし)	
第3節 管理区域等の出入管理	第3節 管理区域等の出入管理	
第83条 ～ 第93条 (省略)	第83条 ～ 第93条 (変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
第4節 管理区域等の放射線管理…………… 第94条 ～ 第100条 (省略) 第2章 被ばく管理 第1節 被ばく防止…………… 第101条 ～ 第103条 (省略) 第2節 線量の評価…………… 第104条 ～ 第110条 (省略) 第3章 防護具の管理…………… 第111条 ～ 第114条 (省略)	第4節 管理区域等の放射線管理…………… 第94条 ～ 第100条 (変更なし) 第2章 被ばく管理 第1節 被ばく防止…………… 第101条 ～ 第103条 (変更なし) 第2節 線量の評価…………… 第104条 ～ 第110条 (変更なし) 第3章 防護具の管理…………… 第111条 ～ 第114条 (変更なし)	
第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理…………… 第1章 廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画、実施、評価及び改善 第115条 ～ 第115条の3 (省略) 第1章の2 通則…………… 第1節 通則…………… 第115条の4 ～ 第120条の2 (省略) 第2節 四半期運転計画等…………… 第121条 ～ 第123条 (省略) 第3節 異常時の措置…………… 第124条 異常時の措置 (省略) 第2章 工程等の管理…………… 第1節 再処理工程の管理…………… 第125条 ～ 第140条 (省略) 第2節 試験施設の工程管理…………… 第141条 ～ 第153条 (省略) 第3節 放射性気体廃棄物の管理…………… 第154条、第155条 (省略) 第4節 放射性液体廃棄物等の管理…………… 第156条 ～ 第162条 (省略) 第5節 放射性固体廃棄物の処理…………… 第163条 ～ 第168条 (省略) 第3章 放射性廃棄物等の放出管理…………… 第1節 基本方針等…………… 第169条 ～ 第172条 (省略) 第2節 放射性気体廃棄物の放出管理…………… 第173条 ～ 第177条 (省略)	第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理…………… 第1章 廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画、実施、評価及び改善 第115条 ～ 第115条の3 (変更なし) 第1章の2 通則…………… 第1節 通則…………… 第115条の4 ～ 第120条の2 (変更なし) 第2節 四半期運転計画等…………… 第121条 ～ 第123条 (変更なし) 第3節 異常時の措置…………… 第124条 異常時の措置 (変更なし) 第2章 工程等の管理…………… 第1節 再処理工程の管理…………… 第125条 ～ 第140条 (変更なし) 第2節 試験施設の工程管理…………… 第141条 ～ 第153条 (変更なし) 第3節 放射性気体廃棄物の管理…………… 第154条、第155条 (変更なし) 第4節 放射性液体廃棄物等の管理…………… 第156条 ～ 第162条 (変更なし) 第5節 放射性固体廃棄物の処理…………… 第163条 ～ 第168条 (変更なし) 第3章 放射性廃棄物等の放出管理…………… 第1節 基本方針等…………… 第169条 ～ 第172条 (変更なし) 第2節 放射性気体廃棄物の放出管理…………… 第173条 ～ 第177条 (変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>第178条 放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等</p> <p>第3節 放射性液体廃棄物等の放出管理……………</p> <p>第179条 (省略)</p> <p>第180条 (省略)</p> <p>第181条 海洋放出廃液の放出の監視及び測定等</p> <p>第4章 施設の管理……………</p> <p>第1節 点 検……………</p> <p>第182条 (省略)</p> <p>第183条 <u>巡視及び点検</u>……………</p> <p>第2節 設備の管理……………</p> <p>第184条 ～ 第188条 (省略)</p> <p>第3節 ユーティリティの確保</p> <p>第189条 ～ 第192条 (省略)</p> <p>第4節 放射線管理用機器等の管理……………</p> <p>第193条、第194条 (省略)</p> <p>第5節 <u>施設定期自主検査</u>……………</p> <p>第195条 <u>施設定期自主検査</u>……………</p> <p>第196条 <u>施設定期自主検査の実施</u>……………</p> <p>第6節 保守……………</p> <p>第197条、第198条 (省略)</p> <p>第5章 廃止措置の管理……………</p> <p>第198条の2 ～ 第198条の4 (省略)</p> <p>第198条の5 工事に係る設計及び工事の<u>方法</u>の管理……………</p> <p>第198条の6 工事に係る検査の管理</p> <p>第IV編 環境監視……………</p> <p>第1章 環境監視に係る計画、実施、評価及び改善……………</p> <p>第199条 ～ 第199条の3 (省略)</p> <p>第1章の2 監視及び測定……………</p> <p>第199条の4、第200条 (省略)</p> <p>第2章 環境監視結果の評価……………</p> <p>第201条 ～ 第204条 (省略)</p>	<p>第178条 放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等 <u>(測定器等の使用方法を含まむ。)</u></p> <p>第3節 放射性液体廃棄物等の放出管理……………</p> <p>第179条 (変更なし)</p> <p>第180条 (変更なし)</p> <p>第181条 海洋放出廃液の放出の監視及び測定等 <u>(測定器等の使用方法を含まむ。)</u></p> <p>第4章 施設の管理……………</p> <p>第1節 点 検……………</p> <p>第182条 (変更なし)</p> <p>第183条 <u>施設管理方針及び施設管理目標の策定</u></p> <p><u>第183条の2 再処理施設の施設管理実施計画</u></p> <p>第2節 設備の管理……………</p> <p>第184条 ～ 第188条 (変更なし)</p> <p>第3節 ユーティリティの確保</p> <p>第189条 ～ 第192条 (変更なし)</p> <p>第4節 放射線管理用機器等の管理……………</p> <p>第193条、第194条 (変更なし)</p> <p>第5節 <u>定期事業者検査等</u>……………</p> <p>第195条 <u>定期事業者検査</u>……………</p> <p><u>第195条の2 使用しない設備に係る点検</u>……………</p> <p><u>第6節 使用前自主検査</u></p> <p>第196条 <u>使用前自主検査</u>……………</p> <p>第7節 保守……………</p> <p>第197条、第198条 (変更なし)</p> <p>第5章 廃止措置の管理……………</p> <p>第198条の2 ～ 第198条の4 (変更なし)</p> <p>第198条の5 工事に係る設計及び工事の<u>計画</u>の管理……………</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>第IV編 環境監視……………</p> <p>第1章 環境監視に係る計画、実施、評価及び改善……………</p> <p>第199条 ～ 第199条の3 (変更なし)</p> <p>第1章の2 監視及び測定……………</p> <p>第199条の4、第200条 (変更なし)</p> <p>第2章 環境監視結果の評価……………</p> <p>第201条 ～ 第204条 (変更なし)</p>	<p>○測定器等の使用方法に関する追記</p> <p>○測定器等の使用方法に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">図 一 覧</p> <p>第 I - 1 図 (省略)</p> <p>第 I - 2 (1) 図 第一報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p> <p>第 I - 2 (2) 図 続報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p> <p>第 II - 1 図 (省略)</p> <p>第 II - 1 - 1 図 ~ 第 II - 1 - 124 図 (省略)</p> <p>第 II - 2 図 ~ 第 II - 10 図 (省略)</p> <p>第 III - 1 - 1 図 ~ 第 III - 1 - 71 図 (省略)</p> <p>第 IV - 1 図 ~ 第 IV - 4 図 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">図 一 覧</p> <p>第 I - 1 図 (変更なし)</p> <p>第 I - 2 図 品質マネジメントシステム体系図 (第 51 条の 4 4.1 項関係)</p> <p>第 I - 3 図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (第 51 条の 4 4.1 項関係)</p> <p>第 I - 4 図 文書体系図 (第 51 条の 4 4.1 項関係)</p> <p>第 I - 5 (1) 図 第一報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p> <p>第 I - 5 (2) 図 続報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p> <p>第 II - 1 図 (変更なし)</p> <p>第 II - 1 - 1 図 ~ 第 II - 1 - 124 図 (変更なし)</p> <p>第 II - 2 図 ~ 第 II - 10 図 (変更なし)</p> <p>第 III - 1 - 1 図 ~ 第 III - 1 - 71 図 (変更なし)</p> <p>第 IV - 1 図 ~ 第 IV - 4 図 (変更なし)</p>	<p>○図、表の追加及び番号の変更に伴う図一覧及び表一覧の見直し</p>
<p style="text-align: center;">表 一 覧</p> <p>第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 8 関連)</p> <p>第 I - 1 - (2) 表 (省略)</p> <p>第 I - 1 - (3) 表 (省略)</p> <p>第 I - 2 - (1) 表、第 I - 2 - (2) 表 (省略)</p> <p>第 I - 3 - (1) 表、第 I - 3 - (2) 表 (省略)</p> <p>第 I - 4 表、第 I - 5 表、第 I - 6 表 (省略)</p> <p>第 II - 1 - (1) 表 ~ 第 II - 9 表 (省略)</p> <p>第 III - 1 - (1) 表 ~ 第 III - 1 - (5) 表 (省略)</p> <p>第 III - 2 表 ~ 第 III - 7 表 (省略)</p> <p>第 III - 8 表 ガラス固化体の測定等の項目 (第 153 条関係)</p> <p>第 III - 9 表 ~ 第 III - 16 表 (省略)</p> <p>第 III - 17 - (1) 表 放射線管理用機器 (第 193, 196 条関係)</p> <p>第 III - 17 - (2) 表 排水モニタリング設備 (第 193, 196 条関係)</p> <p>第 III - 18 表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る施設定期自主検査 (第 196 条関係)</p> <p>第 III - 19 表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査</p>	<p style="text-align: center;">表 一 覧</p> <p>第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 4 4.2.3 関連)</p> <p>第 I - 1 - (2) 表 (変更なし)</p> <p>第 I - 1 - (3) 表 (変更なし)</p> <p>第 I - 2 - (1) 表、第 I - 2 - (2) 表 (変更なし)</p> <p>第 I - 3 - (1) 表、第 I - 3 - (2) 表 (変更なし)</p> <p>第 I - 4 表、第 I - 5 表、第 I - 6 表 (変更なし)</p> <p>第 II - 1 - (1) 表 ~ 第 II - 9 表 (変更なし)</p> <p>第 III - 1 - (1) 表 ~ 第 III - 1 - (5) 表 (変更なし)</p> <p>第 III - 2 表 ~ 第 III - 7 表 (変更なし)</p> <p>第 III - 8 - (1) 表 耐震裕度向上のための受入槽、回収液槽及び濃縮器の液量管理値 (第 152 条関係)</p> <p>第 III - 8 - (2) 表 ガラス固化体の測定等の項目 (第 153 条関係)</p> <p>第 III - 9 表 ~ 第 III - 16 表 (変更なし)</p> <p>第 III - 17 - (1) 表 放射線管理用機器 (第 193 条関係)</p> <p>第 III - 17 - (2) 表 排水モニタリング設備 (第 193 条関係)</p> <p>第 III - 18 表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る定期事業者検査 (第 195 条関係)</p> <p>第 III - 19 表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査</p>	<p>○表の追加</p> <p>○表の追加に伴う表番号の見直し</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(第196条関係)</p> <p>第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第196条関係)</p> <p>第Ⅲ-21表 性能維持施設(その他の定期的な検査)(第196条関係)</p> <p>第Ⅲ-22表 <u>運転に供しない設備の定期的な検査</u>(第196条関係)</p> <p>第Ⅳ-1表 ~ 第Ⅳ-7表 (省略)</p>	<p>(第195条関係)</p> <p>第Ⅲ-20表 性能維持施設(計器校正)(第195条関係)</p> <p>第Ⅲ-21表 性能維持施設(その他の定期的な検査)(第195条関係)</p> <p>第Ⅲ-22表 <u>使用しない設備に係る点検</u>(第195条の2関係)</p> <p>第Ⅳ-1表 ~ 第Ⅳ-7表 (変更なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p style="text-align: center;">第 I 編 総 則 第 1 章 通 則</p> <p>第 1 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 I 編 総 則 第 1 章 通 則</p> <p>第 1 条 (変更なし)</p>	
<p>(基本方針)</p> <p>第 1 条の 2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にのっとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質保証活動のもと実施する。</p>	<p>(基本方針)</p> <p>第 1 条の 2 再処理施設の保安活動は、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の基本的考え方にのっとり、放射線及び放射性物質の放出による被ばく線量を、定められた線量限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つとともに、災害の防止のために適切な品質<u>マネジメント</u>活動のもと実施する。</p> <p><u>2 原子炉等規制法第 48 条第 1 項の規定に基づき、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 11 条第 1 項各号の定めに従って、再処理施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定め、保全活動（保安活動のうち、再処理施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動）を行う。</u></p>	<p>○再処理規則第 17 条（保安規定）第 2 項第 2 号の改正に伴う変更（「核燃料サイクル工学研究所(再処理施設)の廃止措置段階における保安規定の認可の審査に関する考え方」（以下「審査基準」という。）第 4 第 2 項）</p> <p>○再処理規則第 17 条（保安規定）第 2 項第 20 号の改正に伴う追加(審査基準 第 4 第 19 項)</p> <p>(関連：再処理規則第 11 条 再処理施設の施設管理)</p>
<p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第 2 条 再処理施設に係る業務を行う者（以下「従業員」という。）は、関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p>	<p>(関係法令及び規定の遵守)</p> <p>第 2 条 再処理施設の<u>廃止措置</u>を行う者（<u>再処理施設に関わる役務を供給する事業者</u>に属する者を含む。）以下「従業員」という。）は、関係法令及びこの規定を遵守する。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所長は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の役員及び職員、嘱託、常勤職員等の機構と雇用関係にある者以外の者に再処理施設に係る業務を行わせる場合は、契約の締結に当たって、関係法令及びこの規定を遵守させる措置を講ずる。</p>	<p>○再処理規則第 17 条（保安規定）第 2 項第 6 号の改正に伴う変更(審査基準 第 4 第 6 項)</p>
<p>(品質保証活動の維持・改善)</p> <p>第 2 条の 2 理事長は、再処理施設の保安を達成・維持・向上させるために、再処理施設に係る保安を確保するための必要な措置（以下「保安活動」という。）に関する品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、有効性を継続的に改善する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>○第 51 条の 4（品質マネジメント計画）4.1(1)に定めたため、削る</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(保安の確保)</p> <p>第3条 核燃料サイクル工学研究所長は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる規則等を定める。</p> <p>(1) 事故対策規則</p> <p>(2) 放射性物質等事業所内運搬要領</p> <p>2 再処理廃止措置技術開発センター長は、再処理施設に係る保安を確保するため、理事長が定める核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づく要求事項を含めて次の各号に掲げる基準等を定める。</p> <p>(1) 安全作業基準</p> <p>(2) 放射線管理基準</p> <p>(3) 臨界管理基準</p> <p>(4) 事故対策手順</p>	<p>(保安の確保)</p> <p>第3条 核燃料サイクル工学研究所長は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる規則等を定める。</p> <p>(1) 事故対策規則</p> <p>(2) 放射性物質等事業所内運搬要領</p> <p>2 再処理廃止措置技術開発センター長は、再処理施設に係る保安を確保するため、理事長が定める核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づく要求事項を含めて次の各号に掲げる基準等を定める。</p> <p>(1) 安全作業基準_(可燃物の管理を含む。)_</p> <p>(2) 放射線管理基準</p> <p>(3) 臨界管理基準</p> <p>(4) 事故対策手順</p>	<p>○可燃物の管理を基準等に定めることを明記する</p>
<p>(関係法令等遵守・安全文化醸成のための活動)</p> <p>第3条の2 理事長は、関係法令等の遵守及び安全文化の醸成を確実にするために、<u>活動方針を定め、従業員へ周知する。また、安全・核セキュリティ統括部長を指揮し、年度ごとに関係法令等の遵守及び安全文化の醸成を確実にするための活動施策を立案させ、定める。</u></p> <p>2 <u>安全・核セキュリティ統括部長は、関係法令等の遵守及び安全文化醸成のための活動を確実に実施するために「原子力施設における安全文化の醸成及び法令等の遵守活動要領」を定める。</u></p> <p>3 <u>安全・核セキュリティ統括部長、核燃料サイクル工学研究所長、再処理廃止措置技術開発センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項に定める要領に従い、次の各号に掲げる処置を実施する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、第1項で定められた年度ごとの活動施策を核燃料サイクル工学研究所長へ通知する。</u></p> <p>(2) <u>核燃料サイクル工学研究所長は、前号の活動施策を反映した年度活動計画を作成し、従業員に周知する。</u></p> <p>(3) <u>再処理廃止措置技術開発センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前号の年度活動計画に従い活動を実施し、その結果を核燃料サイクル工学研究所長へ報告する。</u></p> <p>(4) <u>核燃料サイクル工学研究所長は、活動状況及び評価結果を毎年度1回以上安全・核セキュリティ統括部長へ報告する。</u></p> <p>(5) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、前号の活動状況を取りまとめ評価し理事長へ報告する。</u></p> <p>4 理事長は、安全・核セキュリティ統括部長から毎年度1回以上報告を受け、関係法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動について必要な指示を行う。</p> <p>5 理事長は、活動方針について毎年度1回以上レビューし、改善のための必要な見</p>	<p>(削る)</p>	<p>○「第51条の4 5.1、5.3、5.5.2、5.5.3、5.6.2、5.6.3、8.2.2、8.5.2」に記載したことから、削る</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
直しを行う。		
<p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務 第1節 組 織</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第4条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織(以下「本部」という。)は、<u>理事長</u>、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>(1) 理事長 (2) 統括監査の職 (3) 管理責任者 1) 監査プロセスの管理責任者 2) 本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者 3) <u>核燃料サイクル工学研究所</u>の管理責任者(以下「研究所の管理責任者」という。)</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長</p> <p>(<u>5</u>) 核燃料サイクル工学研究所担当理事(以下「研究所担当理事」という。) (<u>6</u>) 核燃料サイクル工学研究所長(以下「所長」という。) (<u>7</u>) 再処理廃止措置技術開発センター長(以下「センター長」という。) (<u>8</u>) 当直長 (<u>9</u>) 廃止措置推進室長 (<u>10</u>) 技術部長 (<u>11</u>) ガラス固化部長 (<u>12</u>) 施設管理部長 (<u>13</u>) 環境保全部長 (<u>14</u>) 技術管理課長 (<u>15</u>) 品質保証課長 (<u>16</u>) 核物質管理課長 (<u>17</u>) ガラス固化管理課長 (<u>18</u>) ガラス固化技術課長 (<u>19</u>) ガラス固化処理課長</p>	<p style="text-align: center;">第2章 組織及び職務 第1節 組 織</p> <p>(保安管理組織)</p> <p>第4条 再処理施設に係る保安活動を実施するための組織は、次の号に掲げる管理職位、核燃料取扱主任者、核燃料取扱主務者及び委員会で構成する。機構の本部組織(以下「本部」という。)は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(1) 理事長 (2) 統括監査の職 (3) 管理責任者 1) 監査プロセスの管理責任者 2) 本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者 3) <u>核燃料サイクル工学研究所</u>(以下「研究所」という。)の管理責任者(以下「研究所の管理責任者」という。)</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長 (<u>5</u>) <u>契約部長</u></p> <p>(<u>6</u>) 核燃料サイクル工学研究所担当理事(以下「研究所担当理事」という。) (<u>7</u>) 核燃料サイクル工学研究所長(以下「所長」という。) (<u>8</u>) 再処理廃止措置技術開発センター長(以下「センター長」という。) (<u>9</u>) 当直長 (<u>10</u>) 廃止措置推進室長 (<u>11</u>) 技術部長 (<u>12</u>) ガラス固化部長 (<u>13</u>) 施設管理部長 (<u>14</u>) 環境保全部長 (<u>15</u>) 技術管理課長 (<u>16</u>) 品質保証課長 (<u>17</u>) 核物質管理課長 (<u>18</u>) ガラス固化管理課長 (<u>19</u>) ガラス固化技術課長 (<u>20</u>) ガラス固化処理課長</p>	<p>○<u>機構の本部組織の見直し</u></p> <p>○本部組織である契約部長の追加(その職務を第5条の4に追加したため)</p> <p>○用語の統一(核燃料サイクル工学研究所→研究所)</p> <p>○本部組織である契約部長の追加(その職務を第5条の4に追加したため)</p> <p>○<u>番号の変更</u>(以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>(20) 施設管理課長 (21) 前処理施設課長 (22) 化学処理施設課長 (23) 転換施設課長 (24) 施設保全第1課長 (25) 施設保全第2課長 (26) 分析課長 (27) 環境管理課長 (28) 処理第1課長 (29) 処理第2課長 (30) 工務技術部長 (31) 管理課長 (32) 運転課長 (33) 施設営繕課長 (34) 保安管理部長 (35) 安全対策課長 (36) 危機管理課長 (37) 施設安全課長 (38) 放射線管理部長 (39) 線量計測課長 (40) 環境監視課長 (41) 放射線管理第2課長 (42) 核燃料取扱主任者 (43) 核燃料取扱主務者 (44) 中央安全審査・品質保証委員会 (45) 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 (46) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会 (47) 再処理施設安全専門委員会</p>	<p>(21) 施設管理課長 (22) 前処理施設課長 (23) 化学処理施設課長 (24) 転換施設課長 (25) 施設保全課長 (削る) (26) ~ (47) (変更なし)</p>	<p>○組織改正に係る職位名称の変更 ○組織改正に係る変更(施設管理課長に所掌業務を移管するため、削る)</p>
<p>2 前項の保安管理組織は、第I-1図のとおりとする。 3 第1項第10号から第13号までに掲げる者を「センター内各部長」という。 4 第1項第14号から第16号までに掲げる者を「技術部内各課長」という。 5 第1項第17号から第19号までに掲げる者を「ガラス固化部内各課長」という。 6 第1項第20号から第26号までに掲げる者を「施設管理部内各課長」という。 7 第1項第27号から第29号までに掲げる者を「環境保全部内各課長」という。 8 第1項第14号から第29号までに掲げる者を「センター内各課長」という。</p>	<p>2 前項の保安管理組織は、第I-1図のとおりとする。 3 第1項第11号から第14号までに掲げる者を「センター内各部長」という。 4 第1項第15号から第17号までに掲げる者を「技術部内各課長」という。 5 第1項第18号から第20号までに掲げる者を「ガラス固化部内各課長」という。 6 第1項第21号から第26号までに掲げる者を「施設管理部内各課長」という。 7 第1項第27号から第29号までに掲げる者を「環境保全部内各課長」という。 8 第1項第15号から第29号までに掲げる者を「センター内各課長」という。</p>	<p>○号番号の変更(以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>9 第1項第31号から第33号までに掲げる者を「工務技術部内各課長」という。 10 第1項第35号から第37号までに掲げる者を「保安管理部内各課長」という。 11 第1項第39号から第41号までに掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p>	<p>9 第1項第31号から第33号までに掲げる者を「工務技術部内各課長」という。 10 第1項第35号から第37号までに掲げる者を「保安管理部内各課長」という。 11 第1項第39号から第41号までに掲げる者を「放射線管理部内各課長」という。</p>	
<p>第2節 管理職位の職務 第5条 (省略)</p>	<p>第2節 管理職位の職務 第5条 (変更なし)</p>	
<p>(統括監査の職) 第5条の2 統括監査の職は、再処理施設の保安に関する品質保証活動の内部監査の業務を行う。</p>	<p>(統括監査の職) 第5条の2 統括監査の職は、再処理施設の保安に関する品質マネジメント活動の内部監査の業務を行う。</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>
<p>(管理責任者) 第5条の3 管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、核燃料サイクル工学研究所においては研究所担当理事とする。 2 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれ次に示す責任及び権限を持つ。 <u>(1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u> <u>(2) 理事長に対して、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について報告する。</u> <u>(3) 従業員等に対して、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u> (安全・核セキュリティ統括部長) 第5条の4 安全・核セキュリティ統括部長は、再処理施設の保安に係る本部の品質保証活動に係る保安上の業務を行う。</p>	<p>(削る) (安全・核セキュリティ統括部長) 第5条の3 安全・核セキュリティ統括部長は、再処理施設の保安に係る本部の品質マネジメント活動に係る保安上の業務を行う。 (契約部長) 第5条の4 契約部長は、再処理施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</p>	<p>○管理責任者を第51条の4 5.5.2に移動したことから削る ○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項) ○本部における契約部長の職務を明記する</p>
<p>第5条の5 ～ 第6条 (省略)</p>	<p>第5条の5 ～ 第6条 (変更なし)</p>	
<p>(センター長) 第7条 センター長は、廃止措置推進室長及びセンター内各部長を指揮し、次条及び第10条から第13条に掲げる保安上の業務を統括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 第198条の4(廃止措置計画の実施工程管理)に定める実施工程の管理</p>	<p>(センター長) 第7条 センター長は、廃止措置推進室長及びセンター内各部長を指揮し、次条及び第10条から第13条に掲げる保安上の業務を統括するとともに、次の各号に掲げる業務を行う。 (1) 第198条の4(廃止措置計画の実施工程管理)に定める実施工程の管理</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(4) 所掌する施設及び設備の廃止措置に係る業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、施設管理部に係る保安に関する業務であって、他の課長の所掌に属さないもの</p>	<p>(6) 除染場における除染に係る業務 (7) 再処理施設の防消火設備等に係る業務(ただし、他のセンター内各課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (8) 保全区域の管理に係る業務(ただし、核物質管理課長の所掌するものを除く。) (9) 所掌する施設及び設備の廃止措置に係る業務 (10) 前各号に掲げるもののほか、施設管理部に係る保安に関する業務であって、他の課長の所掌に属さないもの</p>	<p>○上記に伴う項番号の変更</p>
<p>第18条 ～ 第21条 (省略)</p>	<p>第18条 ～ 第21条 (変更なし)</p>	
<p><u>(施設保全第1課長)</u> 第22条 施設保全第1課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。 (1) 再処理施設の蒸気設備、換気設備、給排水設備、冷却水設備、圧空設備、真空設備、試薬供給設備及び衛生設備等に係る業務(ただし、他のセンター内各課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (2) 周辺監視区域内における核燃料物質等の運搬に係る業務(ただし、他のセンター内各課長の所掌するものを除く。) (3) 再処理施設管理区域内着用後の衣類の洗濯に係る業務 (4) 再処理施設の構築物の管理(ただし、他のセンター内各課長、環境監視課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (5) 所掌する施設及び設備の廃止措置に係る業務</p>	<p><u>(施設保全課長)</u> 第22条 施設保全課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。 (1) 再処理施設の蒸気設備、換気設備、給排水設備、冷却水設備、圧空設備、真空設備、試薬供給設備及び衛生設備等に係る業務(ただし、他のセンター内各課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (2) 周辺監視区域内における核燃料物質等の運搬に係る業務(ただし、他のセンター内各課長の所掌するものを除く。) (3) 再処理施設管理区域内着用後の衣類の洗濯に係る業務 (4) 再処理施設の構築物の管理(ただし、他のセンター内各課長、環境監視課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (5) 所掌する施設及び設備の廃止措置に係る業務</p>	<p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更)</p>
<p><u>(施設保全第2課長)</u> 第23条 施設保全第2課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。 (1) 再処理施設の施設及び設備の保守に係る業務(ただし、他のセンター内各課長、線量計測課長、環境監視課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (2) 再処理施設の電気設備及び無停電電源装置に係る業務(ただし、他のセンター内各課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (3) 除染場における除染に係る業務 (4) 再処理施設の防消火設備等に係る業務(ただし、他のセンター内各課長及び運転課長の所掌するものを除く。) (5) 保全区域の管理に係る業務(ただし、核物質管理課長の所掌するものを除く。) (6) 所掌する施設及び設備の廃止措置に係る業務</p>	<p>第23条 (削除)</p>	<p>○組織改正に係る変更(施設保全第2課長の業務を施設管理課長に移管するため条を削る)</p>
<p>第24条 ～ 第30条 (省略)</p>	<p>第24条 ～ 第30条 (変更なし)</p>	
<p>(線量計測課長) 第31条 線量計測課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。 (1) 従業員の線量の測定及び評価並びに記録管理に係る業務 (2) 放射線管理用機器の保守及び校正に係る業務 (3) 放射線管理部の原子炉等規制法に定める許認可及び検査に係る業務</p>	<p>(線量計測課長) 第31条 線量計測課長は、次の各号に掲げる保安上の業務を行う。 (1) 従業員の線量の測定及び評価並びに記録管理に係る業務 (2) 放射線管理用機器の保守及び校正に係る業務 (3) 放射線管理部の原子炉等規制法に定める許認可及び検査に係る業務</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前(令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
(4) 放射線管理部の保安活動に係る品質保証活動の調整に係る業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さないもの	(4) 放射線管理部の保安活動に係る品質マネジメント活動の調整に係る業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、放射線管理部に関する業務であって、他の課長の所掌に属さないもの	○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)
第32条～第34条の3 (省略)	第32条～第34条の3 (変更なし)	
(施設安全課長) 第34条の4 施設安全課長は、保安管理部の保安活動に係る品質保証活動の調整に係る業務を行う。	(施設安全課長) 第34条の4 施設安全課長は、保安管理部の保安活動に係る品質マネジメント活動の調整に係る業務を行う。	○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)
第35条 (省略)	第35条 (変更なし)	
(管理課長) 第36条 管理課長は、工務技術部の保安活動に係る品質保証活動の調整に係る業務を行う。	(管理課長) 第36条 管理課長は、工務技術部の保安活動に係る品質マネジメント活動の調整に係る業務を行う。	○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)
第37条～第45条 (省略)	第37条～第45条 (変更なし)	
第3節 核燃料取扱主任者 (核燃料取扱主任者の職務) 第46条 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を誠実に行う。 (1) 必要と認めた場合は、理事長又は研究所担当理事に対して意見を具申すること (2) 必要と認めた場合は、所長、センター長、廃止措置推進室長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対して勧告すること (3) 必要と認めた場合は、廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと (4) 第198条の6に基づく検査並びに原子炉等規制法第46条の2の3、第50条第5項及び第68条の規定に基づく検査に原則として立会うこと (5) 必要と認めた場合は、保安に係る施設、書類その他必要な物件を検査すること (6) 必要と認めた場合は、再処理施設に係る業務を行う者に対して助言又は協力を行うこと	第3節 核燃料取扱主任者 (核燃料取扱主任者の職務) 第46条 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安を確保するため、次の各号に掲げる職務を誠実に行う。 (1) 必要と認めた場合は、理事長又は研究所担当理事に対して意見を具申すること (2) 必要と認めた場合は、所長、センター長、廃止措置推進室長、当直長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に対して勧告すること (3) 必要と認めた場合は、廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長に対して説明を求め、保安のための指示を行うこと (4) 原子炉等規制法第68条の規定に基づく検査に原則として立ち会うこと (5) 必要と認めた場合は、保安に係る施設、書類その他必要な物件を検査すること (6) 必要と認めた場合は、再処理施設に係る業務を行う者に対して助言又は協力を行うこと	○国が行う検査に原則立ち会うこととしていたが、事業者検査への移行に伴い原子炉等規制法第68条の立会検査のみに変更

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>(7) この規定の制定及び改廃を行う場合は、その内容を審査すること</p> <p>(8) 第3条において、明確にすべき事項について、その内容を審査すること</p> <p>(9) 再処理施設の運転計画、試験計画、保守計画の保安上の計画を審査すること</p> <p>(10) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書を審査すること</p> <p>(11) 保安教育計画を審査するとともに、必要と認めた場合には、自ら教育にあたること</p> <p>(12) 第54条に定める非常事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書を審査すること</p> <p>(13) その他、再処理施設の保安の監督を行うために必要な職務</p> <p>2 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安について、研究所担当理事に対し毎年1回以上報告するとともに、所長に通知する。</p>	<p>(7) この規定の制定及び改廃を行う場合は、その内容を審査すること</p> <p>(8) 第3条において、明確にすべき事項について、その内容を審査すること</p> <p>(9) 再処理施設の運転計画、試験計画、保守計画の保安上の計画を審査すること</p> <p>(10) 法令に基づいて所轄官庁に提出する報告書を審査すること</p> <p>(11) 保安教育計画を審査するとともに、必要と認めた場合には、自ら教育にあたること</p> <p>(12) 第54条に定める非常事態が発生した場合は、必要な指示及び助言を行うとともに、その原因の調査及び報告書を審査すること</p> <p>(13) その他、再処理施設の保安の監督を行うために必要な職務</p> <p>2 核燃料取扱主任者は、再処理施設に係る保安について、研究所担当理事に対し毎年1回以上報告するとともに、所長に通知する。</p>	
<p>第47条～第49条 (省略)</p>	<p>第47条～第49条 (変更なし)</p>	
<p style="text-align: center;">第4節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第49条の2 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、<u>核燃料サイクル工学研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。</p> <p>(1) 再処理の事業の指定及び変更に関する重要事項</p> <p>(2) 廃止措置計画の変更に関する重要事項</p> <p>(3) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(4) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(5) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第49条の2 機構に、中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、<u>研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。</p> <p>(1) 再処理の事業の指定及び変更に関する重要事項</p> <p>(2) 廃止措置計画の変更に関する重要事項</p> <p>(3) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(4) 品質マネジメント活動の基本事項</p> <p>(5) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p>4 中央安全審査・品質保証委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	<p>○用語の統一 (核燃料サイクル工学研究所→研究所)</p> <p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>
<p>(核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会)</p> <p>第49条の3 <u>核燃料サイクル工学研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会(以下「品質保証委員会」という。)を置く。</p> <p>2 品質保証委員会は、所長の諮問を受け、再処理施設の品質保証活動に関する重要事項を審議検討する。</p> <p>3 品質保証委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。</p> <p>4 品質保証委員会に、不適合管理に関する事項を審議検討するため、検討部会を置く。</p> <p>5 所長は、品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	<p>(核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会)</p> <p>第49条の3 <u>研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会(以下「品質保証委員会」という。)を置く。</p> <p>2 品質保証委員会は、所長の諮問を受け、再処理施設の品質マネジメント活動に関する重要事項を審議検討する。</p> <p>3 品質保証委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。</p> <p>4 品質保証委員会に、不適合管理に関する事項を審議検討するため、検討部会を置く。</p> <p>5 所長は、品質保証委員会の答申を尊重する。</p>	<p>○用語の統一 (核燃料サイクル工学研究所→研究所)</p> <p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会)</p> <p>第50条 <u>核燃料サイクル工学研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会を置く。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、所長の諮問を受け、<u>核燃料サイクル工学研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。</p> <p>(1) この規定の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(2) その他、再処理施設の保安に関する重要事項</p> <p>3 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとする。</p> <p>4 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。</p> <p>6 所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の答申を尊重する。</p>	<p>(核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会)</p> <p>第50条 <u>研究所</u>に、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会を置く。</p> <p>2 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、所長の諮問を受け、<u>研究所</u>の保安に関して、次の各号に掲げる事項を審議検討する。</p> <p>(1) この規定の制定、改定及び廃止に関する事項</p> <p>(2) その他、再処理施設の保安に関する重要事項</p> <p>3 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の委員長及び委員は、所長が指名する。ただし、委員には、核燃料取扱主任者を含むものとする。</p> <p>4 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、専門部会を設けることができる。</p> <p>5 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会は、核燃料取扱主任者の意見を尊重する。</p> <p>6 所長は、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会の答申を尊重する。</p>	<p>○用語の統一 (核燃料サイクル工学研究所→研究所)</p>
<p>第51条 (省略)</p>	<p>第51条 (変更なし)</p>	
	<p style="text-align: center;">第5節 独立検査組織</p> <p><u>(独立検査組織)</u></p> <p><u>第51条の2 品質保証課長は、再処理施設の運転・保守担当課から独立性を持たせるため、独立検査組織の事業者検査責任者として、第16条の1の2第6号に係る事業者検査を行う。</u></p> <p><u>(事業者検査の独立性の確保)</u></p> <p><u>第51条の2の2 品質保証課長は、検査の独立性の観点から、検査対象となる設備等の運転・保守管理に関与しない者に検査を実施させる。</u></p> <p><u>2 第4条第1項各号(第16号を除く。)に掲げる職位等は、品質保証課長が行う事業者検査の運営に不当な圧力や影響を与えてはならない。</u></p>	<p>○独立検査組織に関する事項の追加</p> <p>○事業者検査の独立性の確保に関する事項の追加</p> <p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う変更(審査基準 第4第19項)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 品質保証</p> <p>(理事長の責任と権限)</p> <p>第51条の2 理事長は、原子力安全を最優先に位置付け、法令・規制要求事項を遵守し再処理施設の保安を確保するため、次の各号に掲げる事項を考慮した原子力安全に関する品質方針を策定し、文書化するとともに、従業員に周知する。</p> <p>(1) 機構の目的に適切であること</p> <p>(2) 原子炉等規制法の要求事項を遵守すること</p>	<p style="text-align: center;">第3章 品質マネジメント</p> <p>(理事長の責任と権限)</p> <p>第51条の3 理事長は、原子力安全を最優先に位置付け、法令・規制要求事項を遵守し再処理施設の保安を確保するため、次の各号に掲げる事項を考慮した原子力安全に関する品質方針を策定し、文書化するとともに、従業員に周知する。</p> <p>(1) 機構の目的に適切であること</p> <p>(2) 原子炉等規制法の要求事項を遵守すること</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(3) 品質マネジメントシステムを構築し、品質目標を定め継続的に改善すること (4) 品質目標を設定できる内容であること</p> <p>2 理事長は、前項に定める品質方針の適切性を維持するために定期的にレビューする。</p> <p>3 理事長は、保安活動に関する品質マネジメントシステムに必要な資源(人的資源、施設、作業環境)を明確にし、提供する。</p> <p>4 理事長は、第5条から第38条に定める管理職位等の責任と権限を従業員に周知する。</p> <p>(品質保証計画)</p> <p>第51条の3 理事長は、再処理施設の保安活動に関して次の各号を定めた品質マネジメントシステムを構築し、維持するため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」の要求事項を反映した品質保証計画を策定し、文書化するとともに、運営管理する。</p> <p>(1) 品質保証の実施に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画に関する事項 (3) 保安活動の実施に関する事項 (4) 保安活動の評価に関する事項 (5) 保安活動の改善に関する事項 (6) 物品及び役務の調達管理に関する事項 (7) 文書及び記録の管理に関する事項 (8) 教育及び訓練体系に関する事項</p> <p>2 前項の品質保証計画には、次の各号に掲げる事項を含める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (2) 文書化された手順又はそれらを参照できる情報 (3) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスと関係する組織 (4) プロセスの順序やその相互関係 (5) プロセスの運用及び管理が効果的であることを確認するために必要な判断基準及び方法 (6) プロセスの運用及び管理が効果的であることを確認するために必要な資源及び情報 (7) プロセスの監視、測定及び分析 (8) 継続的な改善を達成するための必要な処置 (9) 原子力安全に対する重要度を考慮した品質マネジメントシステムの適用の程度</p> <p>3 理事長は、品質保証計画書を変更する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p>	<p>(3) 品質マネジメントシステムを構築し、品質目標を定め継続的に改善すること (4) 品質目標を設定できる内容であること</p> <p>2 理事長は、前項に定める品質方針の適切性を維持するために定期的にレビューする。</p> <p>3 理事長は、保安活動に関する品質マネジメントシステムに必要な資源(人的資源、施設、作業環境)を明確にし、提供する。</p> <p>4 理事長は、第5条から第38条に定める管理職位等の責任と権限を従業員に周知する。</p> <p>(品質マネジメント計画)</p> <p>第51条の4 再処理施設に関する保安活動を適切に実施するため、廃止措置計画の認可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的 品質マネジメント計画は、再処理施設における保安活動に関して、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)」に従って、再処理施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 品質マネジメント計画は、再処理施設において実施する保安活動(廃止措置を含む。)に適用する。</p> <p>3. 定義 品質マネジメント計画における用語の定義は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」並びに「JIS Q 9000:2015 品質マネジメントシステム—基本及び用語」に従うものとする。</p> <p>(1) 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。</p> <p>(2) 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。</p> <p>(3) 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。</p> <p>(4) 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p> <p>○品質マネジメントに関する記載の追加</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(1) 品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾がないこと</p> <p>(2) 品質マネジメントシステム全体と整合が採れていること</p>	<p>(5) 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。</p> <p>(6) 「是正処置」とは、発生した不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(7) 「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。</p> <p>(8) 「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。</p> <p>(9) 「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。</p> <p>(10) 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長を総称して「管理支援部門各部長」という。</p> <p>(11) 放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長を総称して「管理支援部門内各課長」という。</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 保安に係る各組織は、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。その際、次の事項を考慮し、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p> <p>a) 再処理施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>b) 再処理施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 保安に係る各組織は、再処理施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>(4) 保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。第I-2図に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確にする。第I-3図に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標（該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。）並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する（責任及び権限の明確化を含む。）。</p> <p>e) これらのプロセスの運用状況を監視及び測定し、分析する。ただし、監視及び測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>f) これらのプロセスについて、7.1 に示す業務の計画どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）を行う。</p> <p>g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムとの整合のとれたものにする。</p> <p>h) 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>i) 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。<u>これは、技術的、人的及び組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。 ・風通しの良い組織文化が形成されている。 ・要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。 ・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。 ・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。 ・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。 ・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。 ・原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 	<p>○「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下、「品質管理基準規則」という。）の解釈の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>(5) <u>保安に係る各組織は、業務・再処理施設に係る要求事項への適合に影響を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方式及び程度を7.4に従って明確にし、管理する。</u></p> <p>(6) <u>保安に係る各組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p> <p>4.2 <u>文書化に関する要求事項</u></p> <p>4.2.1 <u>一般</u></p> <p><u>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。また、第I-4図に再処理施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</u></p> <p>(1) <u>品質方針及び品質目標</u></p> <p>(2) <u>品質マニュアル (一次文書)</u></p> <p><u>品質マネジメント計画</u></p> <p><u>再処理施設品質マネジメント計画書 (以下「品質マネジメント計画書」という。)</u></p> <p>(3) <u>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書 (二次文書。第I-1-(1)表に示す手順を含む。)</u> 及び記録</p> <p>(4) <u>組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書 (三次文書) 及び記録</u></p> <p>4.2.2 <u>品質マニュアル</u></p> <p><u>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、品質マネジメント計画の運営を具体化するために、品質マネジメント計画書を作成する。</u></p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムの適用範囲 (適用組織を含む。)</u></p> <p>b) <u>保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</u></p> <p>d) <u>品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</u></p> <p>4.2.3 <u>文書管理</u></p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、次の事項を含め、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。</u></p> <p>a) <u>文書の組織外への流出等の防止</u></p> <p>b) <u>品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長</u></p>	<p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
	<p>は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>a) <u>発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</u></p> <p>b) <u>文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</u></p> <p>c) <u>文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</u></p> <p>d) <u>文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</u></p> <p>e) <u>該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</u></p> <p>g) <u>品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</u></p> <p>h) <u>廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</u></p> <p>i) <u>文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できるようにする。</u></p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) <u>保安に係る各組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、研究所の「文書・記録管理要領書」を定め、センター長及び管理支援部門各部長は、文書及び記録の管理要領を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</u></p> <p>a) <u>記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する管理を行う。</u></p> <p>b) <u>記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</u></p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>5.1 経営者の関与</p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>a) <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>b) <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>c) <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>d) <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>e) <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>f) <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要</u></p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p><u>性を、組織内に周知する。</u></p> <p>g) <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>h) <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにする。</u></p> <p>5.2 <u>原子力の安全の重視</u> <u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・再処理施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p>5.3 <u>品質方針</u> <u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの（技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）及び性能維持施設に係る施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の目的及び状況に対して適切なものである。</u></p> <p>b) <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>c) <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>d) <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>e) <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>5.4 <u>計画</u> 5.4.1 <u>品質目標</u> (1) <u>理事長は、保安に係る各組織において、毎年度、品質目標（業務・再処理施設に対する要求事項を満たすために必要な目標（7.1 (4) b) 参照）を含む。）が設定されていることを確実にする。</u> <u>また、保安活動の重要度に応じて、次の事項を含む品質目標を達成するための計画（7.1 (4) 参照）が作成されることを確実にする。</u></p> <p>a) <u>実施事項</u> b) <u>必要な資源</u> c) <u>責任者</u> d) <u>実施事項の完了時期</u> e) <u>結果の評価方法</u> (2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合性がとれていることを確</u></p>	<p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p><u>実にする。</u></p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 理事長は、4.1 に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、品質マネジメント計画を策定する。</p> <p>(2) 理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより<u>確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>a) <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>c) <u>資源の利用可能性</u></p> <p>d) <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任及び権限</p> <p>理事長は、第4条に定める保安管理組織及び第5条から第38条に定める<u>管理職位の職務について、各組織を通じて組織全体に周知し、保安活動に係る要員が理解することを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1 参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者</p> <p>(1) 理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、研究所においては研究所担当理事を管理責任者とする。</p> <p>(2) 管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限をもつ。</p> <p>a) <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>c) <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>d) <u>関係法令を遵守する。</u></p>	<p>○記載の適正化</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>a) 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>b) 業務に従事する要員の業務・再処理施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>c) 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>d) 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>e) 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前号の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d) 要員に、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に再処理施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e) 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、自己評価(安全文化について強化すべき分野に係るものを含む。)を実施する。</p> <p>5.5.4 内部コミュニケーション</p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長は、研究所に安全専門委員会及び品質保証委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、再処理施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換が行われることを確実にする。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上(年度末及び必要に応じて)、マネジメントレビューを実施する。</p> <p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
	<p><u>含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p>5.6.2 <u>マネジメントレビューへのインプット</u> <u>管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</u></p> <p>a) <u>内部監査の結果</u> b) <u>組織の外部の者からの意見</u> c) <u>保安活動に関するプロセスの成果を含む運用状況(品質目標の達成状況を含む。)</u> d) <u>使用前自主検査及び定期事業者検査並びに自主検査等の結果</u> e) <u>安全文化を育成し、維持するための取組の実施状況(安全文化について強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u> f) <u>関係法令の遵守状況</u> g) <u>不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))及び不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u> h) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</u> i) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u> j) <u>改善のための提案</u> k) <u>資源の妥当性</u> l) <u>保安活動の改善のために実施した処置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(8.5.2(3)a)において同じ。))の有効性</u></p> <p>5.6.3 <u>マネジメントレビューからのアウトプット</u> (1) <u>理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</u> a) <u>品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</u> b) <u>業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</u> c) <u>品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</u> d) <u>健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</u> e) <u>関係法令の遵守に関する改善</u> (2) <u>マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。</u> (3) <u>管理責任者は、(1)で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</u></p> <p>6. <u>資源の運用管理</u> 6.1 <u>資源の確保</u> <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、研究所担当理事、所長、センター</u></p>	<p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p><u>長及び管理支援部門各部長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</u></p> <p>(1) <u>人的資源 (要員の力量)</u></p> <p>(2) <u>インフラストラクチャ (個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</u></p> <p>(3) <u>作業環境</u></p> <p>(4) <u>その他必要な資源</u></p> <p>6.2 <u>人的資源</u></p> <p>6.2.1 <u>一般</u></p> <p>(1) <u>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、研究所担当理事、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、原子力の安全を確実なものにするために必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</u></p> <p>(2) <u>保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</u></p> <p>(3) <u>外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</u></p> <p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>(1) <u>センター長及び管理支援部門各部長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</u></p> <p>a) <u>保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</u></p> <p>b) <u>必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</u></p> <p>c) <u>教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>d) <u>要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</u></p> <p>e) <u>要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</u></p> <p>(3) <u>安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1)のa)からe)に準じた管理を行う。</u></p> <p>6.3 <u>インフラストラクチャ</u></p> <p><u>所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を7.1に示す業務の計画にて明確にし、これを維持管理する。</u></p>	<p>○再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更(廃止措置推進室長の職位新設に伴う組織の追加。以下、「組織の追加」という。)</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○組織の追加</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
	<p>6.4 作業環境</p> <p><u>所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、保安のために業務に必要な作業環境を7.1に示す業務の計画にて明確にし、運営管理する。この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</u></p> <p>7. 業務の計画及び実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) <u>所長、センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等（保安規定に基づく保安活動）について業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）を第I-4図のとおり策定する。</u></p> <p>(2) <u>センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領（二次文書）に基づき、個別業務に必要な計画（三次文書：マニュアル、手引き、手順等）を作成して、業務を実施する。</u></p> <p>(3) <u>上記(1)及び(2)の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性（業務の計画を変更する場合を含む。）を確保する。</u></p> <p>(4) <u>所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務の計画の策定及び変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）に当たっては、次の事項について個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果（原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。）</u></p> <p>b) <u>業務・再処理施設に対する品質目標及び要求事項</u></p> <p>c) <u>業務・再処理施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</u></p> <p>d) <u>業務・再処理施設のための使用前自主検査、定期事業者検査、検証、妥当性確認、監視及び測定並びにこれらの合否判定基準</u></p> <p>e) <u>業務・再処理施設のプロセス及びその結果が業務・再処理施設に係る要求事項に適合することを実証するために必要な記録（4.2.4参照）</u></p> <p>(5) <u>業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において再処理施設の保安活動を支援する場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(5)までに準じて業務の計画を策定し、管理する。</u></p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○記載の適正化</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 業務・再処理施設に対する要求事項の明確化</p> <p><u>所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次の事項を7.1において明確にする。</u></p> <p>a) <u>業務・再処理施設に関連する法令・規制要求事項</u></p> <p>b) <u>明示されていないが、業務・再処理施設に必要な要求事項</u></p> <p>c) <u>組織が必要と判断する追加要求事項 (安全基準等)</u></p> <p>7.2.2 業務・再処理施設に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) <u>所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</u></p> <p>(2) <u>レビューでは、次の事項について確認する。</u></p> <p>a) <u>業務・再処理施設に対する要求事項が定められている。</u></p> <p>b) <u>業務・再処理施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。</u></p> <p>c) <u>レビューを受ける組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。</u></p> <p>(3) <u>このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>(4) <u>所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が関連する要員に理解されていることを確実にする。</u></p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p><u>所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、原子力の安全に関して組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るため、効率的な方法を明確にし、これを実施する。これには、次の事項を含む。</u></p> <p>a) <u>組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</u></p> <p>b) <u>予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</u></p> <p>c) <u>原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</u></p> <p>d) <u>原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</u></p> <p>7.3 設計・開発</p> <p>7.3.1 設計・開発の計画</p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>(1) 工事等を担当する<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、再処理施設の設計・開発の計画（<u>不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1（2）c）の事項を考慮して行うものを含む。</u>）を行うことを含む。）を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度</p> <p>b) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制</p> <p>c) 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限</p> <p>d) 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするため、設計・開発に関与する関係者（他部署を含む。）間のインタフェースを運営管理する。</p> <p>(4) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計・開発へのインプット</p> <p>(1) 工事等を担当する<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、業務・再処理施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <p>a) 機能及び性能に関する要求事項</p> <p>b) 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>c) 適用される法令・規制要求事項</p> <p>d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>(2) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、これらのインプットについて、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認をする。</p> <p>(2) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各</p>	<p>○組織の追加 （以下、同様。）</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <p>a) <u>設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</u></p> <p>b) <u>調達、業務の実施及び再処理施設の使用に対して適切な情報を提供する。</u></p> <p>c) <u>関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</u></p> <p>d) <u>安全な使用及び適正な使用に不可欠な再処理施設の特性を明確にする。</u></p> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) <u>工事等を担当する廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（7.3.1参照）に体系的なレビューを行う。</u></p> <p>a) <u>設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。</u></p> <p>b) <u>問題を明確にし、必要な処置を提案する。</u></p> <p>(2) <u>レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</u></p> <p>(3) <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発レビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) <u>工事等を担当する廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1参照）に検証を実施する。</u></p> <p>(2) <u>設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</u></p> <p>(3) <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) <u>工事等を担当する廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の結果として得られる再処理施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法（7.3.1参照）に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該再処理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該再処理施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</u></p> <p>(2) <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各</u></p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>課長は、実行可能な場合はいつでも、再処理施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な記録があればその記録を作成し、管理する。(4.2.4参照)。</p> <p>7.3.7 設計・開発の変更管理</p> <p>(1) 工事等を担当する<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(2) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該再処理施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する再処理施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) <u>廃止措置推進室長</u>、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>7.4 調達</p> <p>センター長及び管理支援部門各部長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を<u>適切に実施</u>するため、調達に関する管理要領(契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、調達製品等が、規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度(力量を有する者を組織の外部から確保する際に、<u>外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。</u>)を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達要求事項に適合していることを確認できるよう管理</p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p> <p>○記載の適正化</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p><u>の方法及び程度を含める。</u></p> <p>(3) <u>センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、供給者が調達要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</u></p> <p>(4) <u>調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、研究所の調達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</u></p> <p>(5) <u>センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>(6) <u>センター長及び管理支援部門各部長は、調達製品等の調達後における維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を<u>調達先から</u>取得するための方法及びそれらを他の再処理事業者と共有する場合に必要な処置に関する方法を研究所の調達に関する管理要領に定める。</u></p> <p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) <u>センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当する事項を含める。</u></p> <p>a) <u>製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b) <u>要員の力量(適格性を含む。)確認に関する要求事項</u></p> <p>c) <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>d) <u>不適合の報告及び処理に関する要求事項</u></p> <p>e) <u>安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</u></p> <p>f) <u>一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g) <u>その他調達製品等に関し必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、(1)に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前自主検査、定期事業者検査並びに自主検査等又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) <u>センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、調達要求事項が妥当であることを確実にする。</u></p> <p>(4) <u>センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p> <p>○記載の適正化</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>7.4.3 調達製品等の検証</p> <p>(1) センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</p> <p>(2) センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2 参照）の中で明確にする。</p> <p>7.5 業務の実施</p> <p>所長、センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務の計画（7.1 参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>所長、センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、廃止措置段階における再処理施設の施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。</p> <p>管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p> <p>a) <u>原子力施設の保安のために次の事項を含む必要な情報が利用できる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性</u> ・<u>当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果</u> <p>b) 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>c) 適切な設備を使用している。</p> <p>d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>e) 監視及び測定が実施されている（8.2.3 参照）。</p> <p>f) 業務のリリース（次工程への引渡し）が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されてからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) センター長、管理支援部門各部長、<u>廃止措置推進室長</u>、センター内各部長、センタ</p>	<p>○組織の追加 （以下、同様。）</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
	<p>7.6 監視機器及び測定機器の管理</p> <p>監視機器及び測定機器の管理を行うセンター長及び管理支援部門各部長は、監視機器及び測定機器の管理要領を定め、次の管理を行う。</p> <p>(1) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視及び測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>b) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>c) 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。また、その機器及び影響を受けた業務・再処理施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(6) センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p>8. 評価及び改善</p> <p>8.1 一般</p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p>8.2.3 プロセスの監視及び測定</p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び測定を行う。</p> <p>この監視及び測定の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p>a) 監視及び測定の実施時期</p> <p>b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画に定めた結果を得ることができることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、プロセスの監視及び測定状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p>8.2.4 検査及び試験</p> <p>品質保証課長は、事業者検査責任者として、使用前自主検査及び定期事業者検査を行う。また、自主検査等を行うセンター長及び管理支援部門各部長は、試験・検査の管理要領を定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 事業者検査責任者、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、再処理施設の要求事項が満たされていることを検証するために、業務の計画(7.1参照)に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階で、使用前自主検査、定期事業者検査又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前自主検査、定期事業者検査</p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p> <p>○記載の適正化</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p><u>査及び自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</u></p> <p>(3) <u>記録には、リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人を明記し、その記録を管理する。</u></p> <p>(4) <u>個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や再処理施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(5) <u>事業者検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、使用前自主検査及び定期事業者検査の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。また、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、センター長及び管理支援部門各部長は、不適合の処理に関する管理 (不適合を関連する管理者に報告することを含む。) の手順及びそれに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は「不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則」に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、業務・再処理施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、次のいずれかの方法により、不適合を処理する。</u></p> <p>a) <u>不適合を除去するための処置を行う。</u></p> <p>b) <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース (次工程への引渡し) 又は合格と判断することを正式に許可する。</u></p> <p>c) <u>本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>d) <u>外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>(3) <u>不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(4) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理</u></p>	<p>○「品質管理基準規則」の内容反映に関する追記</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p> <p>○品質マネジメントに関する記載の追加</p> <p>○組織の追加 (以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
	<p><u>部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、検出された不適合及びその他の事象（以下「不適合等」という。）の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</u></p> <p>(2) <u>是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</u></p> <p>a) <u>不適合等のレビュー及び分析（情報を収集及び整理すること並びに技術的、人的、組織的側面等を考慮することを含む。）</u></p> <p>b) <u>不適合等の原因（関連する要因を含む。）の特定</u></p> <p>c) <u>類似の不適合等の有無又は当該類似の不適合等が発生する可能性の明確化</u></p> <p>d) <u>必要な処置の決定及び実施</u></p> <p>e) <u>とった是正処置の有効性のレビュー</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ、次の事項を考慮する。</u></p> <p>a) <u>計画において実施した保安活動の改善のために実施した処置の変更</u></p> <p>b) <u>品質マネジメントシステムの変更</u></p> <p>(4) <u>原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</u></p> <p>(5) <u>全ての是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する（4.2.4参照）。</u></p> <p>(6) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適切な処置を行う。</u></p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p><u>安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長及び管理支援部門各部長は、他の原子力施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センター長及び管理支援部門各部長は不適合管理並びに是正及び未然防止処置に関する要領に定め、次の事項を管理する。</u></p> <p>(1) <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、センター長、管理支援部門各部長、廃止措置推進室長、センター内各部長、センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、適切な未然防止処置を行う。</u></p> <p><u>この活用には、得られた知見や技術情報を他の再処理事業者と共有することも含む。</u></p>	<p>○組織の追加 (以下、同様。)</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p> <p>○「品質管理基準規則の解釈」の内容反映に関する追記</p> <p>○品質マネジメントに関する記載の追加</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
	<p>a) <u>起こり得る不適合及びその原因についての調査</u> b) <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u> c) <u>必要な処置の決定及び実施</u> d) <u>とった未然防止処置の有効性のレビュー</u> (2) <u>全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</u></p>	
<p><u>(品質目標)</u> 第51条の4 <u>安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職及び所長は、保安活動を確実に実施するために第51条の2において理事長が定めた品質方針を踏まえ、年度ごとに達成度が判定可能な品質目標を策定し、文書化する。</u> 2 <u>センター長は、所長が定めた年度ごとの品質目標を達成するために、廃止措置推進室長、センター内各部長に命じ再処理センターの品質目標を定め、品質目標を達成するための要求事項を策定し、文書化する。</u> 3 <u>放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所長が定めた年度ごとの品質目標を達成するために各部の品質目標を定め、品質目標を達成するための要求事項を策定し、文書化する。</u> 4 <u>センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、品質目標の達成状況を半期ごとに所長へ報告する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>○第51条の4 5.4.1、5.5.3、5.6.2 に定められたため、削る</p>
<p><u>(マネジメントレビュー)</u> 第51条の5 <u>理事長は、保安活動に係る品質保証活動が適切、かつ、有効に機能していることを確認・評価するために、マネジメントレビューを毎年度1回以上実施する。</u> 2 <u>管理責任者は、マネジメントレビューにおける確認・評価のために次の各号に掲げる事項を理事長へ報告する。</u> (1) <u>当該年度に実施した内部監査の結果</u> (2) <u>保安検査、施設定期検査など原子炉等規制法に定める検査の状況</u> (3) <u>第51条の4に定める品質目標の達成状況</u> (4) <u>運転及び保守管理、放射線管理、環境監視などの個別の業務の成果を含む実施状況</u> (5) <u>不適合管理、是正処置及び予防処置の状況</u> (6) <u>前回のマネジメントレビュー結果の処置状況</u> (7) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある情勢の変更(組織体制、法規制等)</u> (8) <u>品質マネジメントシステムの改善のための提案</u> 3 <u>所長は、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長に命じて、所掌する業務に関して、第2項の各号に定める事項を報告させる。</u> 4 <u>所長は、前項の報告内容を確認し、研究所の管理責任者へ報告する。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>○第51条の4 5.6 に定められたため、削る</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>5 理事長は、第1項に定めるマネジメントレビューの結果に応じて、保安活動に係る品質保証活動を適切、かつ、有効に機能させるために、次の各号に掲げる事項に関して、統括監査の職、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長及び研究所担当理事に必要な改善事項を指示する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</p> <p>(2) 業務の計画及び実施に必要な改善</p> <p>(3) 資源の必要性</p> <p>6 理事長は、本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認する。</p> <p>7 理事長は、マネジメントレビューを通じて品質マネジメントシステムの有効性に関する情報交換を行う。</p> <p>8 本部(監査プロセスを除く。)の管理責任者は、マネジメントレビューの結果を記録する。</p>		
<p>(改造工事の設計・開発)</p> <p>第51条の6 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、施設の改造に係る設計・開発に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にした計画を策定し、文書化し管理する。</p> <p>(1) 設計・開発の段階</p> <p>(2) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認</p> <p>(3) 設計・開発に関する責任と権限</p> <p>(4) 設計・開発に係る他課室長への情報伝達方法</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項に定める計画を設計・開発の進捗に応じて適切に更新する。</p> <p>3 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発の計画に当たっては、次の各号に掲げる設計・開発条件を明確にし、記録する。</p> <p>(1) 必要とする機能・性能</p> <p>(2) 適用される法令、規格・基準</p> <p>(3) 類似した工程からの情報、他工程・設備との取合条件、検査・試験条件など、設計・開発に必要な条件</p> <p>4 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の設計・開発条件に、不足や不明確なものがないことなど、適切であることを評価し記録する。</p> <p>5 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、リリース前に第6項に定める事項を実施し、要求事項を満たしている場合は承認する。</p> <p>6 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内</p>	<p>(削る)</p>	<p>○第51条の4 7.3に定めたため、削る</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>各課長は、得られた成果に対して、次の各号に掲げる事項を実施し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 第3項に定める条件と対比した検証を行うのに適した形式への整理</p> <p>(2) 設計条件を満たしていること、調達又は改造工事を実施するために必要な情報に不足や不明確なものがないこと、運転・保守に支障のないことの評価</p> <p>(3) 設計・開発に直接関与していない者による検証</p> <p>(4) 第2号、第3号の評価・検証により明らかになった問題とその処置</p> <p>7 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、設計・開発した施設を使用する前に検査し、その結果を記録する。</p> <p>8 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、他工程・設備の改造工事の設計を実施する場合は、第4項及び第6項の評価を工程・設備の担当課長と共に実施する。</p> <p>9 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第4項、第6項及び第7項の結果又は設計の進捗に応じて、設計内容を変更する場合は、変更理由、変更箇所、変更による影響の有無を明確にした上で、第1項及び第8項に従い、変更設計を実施し、記録する。</p>		
<p>(調達管理)</p> <p>第51条の7 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、物品や役務（購入、製作、工事役務等の調達事項を含む。）（以下、調達する物品及び役務を「調達品」という。）を調達する場合は、その重要度に応じて、あらかじめ、次の各号に掲げる事項を講じるとともに、記録する。</p> <p>(1) 発注先の選定に当たっては、選定、評価及び再評価の基準を定め、発注先の納入実績等に基づいて技術的能力や品質保証体制を評価又は再評価する</p> <p>(2) 調達品に係る適用法令・基準、製作規格、製作方法、有資格者の要否等の品質保証上の要求事項を明確にし、その妥当性を評価する</p> <p>(3) 第1号及び第2号の評価の結果に基づいて必要な処置を実施する</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項第2号に定める要求事項に次の各号に掲げる事項を含める。</p> <p>(1) 発注先における検査（方法、時期、判定基準）</p> <p>(2) 発注先に対する監査</p> <p>(3) 出荷許可の方法</p> <p>(4) 調達品の維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の提供</p> <p>3 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、調達品を受け入れる場合は、第1項第2号に定める要求事項を満たしていることを確認するために、検査方法を定め検査を実施するか</p>	<p>(削る)</p>	<p>○第51条の4 7.4に定めたため、削る</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>又は発注先が行う検査の立会いを実施し、その結果を記録する。</p> <p>4 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の検査の結果、第1項において明確にした事項を満足していない場合には、原因を調査し、必要な措置を講じ、記録する。</p> <p>5 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第3項の検査の結果、受入れ可能と判断した場合には、調達品が据付(使用)されるまでの間、誤使用、劣化を防止するための養生(識別、包装及び保護)を施して保管する。</p> <p>6 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、発注先から提供された調達品の維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)を他の再処理事業者と共有する。</p>		
<p>(文書及び記録の管理)</p> <p>第51条の8 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第I-1-(1)表に示す手順を文書化する。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第51条の3に定める品質保証計画を基に、保安活動に係る品質保証活動に関する文書及び記録を管理するため、次の各号に掲げる手順を定め、文書化する。</p> <p>(1) 承認手続き</p> <p>(2) 見直し、更新、再承認手続き</p> <p>(3) 変更の識別及び現在の有効な版の識別管理</p> <p>(4) 保管管理</p> <p>(5) 体裁</p> <p>(6) 外部文書の明確化及び配付管理</p> <p>(7) 廃棄及び旧版管理</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項に従い、所掌する業務に係る文書及び記録について、作成、配布、見直し、保管及び廃棄を行う。</p>	(削る)	○第51条の4 4.2に定めたため、削る
<p>(検査・試験及び監視・測定)</p> <p>第51条の9 廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、本規定で定める調達物品の検査及び業務の監視・測定に必要な監視・測定項目、監視・測定方法及び監視・測定に用いる測定機器を明確にした上で、次の各号に従い管理する。</p> <p>(1) 検査・試験及び監視・測定に適した測定機器、測定方法で実施する</p> <p>(2) 使用前又は期間を定め校正・検証を実施し、その結果を記録する</p>	(削る)	○第51条の4 7.6、8.2に定めたため、削る

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(3) <u>校正・調整の結果に応じて調整又は再調整を実施する</u></p> <p>(4) <u>校正状態を表示する</u></p> <p>(5) <u>校正外れが生じないように処置する</u></p> <p>(6) <u>損傷、劣化しないように保護する</u></p> <p>2 <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の校正・検証の結果、測定に適さないことが判明した場合、過去に測定したデータの妥当性を評価し、適切な処置(測定項目の特定、測定期間の把握、再測定の要否)を講じるとともに、校正・検証、妥当性評価及び採用した処置を記録する。</u></p> <p>3 <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、測定機器にコンピュータソフトウェアを使用する場合には、使用に先立って意図した監視・測定ができることを確認する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>4 <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、次の各号に掲げる事項を定め検査・試験を実施する。</u></p> <p>(1) <u>目的に応じた検査を実施するために必要な期日、場所の選定</u></p> <p>(2) <u>検査及び検査員の独立の程度</u></p> <p>(3) <u>検査・試験の方法及び判定基準</u></p> <p>5 <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、検査及び試験の結果を記録する(被検査物を次工程へ引き渡す場合は引き渡しを許可した者を含む)。</u></p> <p>6 <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、第55条、第70条、第115条及び第199条に定める業務計画で決定した検査・試験が完了するまで、当該工程・設備を使用しない。</u> <u>ただし、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長が承認した場合は、この限りではない。</u></p>		
<p><u>(不適合管理)</u></p> <p>第51条の10 <u>安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、原子炉等規制法及びこの規定に定める要求事項に適合しない状況が発生した場合に、不適合の状態で使用又は利用ができないように管理するために、次の各号を含む事項を定め、文書化する。</u></p> <p>(1) <u>検出された不適合を除去するための処置</u></p> <p>(2) <u>特別採用による使用、次工程への引き渡し又は合格と判断する権限</u></p> <p>(3) <u>本来の意図された使用又は適用ができないようにするための処置</u></p> <p>(4) <u>不適合の性質の記録及び不適合に対して採った処置の記録</u></p> <p>(5) <u>不適合を修正した場合は、要求事項への適合性を実証するための再検証</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>○第51条の4 8.3に 定めたため、削る</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(6) 外部への引き渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合は、その不適合による影響又は起こり得る影響とその対策</p> <p>(7) 検出された不適合に関する情報を公開するための処置</p>		
<p>(是正処置及び予防処置)</p> <p>第51条の11 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、不適合の原因を除去する処置を実施する。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項の処置にあたって、不適合の影響に見合う是正処置を採用する。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、検出された不適合が使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16に掲げる事故故障及びこれらに準ずる事象に該当する場合は、是正処置を確実なものとするために、根本原因分析を実施する体制及び方法に関する手順を確立し、その事象ごとに根本原因分析を実施する。</p> <p>4 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、是正処置について、次の各号を含む事項を定め、文書化する。</p> <p>(1) 不適合の内容確認</p> <p>(2) 不適合の原因特定</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(5) 採った処置の結果の記録</p> <p>(6) 是正処置の有効性のレビュー</p> <p>5 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、起こり得る不適合の発生を防止するため、その原因を除去する処置を実施する。</p> <p>6 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項の処置にあたって、起こり得る問題の影響に見合う予防処置を採用する。</p> <p>7 安全・核セキュリティ統括部長、センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、予防処置について、次の各号を含む事項を定め、文書化する。</p> <p>(1) 不適合及び原因の特定</p> <p>(2) 不適合の発生を防止するための処置の必要性の評価</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録</p> <p>(5) 予防処置の有効性のレビュー</p> <p>8 安全・核セキュリティ統括部長、廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長、保安管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前項の予防処置において、この規定に定める業務の実施によって得られた知見及び他の施設から得ら</p>	<p>(削る)</p>	<p>○第51条の4 8.5に定めたため、削る</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>れた知見を活用する。</p> <p>9 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、発生した不適合等に類似性のある事象について、安全・核セキュリティ統括部長へ報告する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の報告を受けた場合は、予防処置を確実なものとするために、根本原因分析を実施する体制及び方法に関する手順を確立し、根本原因分析を実施する。</p>		
<p>(内部監査)</p> <p>第51条の12 理事長は、保安活動に係る品質保証活動が適切、かつ、有効に機能していることを評価・確認するため、第51条の3に定める品質保証計画書に基づく監査を毎年度1回以上実施する。</p> <p>2 理事長は、監査の対象の重要性やこれまでの監査結果などを考慮して、監査の基準、計画、範囲、方法、結果、記録及び責任、並びに監査に携わる者の要件を定め、文書化する。</p> <p>3 監査に携わる者は、再処理施設の業務に直接携わっていない者とする。</p> <p>4 統括監査の職は、次の各号に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 第1項に定める監査の結果、改善が必要と判断した場合には本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、核燃料サイクル工学研究所においては研究所担当理事に対して、改善事項を指示する。</p> <p>(2) 前号の改善指示事項及び次項の改善結果を確認し理事長へ報告する。</p> <p>5 安全・核セキュリティ統括部長又は研究所担当理事は、前項第1号で指示された改善事項を遅滞なく実施するとともに、改善結果を確認し、統括監査の職へ報告する。</p> <p>6 統括監査の職は、前項に定める結果を記録する。</p>	(削る)	○第51条の4 8.2.2に定めたため、削る
<p>(所掌業務の妥当性確認)</p> <p>第51条の13 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、所掌する業務の過程において、得られた結果がそれ以降の監視・測定で検証することができない場合には、業務の妥当性確認を行い、計画通りの結果が出せることを実証する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、前項のプロセスについて、次の各号に掲げる事項のうち適用可能なものを含んだ手続きを確立すること。</p> <p>(1) プロセスの評価及び承認のための明確な基準</p> <p>(2) 設備の承認及び要員の適格性確認</p> <p>(3) 適用可能な方法及び手順</p> <p>(4) 記録すべき事項</p> <p>(5) 妥当性の再確認</p>	(削る)	○第51条の4 7.5.2に定めたため、削る

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(所掌業務の識別管理等)</p> <p>第51条の14 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、必要な場合には、所掌する業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務を識別する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、監視及び測定 の要求事項に関連して、所掌する業務の状態を識別する。</p> <p>3 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、必要な場合には所掌する業務について固有の識別を管理し、記録する。</p>	<p>(削る)</p>	<p>○第51条の4 7.5.3 に定めたため、削る</p>
<p>第5章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第52条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、品質保証計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量</p> <p>(2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法</p> <p>(3) 教育・訓練の有効性の評価</p> <p>(4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連</p> <p>(5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第3項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること</p> <p>(3) 廃止措置に関すること</p> <p>(4) 放射線管理に関すること</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること</p> <p>(6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること</p> <p>(7) 非常の場合に採るべき処置に関すること</p> <p>(8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能</p> <p>(9) 保安活動に係る品質保証活動に関すること</p> <p>5 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第I-1-(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当</p>	<p>第5章 保安教育訓練</p> <p>(保安教育)</p> <p>第52条 理事長は、再処理施設に係る役員の教育計画を定める。</p> <p>2 所長は、保安教育の実施に係る基本的事項をあらかじめ定めておく。</p> <p>3 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、品質マネジメント計画に基づき、従業員に対する教育訓練に関して、次の各号に掲げる事項を考慮した計画を定め、文書化する。</p> <p>(1) 業務に必要な力量</p> <p>(2) 必要な力量が持てるような教育・訓練の方法</p> <p>(3) 教育・訓練の有効性の評価</p> <p>(4) 原子力安全に関する従業員個々の役割と品質目標との関連</p> <p>(5) 教育・訓練の記録</p> <p>4 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第3項の計画に従い従業員に対する保安教育に関する教育方針を定め、次の各号に掲げる事項のうち、第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を行う。</p> <p>(1) 関係法令、保安規定、事業指定申請書及び廃止措置計画に関すること</p> <p>(2) 再処理施設の構造、性能及び操作に関すること</p> <p>(3) 廃止措置に関すること</p> <p>(4) 放射線管理に関すること</p> <p>(5) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること</p> <p>(6) 臨界安全設計及び臨界管理に関すること</p> <p>(7) 非常の場合に採るべき処置に関すること</p> <p>(8) その他、安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等の再処理施設に係る保安に関する必要な知識及び技能</p> <p>(9) 保安活動に係る品質マネジメント活動に関すること</p> <p>5 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、前項の教育の実施に当たっては、第I-1-(2)表に定める保安教育に係る年度計画を策定する。</p> <p>6 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、保安教育に係る年度計画の策定に当</p>	<p>○再処理規則第17条 (保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p> <p>○再処理規則第17条 (保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>たつては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第5項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第3項から第8項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第3項を準用する。</p> <p>11 廃止措置推進室長及びセンター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p>	<p>たつては、核燃料取扱主任者の参画を求めるとともに、策定した年度計画の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、従業員のうち、新たに着任した者に対し、その着任後速やかに第I-1-(2)表に従い、必要な保安教育を実施する。ただし、既に教育を施されている項目については省略することができる。</p> <p>8 廃止措置推進室長及びセンター内各部長は、第5項の計画に従って実施した教育の有効性を評価し、受講した従業員の技能及び経験を含め、その結果を記録する。</p> <p>9 放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る業務を行う者に対して行う保安教育については、第3項から第8項を準用する。</p> <p>10 安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長は、再処理施設に係る保安活動を行う者に対して行う品質マネジメントに関する事項の教育について、第3項を準用する。</p> <p>11 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第103条第3項に基づき緊急作業に従事する要員(以下「緊急作業に従事する要員」という。)として選定を受けようとする者に対し、第I-1-(3)表に従い、必要な保安教育を緊急作業に従事させる前に実施し、教育の有効性を評価するとともに、その結果を記録する。</p>	<p>○記載内容の適正化(核燃料取扱主任者の同意手続きに係る適正化)</p> <p>○本部組織である契約部長の追加(その職務を第5条の4に追加したため)</p> <p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p> <p>○記載の適正化</p>
<p>第6章 非常の場合に採るべき処置 第1節 非常事態の措置 第53条、第54条 (省略)</p>	<p>第6章 非常の場合に採るべき処置 第1節 非常事態の措置 第53条、第54条 (変更なし)</p>	
<p>(非常事態の措置に係る計画) 第55条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質保証計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常事態の措置に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・条令等)</p> <p>(3) 非常事態の措置に必要な要員及び設備(通信連絡機器、保護具等)</p> <p>(4) 非常事態の措置に必要な要領書</p>	<p>(非常事態の措置に係る計画) 第55条 所長は、センター長及び保安管理部長に命じ、非常事態の措置について品質マネジメント計画に基づき実行に適した様式で計画を策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長及び保安管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にし、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 非常事態の措置に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・条令等)</p> <p>(3) 非常事態の措置に必要な要員及び設備(通信連絡機器、保護具等)</p> <p>(4) 非常事態の措置に必要な要領書</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(5) 非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目 (6) 前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 (8) 再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備 (9) 医療機関の確保</p> <p>3 所長は、第53条に定める保安訓練などにより、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画の策定、第3項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。</p> <p>5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p>	<p>(5) 非常事態の措置に係る訓練及び非常事態の措置に必要な設備とその監視項目 (6) 前号に定める非常事態の措置に必要な設備の検査(方法、頻度及び判定基準) (7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録 (8) 再処理施設周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況並びに放射能影響範囲等の事前調査及び資料の整備 (9) 医療機関の確保</p> <p>3 所長は、第53条に定める保安訓練などにより、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であればセンター長及び保安管理部長に改善を指示し、センター長及び保安管理部長は、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること (2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること (3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画の策定、第3項に定める改善に関して、センター長及び保安管理部長に協力する。</p> <p>5 所長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>6 所長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を非常事態の措置に係る従業員へ周知する。</p>	
<p>第55条の2 (省略)</p>	<p>第55条の2 (変更なし)</p>	
<p>(非常事態の措置対応)</p> <p>第56条 従業員は、第54条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、廃止措置推進室長又は担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>(1) 第54条の非常事態が発生するおそれがあるとき (2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第I-2-(1)表に定めるものが作動したとき (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>2 廃止措置推進室長、担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに、廃止措置推進室長はセンター長に、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講</p>	<p>(非常事態の措置対応)</p> <p>第56条 従業員は、第54条に定める非常事態が発生した場合、又は以下の各号に定める事態が発生した場合は、応急の措置を行うとともに、廃止措置推進室長又は担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>(1) 第54条の非常事態が発生するおそれがあるとき (2) 再処理施設に係る警報装置のうち、第I-2-(1)表に定めるものが作動したとき (3) 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障などの事象及びこれらに準ずるものが発生した場合</p> <p>2 廃止措置推進室長、担当課長及び当直長は、前項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置<u>(施設内の見学者、外部研究者等に対する避難指示等を含む。)</u>を講ずるとともに、廃止措置推進室長はセンター長に、担当課長は担当部長又は工務技術部長に通報する。なお、休日及び夜間にあつては、当直長はセンター長に通報する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受け、その状況が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために、必要な措置を講</p>	<p>○非常事態における退避対象者に見学者を含むことを明記。</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>ずるとともに、センター長に通報する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p>	<p>ずるとともに、センター長に通報する。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項又は前項の通報を受けた場合は、直ちに非常事態を防止し、又は非常事態の拡大を防止するために必要な措置を講じ、非常事態の状況等について相互に連絡するとともに、所長、核燃料取扱主任者及び保安管理部長に通報する。</p>	
<p>第56条の2 ～ 第56条の3 (省略)</p>	<p>第56条の2 ～ 第56条の3 (変更なし)</p>	
<p>(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第56条の4 保安管理部長は、<u>核燃料サイクル工学研究所</u>において火災が発生した場合に消防機関へ確実に通報するため、第55条第1項に定める計画に基づき、専用回線を使用した通信設備を防災管理棟に設置する。</p> <p>なお、点検・故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>2 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、消防機関への通報、消火設備の操作等を行う10名以上の初期消火活動を行う要員を常時配置する。</p> <p>3 保安管理部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、必要な化学消防自動車、泡消火薬剤など、第I-2-(2)表に示す資機材を備え付ける。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、研究所内の通報、初期消火活動を行う要員及びその他従業員の招集に必要な連絡体制を整備する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、<u>第183条の巡視及び点検</u>により、火災の早期発見に努める。</p> <p>6 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、初期消火活動の要員に対して、毎年1回以上訓練を実施し、その結果を評価するとともに、評価結果に基づき、必要な改善を実施する。</p>	<p>(初期消火活動のための体制の整備)</p> <p>第56条の4 保安管理部長は、<u>研究所</u>において火災が発生した場合に消防機関へ確実に通報するため、第55条第1項に定める計画に基づき、専用回線を使用した通信設備を防災管理棟に設置する。</p> <p>なお、点検・故障の場合はこの限りではないが、点検後又は修理後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>2 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、消防機関への通報、消火設備の操作等を行う10名以上の初期消火活動を行う要員を常時配置する。</p> <p>3 保安管理部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、必要な化学消防自動車、泡消火薬剤など、第I-2-(2)表に示す資機材を備え付ける。</p> <p>4 センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、初期消火活動を行うため、第55条第1項に定める計画に基づき、研究所内の通報、初期消火活動を行う要員及びその他従業員の招集に必要な連絡体制を整備する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、<u>第183条の2に規定する施設管理実施計画</u>に定める巡視及び点検により、火災の早期発見に努める。</p> <p>6 所長は、第55条第1項に定める計画に基づき、初期消火活動の要員に対して、毎年1回以上訓練を実施し、その結果を評価するとともに、評価結果に基づき、必要な改善を実施する。</p>	<p>○用語の統一 (核燃料サイクル工学研究所→研究所)</p> <p>○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加 (審査基準 第4第19項) (関連:再処理規則第11条 再処理施設の施設管理)</p>
<p>(<u>交流電源供給機能等喪失時</u>)の体制の整備)</p> <p>第56条の5 センター長は、<u>津波等によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質等の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「交流電源供給機能等喪失時」という。)</u>における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備のため、次の各号に掲げる事項を明確にした計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>交流電源供給機能等喪失時</u>における再処理施設の保全のための活動を行うた</p>	<p>(<u>重大事故等</u>)の体制の整備)</p> <p>第56条の5 センター長は、<u>高放射性廃液の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備(冷却設備、電源設備等)の機能の喪失、大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる再処理施設の大規模な損壊の発生等により、蒸発乾固が発生した場合又は蒸発乾固に至るおそれのある事故(以下「重大事故等」という。)</u>における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備のため、次の各号に掲げる事項を明確にした計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) <u>重大事故等</u>における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第17号の改正に伴う見直し(審査基準 第4第17項) (関連:再処理規則第12条 設計想定事象、重大事故等又は大</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>めに必要な要員の配置</p> <p>(2) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な移動式発電機その他の資機材の配備</p> <p>2 センター内各課長は、前項の計画に基づき、交流電源供給機能等喪失時における再処理施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 センター長は、第1項及び前項の措置について定期的に、あるいは以下の場合に評価を行い、その結果を所長に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 地震、津波等の災害による事例が生じた場合</p> <p>(2) 新たな設備を使用するために、交流電源供給機能等喪失時における対策が必要となる場合</p>	<p>の配置</p> <p>(2) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年1回以上の定期的な教育及び訓練</p> <p>(3) 重大事故等における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な移動式発電機その他の資機材の配備</p> <p>2 センター内各課長は、前項の計画に基づき、重大事故等における再処理施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3 センター長は、第1項及び前項の措置について定期的に、あるいは以下の場合に評価を行い、その結果を所長に報告し、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 地震、津波等の災害による事例が生じた場合</p> <p>(2) 新たな設備を使用するために、重大事故等における対策が必要となる場合</p>	<p>規模損壊に係る再処理施設の保全に関する措置)</p>
<p>第2節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(防災体制の発令)</p> <p>第57条 所長は、第56条第4項の通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象であると判断した場合は、直ちに核燃料サイクル工学研究所に防災体制を発令する。</p>	<p>第2節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置</p> <p>(防災体制の発令)</p> <p>第57条 所長は、第56条第4項の通報を受けた場合において、原子力災害対策特別措置法に基づく事象であると判断した場合は、直ちに研究所に防災体制を発令する。</p>	<p>○用語の統一 (核燃料サイクル工学研究所→研究所)</p>
<p>第58条 ～ 第59条 (省略)</p>	<p>第58条 ～ 第59条 (変更なし)</p>	
<p>第6章 非常の場合に採るべき処置</p> <p>第4節 通報連絡</p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 廃止措置推進室長、担当課長又は当直長は、第56条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第I-2(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報(第一報)する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第I-2(2)図に示す通報連絡系統に従い、</p>	<p>第6章 非常の場合に採るべき処置</p> <p>第4節 通報連絡</p> <p>(迅速な通報等)</p> <p>第60条 従業員は、第56条に定める通報を直ちに行う。</p> <p>2 廃止措置推進室長、担当課長又は当直長は、第56条第2項の通報を受け、その状態が非常事態に該当し、又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合は、直ちに通報連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>3 通報連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、直ちに研究所連絡責任者に通報(第一報)する。</p> <p>4 研究所連絡責任者は、前項の通報を受けた場合は、第I-5(1)図に示す通報連絡系統に従い、直ちに安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ通報(第一報)する。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、第一報のその後の状況の推移を適宜、所長に報告する。</p> <p>6 所長は、前項の報告を受けた場合は、第I-5(2)図に示す通報連絡系統に従い、</p>	<p>○図番号の変更</p> <p>○図番号の変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合（法令報告事象）に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p>	<p>安全・核セキュリティ統括部長、理事長他関係者へ速やかに報告する。</p> <p>7 所長は、前項の報告の後、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第19条の16各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合（法令報告事象）に関しては、速やかに報告書を作成し、研究所担当理事の確認を受けた後、理事長に報告する。</p>	
<p>第5節 運転の再開</p> <p>第61条 (省略)</p>	<p>第5節 運転の再開</p> <p>第61条 (変更なし)</p>	
<p>(作業又は施設の再開)</p> <p>第62条 非常事態が発生したことにより、停止された工程運転及び作業又は閉鎖された施設の再開は、センター長、放射線管理部長又は工務技術部長が指示する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、前項の指示を行う場合は、相互に協議し、核燃料取扱主任者の同意を得るとともに、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認に当たっては、原因の除去、施設の復旧等所要の措置が講じられ、安全上支障がないことを確認する。</p> <p>4 所長は、前項の確認に当たっては、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会に諮問する。</p>	<p>(作業又は施設の再開)</p> <p>第62条 非常事態が発生したことにより、停止された工程運転及び作業又は閉鎖された施設の再開は、センター長、放射線管理部長又は工務技術部長が指示する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長又は工務技術部長は、前項の指示を行う場合は、相互に協議し、核燃料取扱主任者の同意を得たのち、所長の承認を受ける。</p> <p>3 所長は、前項の承認に当たっては、原因の除去、施設の復旧等所要の措置が講じられ、安全上支障がないことを確認する。</p> <p>4 所長は、前項の確認に当たっては、核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会に諮問する。</p>	<p>○記載内容の適正化 (核燃料取扱主任者の同意手続きに係る適正化)</p>
<p>第7章 核燃料物質等の運搬</p> <p>(周辺監視区域外からの管理区域への搬入)</p> <p>第63条 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入する場合は、あらかじめ搬入日時並びに核燃料物質等の種類及び数量等必要な事項を核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>2 センター内各課長は、核燃料物質等の周辺監視区域外からの管理区域への搬入に際して、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 運搬物の状態に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染がないこと及び線量率を確認すること</p> <p>(3) 取卸し後の車両表面の汚染が第I-3-(1)表に定める値を超えていないことを確認すること</p> <p>(4) その他、搬入に支障のないことを確認すること</p> <p>3 センター内各課長は、前項の確認の結果異常を認めるときは、放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知し、その指示に従う。</p> <p>4 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>第7章 核燃料物質等の運搬</p> <p>(周辺監視区域外からの管理区域への搬入)</p> <p>第63条 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入する場合は、あらかじめ搬入日時並びに核燃料物質等の種類及び数量等必要な事項を核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>2 センター内各課長は、核燃料物質等の周辺監視区域外からの管理区域への搬入に際して、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 運搬物の状態に異常のないことを確認すること</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染がないこと及び線量率を確認すること</p> <p>(3) 取卸し後の車両表面の汚染が第I-3-(1)表に定める値を超えていないことを確認すること</p> <p>(4) その他、搬入に支障のないことを確認すること</p> <p>(5) <u>搬入前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>3 センター内各課長は、前項の確認の結果異常を認めるときは、放射線防護上の必要な措置を講じ、核燃料取扱主任者に報告するとともに、放射線管理第2課長に通知し、その指示に従う。</p> <p>4 センター内各課長は、核燃料物質等を周辺監視区域外から管理区域へ搬入した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>○再処理規則(第14条:工場又は事業所において行われる運搬)の改正に伴う追加</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第 64 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第14条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないことを確認する。</p>	<p>(管理区域外への搬出)</p> <p>第 64 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、核燃料物質等を管理区域から搬出する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>(1) 核燃料物質等の種類、数量及び性状に従い、所定の容器に梱包すること (ただし、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第14条第1項第2号に基づく障害防止の措置を講じたものは、この限りでない。)</p> <p>(2) 臨界防止上の措置が特に必要な核燃料物質にあつては、バードケージ等の所定の取扱設備を用いること</p> <p>(3) 容器又は機器等をできるだけ除染し、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度(以下「表面密度」という。)、線量率について、第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないよう必要な措置を講ずること</p> <p>(4) その他、運搬に関し必要な措置を講ずること</p> <p><u>(5) 搬出前に第1号から第4号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けたときは、搬出に係る表面密度及び線量率が第I-3-(2)表、第I-4表及び第I-5表に定める値を超えないことを確認する。</p>	<p>○再処理規則(第14条:工場又は事業所において行われる運搬)の改正に伴う追加</p>
<p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第 65 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p>	<p>(管理区域内における移動又は保管)</p> <p>第 65 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質等を移動する場合は、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>ただし、定常業務であつて汚染レベルが同一である区域間での移動、あるいは汚染レベルが低い区域から高い区域へ移動させる場合は、通知を要しない。</p> <p>(1) 核燃料物質の移動に当たっては、いかなる場合においても臨界に達するおそれがないように行うこと</p> <p>(2) 汚染の拡大防止、放射線被ばくの防止、その他放射線防護上の措置を講ずること</p> <p><u>(3) 移動前に第1号及び第2号の措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、前項第2号に定める措置について点検し、放射線防護上必要な指示を行う。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物を保管する場合は、区域管理者の指定する場所において行うとともに物品名、担当課長名等を表示する。</p>	<p>○再処理規則(第14条:工場又は事業所において行われる運搬)の改正に伴う追加</p>
<p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第 66 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出を除</p>	<p>(周辺監視区域内に係る運搬)</p> <p>第 66 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬(周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出を除</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>く。) するときは、第65条第1項各号に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第2項の運搬計画書で定める経路以外で運搬しないこと</p> <p>(2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(4) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の6等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示第6条に定める標識を取り付けること</p> <p>(5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等の措置を講ずること</p> <p>(6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること</p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「事業所外運搬規則」という。)に定めるBM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を受ける。</p> <p>3 センター内各部長及び放射線管理部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>4 センター内各部長は、第2項の承認を行った場合は、センター長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長及び放射線管理部長は、第2項に定める運搬計画書が再処理施設保全区域外に係る場合は、保安管理部長の同意を得る。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第2項の規定により核燃料物質等を運搬した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>く。) するときは、第65条第1項各号に掲げるほか、次の各号に掲げる措置を講ずる。</p> <p>(1) 第2項の運搬計画書で定める経路以外で運搬しないこと</p> <p>(2) 運搬車両の走行制限速度を遵守すること</p> <p>(3) 核燃料物質等の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(4) 核燃料物質の加工の事業に関する規則第7条の6等の規定に基づく核燃料物質等の工場又は事業所内の運搬に関する措置等に係る技術的細目等を定める告示第6条に定める標識を取り付けること</p> <p>(5) 異常を発見した者は、直ちに応急措置、通報等の措置を講ずること</p> <p>(6) その他、運搬に関し、必要な措置を講ずること</p> <p>(7) <u>運搬前に第1号から第6号までの措置の実施状況を確認すること</u></p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、周辺監視区域内において「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」(以下「事業所外運搬規則」という。)に定めるBM型輸送物、BU型輸送物又は核分裂性輸送物を運搬するときは、周辺監視区域内に係る運搬計画書を作成し、担当部長の承認を受ける。</p> <p>3 センター内各部長及び放射線管理部長は、前項の承認を行う場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>4 センター内各部長は、第2項の承認を行った場合は、センター長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長及び放射線管理部長は、第2項に定める運搬計画書が再処理施設保全区域外に係る場合は、保安管理部長の同意を得る。</p> <p>6 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第2項の規定により核燃料物質等を運搬した場合は、その結果について担当部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>	<p>○再処理規則(第14条: 工場又は事業所において行われる運搬)の改正に伴う追加</p>
第67条 (省略)	第67条 (変更なし)	
<p style="text-align: center;">第8章 記 録</p> <p>(記 録)</p> <p>第68条 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第I-6表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を51条の8に従い実施する。</p>	<p style="text-align: center;">第8章 記 録</p> <p>(記 録)</p> <p>第68条 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長、<u>契約部長</u>及び統括監査の職は、その所掌する業務に関し、第I-6表に定める事項について適正に記録する。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長、工務技術部長、安全・核セキュリティ統括部長及び統括監査の職は、前項の記録の保管・管理を第51条の4 4.2に従い実施する。</p>	<p>○本部組織である契約部長の追加(その職務を第5条の4に追加したため)</p> <p>○条項の変更</p>
第69条 (省略)	第69条 (変更なし)	
<p style="text-align: center;">第II編 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p>	<p style="text-align: center;">第II編 放射線管理</p> <p style="text-align: center;">第1章 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(放射線管理に係る計画)</p> <p>第70条 放射線管理部長は、品質保証計画に基づき、放射線管理に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 放射線管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 放射線管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 放射線管理に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する放射線監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める放射線監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を放射線管理に係る従業員へ周知する。</p>	<p>(放射線管理に係る計画)</p> <p>第70条 放射線管理部長は、品質マネジメント計画に基づき、放射線管理に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 放射線管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 放射線管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 放射線管理に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する放射線監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める放射線監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を放射線管理に係る従業員へ周知する。</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>
<p>第70条の2 ～ 第70条の4 (省略)</p>	<p>第70条の2 ～ 第70条の4 (変更なし)</p>	
<p>(管理区域)</p> <p>第71条 センター長は、再処理施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域として指定する。</p> <p>2 前項に定める管理区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-(1)表及び第Ⅱ-1-(2)表に示す。</p>	<p>(管理区域)</p> <p>第71条 センター長は、再処理施設内で外部放射線に係る線量、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示(以下「線量告示」という。)第1条に定める管理区域に係る値を超え、又は超えるおそれのある場所を管理区域として指定する。</p> <p>2 前項に定める管理区域は、第Ⅱ-1図、第Ⅱ-1-(1)表及び第Ⅱ-1-(2)表に示す。</p> <p><u>3 センター長は、管理区域を解除する場合は、第1項の管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</u></p>	<p>○管理区域を恒久的に解除とする場合の措置の明確化</p>
<p>第72条 ～ 第88条 (省略)</p>	<p>第72条 ～ 第88条 (変更なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(身体汚染の測定)</p> <p>第 89 条 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、レッド区域及びアンバー区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>3 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、立入規制区域及び立入制限区域から退出する者に対して、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>ただし、当該区域が線量率のみによって設定された場合は、この限りでない。</p> <p>4 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 1 項から第 3 項の測定の結果、汚染を認めた場合は、直ちに放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>5 ～ 7 (省略)</p>	<p>(身体汚染の測定)</p> <p>第 89 条 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせ、<u>線量告示第 4 条に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないことを確認させる</u>。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、レッド区域及びアンバー区域から退出する者について、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>3 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、立入規制区域及び立入制限区域から退出する者に対して、身体、衣服等の汚染の測定を行わせる。</p> <p>ただし、当該区域が線量率のみによって設定された場合は、この限りでない。</p> <p>4 廃止措置推進室長、センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、第 1 項から第 3 項の測定の結果、汚染を認めた場合は、直ちに放射線管理第 2 課長に通知する。</p> <p>5 ～ 7 (変更なし)</p>	<p>○管理区域から退出する場合の表面汚染密度の基準の明確化</p>
<p>第 90 条 ～ 第 98 条 (省略)</p>	<p>第 90 条 ～ 第 98 条 (変更なし)</p>	
<p>(特殊放射線作業計画)</p> <p>第 99 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内作業において、次の各号の一に該当するものを特殊放射線作業とし、当該作業を実施する場合は、あらかじめ区域管理者と協議して特殊放射線作業計画を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理第 2 課長の同意を得るとともに担当部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 実効線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p><u>(2) 等価線量 (皮膚) が 1 週間につき 10 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</u></p> <p><u>(3) レッド区域に立ち入るとき</u></p> <p><u>(4) アンバー区域で作業を実施するとき</u></p> <p><u>(5) 作業場所における空気中の放射性物質の濃度が 1 週間平均で空気中の濃度限度の 10 分の 1 を超え、又は超えるおそれのあるとき</u></p> <p><u>(6) 作業場所における表面密度が次のいずれかに該当するとき</u></p> <p>イ) アルファ線を放出する放射性物質について、0.4 ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>ロ) アルファ線を放出しない放射性物質について、4 ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p><u>(7) その他、センター内各課長、放射線管理部内各課長又は放射線管理第 2 課長が保安を確保する上で必要と認めた場合</u></p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の特殊放射線作業計画を</p>	<p>(特殊放射線作業計画)</p> <p>第 99 条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、管理区域内作業において、次の各号の一に該当するものを特殊放射線作業とし、当該作業を実施する場合は、あらかじめ区域管理者と協議して特殊放射線作業計画を作成し、核燃料取扱主任者及び放射線管理第 2 課長の同意を得るとともに担当部長の承認を受ける。</p> <p>(1) 実効線量が 1 週間につき 1 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p><u>(2) 等価線量 (眼の水晶体) が 1 週間につき 1 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</u></p> <p><u>(3) 等価線量 (皮膚) が 1 週間につき 10 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき</u></p> <p><u>(4) レッド区域に立ち入るとき</u></p> <p><u>(5) アンバー区域で作業を実施するとき</u></p> <p><u>(6) 作業場所における空気中の放射性物質の濃度が 1 週間平均で空気中の濃度限度の 10 分の 1 を超え、又は超えるおそれのあるとき</u></p> <p><u>(7) 作業場所における表面密度が次のいずれかに該当するとき</u></p> <p>イ) アルファ線を放出する放射性物質について、0.4 ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p>ロ) アルファ線を放出しない放射性物質について、4 ベクレル毎平方センチメートルを超え、又は超えるおそれのあるとき</p> <p><u>(8) その他、センター内各課長、放射線管理部内各課長又は放射線管理第 2 課長が保安を確保する上で必要と認めた場合</u></p> <p>2 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の特殊放射線作業計画を</p>	<p>○眼の水晶体の等価線量限度の変更に伴い、特殊放射線作業計画の作成条件を追加</p> <p>○号番号の変更 (以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>作成する場合は、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 作業予定日時及び作業予定期間</p> <p>(2) 作業場所及び作業者名</p> <p>(3) 作業内容及び作業方法</p> <p>(4) 当該作業に係る外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(5) 当該作業者の四半期ごとの外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(6) 放射線防護上の措置</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>3 核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長は、第1項及び第86条第2項の規定により、同意を行う場合は、当該計画における放射線防護上の措置を検討し、必要な助言及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意を行った場合は、当該作業者の外部被ばくによる線量の推定値を線量計測課長に通知する。</p>	<p>作成する場合は、次の各号に掲げる事項を記載する。</p> <p>(1) 作業予定日時及び作業予定期間</p> <p>(2) 作業場所及び作業者名</p> <p>(3) 作業内容及び作業方法</p> <p>(4) 当該作業に係る外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(5) 当該作業者の四半期ごとの外部被ばくによる線量の推定値</p> <p>(6) 放射線防護上の措置</p> <p>(7) その他必要な事項</p> <p>3 核燃料取扱主任者及び放射線管理第2課長は、第1項及び第86条第2項の規定により、同意を行う場合は、当該計画における放射線防護上の措置を検討し、必要な助言及び指導を行う。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の同意を行った場合は、当該作業者の外部被ばくによる線量の推定値を線量計測課長に通知する。</p>	
<p>第100条 (省略)</p>	<p>第100条 (変更なし)</p>	
<p>第2章 被ばく管理 第1節 被ばく防止</p> <p>(被ばく管理の基本方針)</p> <p>第101条 センター長は、従業員の放射線による被ばくをできるだけ少なくするように努める。</p>	<p>第2章 被ばく管理 第1節 被ばく防止</p> <p>(被ばく管理の基本方針)</p> <p>第101条 センター長は、<u>第1条の2の基本方針に基づき、</u>従業員の放射線による被ばくをできるだけ少なくするよう<u>管理する。</u></p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第11号の改正に伴う変更(審査基準 第4第11項)</p>
<p>第102条 ~ 第114条 (省略)</p>	<p>第102条 ~ 第114条 (変更なし)</p>	
<p>第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理</p> <p>第1章 廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画、実施、評価及び改善(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画)</p> <p>第115条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質保証計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画(廃止措置管理を含む。以下同じ。)を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p> <p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部</p>	<p>第Ⅲ編 廃止措置段階における運転管理</p> <p>第1章 廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画、実施、評価及び改善(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画)</p> <p>第115条 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、品質<u>マネジメント</u>計画に基づき、運転及び保守管理に関する計画(廃止措置管理を含む。以下同じ。)を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な要領書</p> <p>(5) 運転及び保守管理において、再処理施設の性能の維持のために行う設備の部</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置(安全確保のための措置を含む。)を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第198条の5に基づく設計及び工事の<u>方法</u>の<u>手続</u>及び第198条の6に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ) からニ) までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目</p> <p>(7) 前号に定める運転監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(8) 第6号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p>	<p>品交換等の措置に係る以下の事項</p> <p>イ) 再処理施設の性能の維持のために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品交換等の措置及び検査の実施並びにそれらの記録を作成すること</p> <p>ロ) 経年変化により想定される事象等を検知するために行う、第Ⅲ-1-(1)表に示す部品に係る点検等の計画の策定及び当該事象等を検知した場合の措置(安全確保のための措置を含む。)を行うこと</p> <p>ハ) あらかじめ想定していない劣化等により部品交換等が必要となった場合における第198条の5に基づく設計及び工事の<u>計画</u>の<u>手続</u>及び第196条に基づく検査の要否を確認すること</p> <p>ニ) 保守に係る要領書に定めて交換できる部品等の判断に当たり技術部長の同意を得ること</p> <p>ホ) その他、イ) からニ) までを適切に運用するために必要な事項</p> <p>(6) 運転監視に必要な設備とその監視項目</p> <p>(7) 前号に定める運転監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(8) 第6号に定める監視結果及び前号に定める検査結果の記録</p> <p>3 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を運転及び保守管理に係る従業員へ周知する。</p>	<p>○再処理規則(第2条:設計及び工事の計画の認可の申請)の改正及び条番号の変更に伴う見直し</p>
<p>(廃止措置段階における運転及び保守管理の実施)</p> <p>第115条の2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に必要な情報(運転計画、保守計画等)が利用できること</p> <p>(2) 運転及び保守管理に必要な設備の操作手順書が利用できること</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な設備の第196条に定める検査が実施されていること</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な監視・測定が実施されていること。</p> <p>(5) 第120条の当直長間の引き継ぎ、第198条の保守作業後の連絡などが実施されていること</p>	<p>(廃止措置段階における運転及び保守管理の実施)</p> <p>第115条の2 センター長、放射線管理部長及び工務技術部長は、前条に定める計画に従い業務を実施するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 運転及び保守管理に必要な情報(運転計画、保守計画等)が利用できること</p> <p>(2) 運転及び保守管理に必要な設備の操作手順書が利用できること</p> <p>(3) 運転及び保守管理に必要な設備の第195条及び第196条に定める検査が実施されていること</p> <p>(4) 運転及び保守管理に必要な監視・測定が実施されていること。</p> <p>(5) 第120条の当直長間の引き継ぎ、第198条の保守作業後の連絡などが実施されていること</p>	<p>○条番号の変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
第115条の3 ～ 第123条 (省略)	第115条の3 ～ 第123条 (変更なし)	
<p>(異常時の措置)</p> <p>第124条 従業員は、再処理施設の運転状態に異常を認めた場合は、直ちに担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、工程の停止等必要な措置を講ずるとともに、担当課長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、担当部長又は工務技術部長に通報する。</p> <p>なお、休日及び夜間にあつては、当直長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受けた場合は、工程の停止等必要な措置を講ずるとともにセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、停止した工程運転を再開する場合は、<u>センター長の承認を得るとともに、核燃料取扱主任者の同意を得る。</u></p> <p>6 センター長は、前項の承認に当たって、必要と認めた場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p>	<p>(異常時の措置)</p> <p>第124条 従業員は、再処理施設の運転状態に異常を認めた場合は、直ちに担当課長及び当直長に通報する。</p> <p>2 担当課長及び当直長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに原因を調査し、工程の停止等必要な措置を講ずるとともに、担当課長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、担当部長又は工務技術部長に通報する。</p> <p>なお、休日及び夜間にあつては、当直長は工程を停止した場合、その他必要と認めた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>3 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、前項の通報を受けた場合は、工程の停止等必要な措置を講ずるとともにセンター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 放射線管理部長又は工務技術部長は、第2項の通報を受けた場合は、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 担当部長(ただし、センター内各部長に限る。)は、停止した工程運転を再開する場合は、<u>あらかじめ核燃料取扱主任者の同意を得たのち、センター長の承認を得る。</u></p> <p>6 センター長は、前項の承認に当たって、必要と認めた場合は、再処理施設安全専門委員会に諮問する。</p>	○記載内容の適正化 (核燃料取扱主任者の同意手続きに係る適正化)
第125条の <u>3</u> ～ 第151条 (省略)	第125条 ～ 第151条 (変更なし)	○記載の適正化
<p>(ガラス固化)</p> <p>第152条 ガラス固化処理課長は、第160条で貯蔵した高放射性液体廃棄物及び第158条で発生した高放射性液体廃棄物等の工程廃液のガラス固化処理を行う場合は、高放射性液体廃棄物の受入れ、濃縮等を適切に行うとともに、1日当たりの溶融炉の廃液処理量が0.35 m³を超えないようにする。</p>	<p>(ガラス固化)</p> <p>第152条 ガラス固化処理課長は、第160条で貯蔵した高放射性液体廃棄物及び第158条で発生した高放射性液体廃棄物等の工程廃液のガラス固化処理を行う場合は、高放射性液体廃棄物の受入れ、濃縮等を適切に行うとともに、1日当たりの溶融炉の廃液処理量が0.35 m³を超えないようにする。</p> <p><u>2 ガラス固化処理課長は、受入槽、回収液槽及び濃縮器に高放射性液体廃棄物を保有する場合は、耐震裕度向上のため、第III-8-(1)表に定める液量管理値を超えないように管理する。ただし、受入槽及び回収液槽において、液量が液量管理値を超えた場合は、第III-8-(1)表のそれぞれの注釈に示す所定の期間以内に、次工程への送液などにより管理値以下にする。</u></p>	○廃止措置計画変更認可申請書の一部補正(令和2年8月7日申請)の記載を担保するため、管理値を設定
<p>(ガラス固化体の保管)</p> <p>第153条 ガラス固化処理課長は、ガラス固化体を保管する場合は、<u>第III-8表</u>の測定等を行い、その結果を記録し、ガラス固化技術開発施設内の保管セルに保管する。</p>	<p>(ガラス固化体の保管)</p> <p>第153条 ガラス固化処理課長は、ガラス固化体を保管する場合は、<u>第III-8-(2)表</u>の測定等を行い、その結果を記録し、ガラス固化技術開発施設内の保管セルに保管する。</p>	○表の追加に伴う表番号の変更
第154条 ～ 第159条 (省略)	第154条 ～ 第159条 (変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(高放射性液体廃棄物の貯蔵)</p> <p>第160条 化学処理施設課長は、蒸発濃縮した高放射性液体廃棄物の濃縮液及びガラス固化技術開発施設からの返送廃液を貯蔵する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に第Ⅲ-6表に定める値を超えないように貯蔵すること</p> <p>(2) 貯槽内冷却水を確保すること</p> <p>2 化学処理施設課長は、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽間で移送する場合は、1回の送液時間を6時間以内とする。</p>	<p>(高放射性液体廃棄物の貯蔵)</p> <p>第160条 化学処理施設課長は、蒸発濃縮した高放射性液体廃棄物の濃縮液及びガラス固化技術開発施設からの返送廃液を貯蔵する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽に第Ⅲ-6表に定める値を超えないように貯蔵すること。また、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽は、耐震裕度向上のため、第Ⅲ-6表にかかわらず1基あたり90 m³を液量管理値とし、その値を超えないように管理する。</p> <p>(2) 貯槽内冷却水を確保すること</p> <p>2 化学処理施設課長は、高放射性廃液貯蔵場の高放射性廃液貯槽間で移送する場合は、1回の送液時間を6時間以内とする。</p>	<p>○廃止措置計画変更認可申請書の一部補正(令和2年5月29日)の記載を担保するため、管理値を設定</p>
<p>第161条 ~ 第163条 (省略)</p>	<p>第161条 ~ 第163条 (変更なし)</p>	
<p>(高放射性固体廃棄物の引渡し等)</p> <p>第164条 センター内各課長(施設保全第1課長を除く。)は、その所掌する業務に伴い発生する高放射性固体廃棄物を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納するか又は所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録し、所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>2 施設保全第1課長は、その所掌する業務に伴い発生する高放射性固体廃棄物及び前項の規定により引き渡された高放射性固体廃棄物を高放射性固体廃棄物貯蔵庫又は第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>3 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設(使用施設)で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された高放射性固体廃棄物を第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>4 前処理施設課長は、燃料溶解後の被覆残渣(以下「ハル」という。)等の高放射性固体廃棄物を貯蔵する場合は、所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録し、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>5 環境管理課長は、第2項又は第4項の規定による高放射性固体廃棄物の引き渡しに支障のある場合は、第3項の規定による高レベル放射性物質研究施設(使用施設)からの高放射性固体廃棄物の引き渡しを受けない。</p> <p>6 環境管理課長は、第3項の規定により高レベル放射性物質研究施設(使用施設)から高放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、第Ⅲ-11表に定める区分に従っていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p>	<p>(高放射性固体廃棄物の引渡し等)</p> <p>第164条 センター内各課長(施設保全課長を除く。)は、その所掌する業務に伴い発生する高放射性固体廃棄物を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納するか又は所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録し、所定の場所で施設保全課長に引き渡す。</p> <p>2 施設保全課長は、その所掌する業務に伴い発生する高放射性固体廃棄物及び前項の規定により引き渡された高放射性固体廃棄物を高放射性固体廃棄物貯蔵庫又は第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>3 施設保全課長は、高レベル放射性物質研究施設(使用施設)で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された高放射性固体廃棄物を第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>4 前処理施設課長は、燃料溶解後の被覆残渣(以下「ハル」という。)等の高放射性固体廃棄物を貯蔵する場合は、所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録し、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>5 環境管理課長は、第2項又は第4項の規定による高放射性固体廃棄物の引き渡しに支障のある場合は、第3項の規定による高レベル放射性物質研究施設(使用施設)からの高放射性固体廃棄物の引き渡しを受けない。</p> <p>6 環境管理課長は、第3項の規定により高レベル放射性物質研究施設(使用施設)から高放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、第Ⅲ-11表に定める区分に従っていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p>	<p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更)(以下、同様。)</p>
<p>第165条 (省略)</p>	<p>第165条 (変更なし)</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p style="text-align: center;">第5節 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>(廃棄物の仕掛品の区分・引渡し)</p> <p>第166条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄施設に廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)を不燃性のものと可燃性のものに区分し、紙パック等の所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生する。</p> <p>2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の規定により所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡すか、又は廃棄物処理場の所定の場所で低放射性固体廃棄物として処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を前項の規定により施設保全第1課長又は処理第2課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>4 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの</p> <p>5 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第1項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した後、ドラム缶等の所定の容器に封入する。</p> <p>6 転換施設課長は、前項の規定により廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p> <p>7 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第5項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 放射性固体廃棄物の処理</p> <p>(廃棄物の仕掛品の区分・引渡し)</p> <p>第166条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄施設に廃棄する前段階の物であって、これから廃棄しようとするもの(以下「廃棄物の仕掛品」という。)を不燃性のものと可燃性のものに区分し、紙パック等の所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生する。</p> <p>2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の規定により所定の容器に収納又はビニルシート等により梱包又は養生した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全課長に引き渡すか、又は廃棄物処理場の所定の場所で低放射性固体廃棄物として処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を前項の規定により施設保全課長又は処理第2課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>4 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したもの</p> <p>5 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第1項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した後、ドラム缶等の所定の容器に封入する。</p> <p>6 転換施設課長は、前項の規定により廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p> <p>7 転換施設課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品を第5項の規定により紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p>	<p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更)(以下、同様。)</p> <p>○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準 第4第19項)(関連:再処理規則第11条 再処理施設の施設管理)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>8 転換施設課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他転換施設課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したものの</p> <p>9 施設保全第1課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ低放射性固体廃棄物として引き渡す。</p> <p>10 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第3項及び第4項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第1課長又は処理第2課長に引き渡すよう努める。</p> <p>11 転換施設課長は、第7項及び第8項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに封入するよう努める。</p> <p>12 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品であって、設備等の操作や施設の維持管理のために発生する廃棄物の仕掛品を回収するために紙パック等の所定の容器を第Ⅲ-1図に示す所定の場所(以下「置場」という。)に設置する。</p> <p>13 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の置場は以下の対策を講じ設置する。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>14 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第2項の規定により施設保全第1課長又は処理第2課長に速やかに引き渡す</p>	<p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>8 転換施設課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に次の各号のいずれかに該当するものを一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>(1) 大型の物</p> <p>(2) 重量物</p> <p>(3) 高線量の物</p> <p>(4) その他転換施設課長が仮置きする場所を設けて保管することが適切と判断したものの</p> <p>9 施設保全課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ低放射性固体廃棄物として引き渡す。</p> <p>10 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第3項及び第4項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全課長又は処理第2課長に引き渡すよう努める。</p> <p>11 転換施設課長は、第7項及び第8項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに封入するよう努める。</p> <p>12 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生する廃棄物の仕掛品であって、設備等の操作や施設の維持管理のために発生する廃棄物の仕掛品を回収するために紙パック等の所定の容器を第Ⅲ-1図に示す所定の場所(以下「置場」という。)に設置する。</p> <p>13 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の置場は以下の対策を講じ設置する。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>14 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第2項の規定により施設保全課長又は処理第2課長に速やかに引き渡す</p>	<p>○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準第4第19項) (関連:再処理規則第11条再処理施設の施設管理)</p> <p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更) (以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>渡すよう努める。</p> <p>1 5 転換施設課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に速やかに封入するよう努める。</p>	<p>よう努める。</p> <p>1 5 転換施設課長は、第12項の規定により置場に設置した紙パック等の所定の容器に回収した廃棄物の仕掛品を収納し、第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に速やかに封入するよう努める。</p>	
<p>(封入した廃棄物の仕掛品の引渡し)</p> <p>第166条の2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生した紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、廃棄物の仕掛品として所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>2 転換施設課長は、前条第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第1項の規定により廃棄物の仕掛品を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第3項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。</p> <p>6 施設保全第1課長は、その所掌する業務に伴い発生し、前条第1項の規定により収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品並びに第1項及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を低放射性固体廃棄物として第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>7 処理第2課長は、第1項及び第6項の規定によりセンター内各課長(転換施設課</p>	<p>(封入した廃棄物の仕掛品の引渡し)</p> <p>第166条の2 センター内各課長(転換施設課長を除く。)及び放射線管理部内各課長は、その所掌する業務に伴い発生した紙パック等の所定の容器に収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した場合は、廃棄物の仕掛品として所定の場所で施設保全課長に引き渡す。</p> <p>2 転換施設課長は、前条第5項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品を所定の場所で施設保全課長に引き渡す。</p> <p>3 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第1項の規定により廃棄物の仕掛品を施設保全課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 溢水発生時に廃棄物の仕掛品が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>4 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>5 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、前項及び第3項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する廃棄物の仕掛品を速やかに施設保全課長に引き渡すよう努める。</p> <p>6 施設保全課長は、その所掌する業務に伴い発生し、前条第1項の規定により収納した廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入した廃棄物の仕掛品並びに第1項及び第2項の規定により引き渡された廃棄物の仕掛品を低放射性固体廃棄物として第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>7 処理第2課長は、第1項及び第6項の規定によりセンター内各課長(転換施設課</p>	<p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更)(以下、同様。)</p> <p>○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準 第4第19項)(関連:再処理規則第11条 再処理施設の施設管理)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>長を除く。)及び放射線管理部内各課長が廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入する場合は、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p>	<p>長を除く。)及び放射線管理部内各課長が廃棄物の仕掛品をドラム缶等の所定の容器に封入する場合は、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。</p>	
<p>(低放射性固体廃棄物の処理) 第167条 処理第2課長は、次の各号に掲げる低放射性固体廃棄物を焼却する廃棄物と焼却しない廃棄物に区分する。 (1) その所掌する業務に伴い発生した廃棄物の仕掛品を紙パック等の所定の容器に収納した低放射性固体廃棄物 (2) 第166条第2項及び第9項の規定により廃棄物処理場の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物 (3) 第167条の2第8項及び第10項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物 2 処理第2課長は、前項の規定により廃棄物処理場で引き渡された低放射性固体廃棄物の焼却処理、容器への封入又は施設への貯蔵に支障のある場合は、第167条の2第10項の規定による高レベル放射性物質研究施設(使用施設)からの低放射性固体廃棄物の引き渡しを受けない。 3 処理第2課長は、第1項で区分した焼却する廃棄物を焼却炉で焼却処理する。 4 前項の処理については、第162条第2項の規定を準用する。 5 処理第2課長は、第1項で区分した焼却する廃棄物を焼却処理するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること 6 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。 7 処理第2課長は、第1項で区分した焼却しない廃棄物及び第3項の焼却処理の結果生じた灰及びすすをドラム缶等の所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。 8 処理第2課長は、前項の規定により焼却しない廃棄物及び焼却処理の結果生じた灰及びすすをドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p>	<p>(低放射性固体廃棄物の処理) 第167条 処理第2課長は、次の各号に掲げる低放射性固体廃棄物を焼却する廃棄物と焼却しない廃棄物に区分する。 (1) その所掌する業務に伴い発生した廃棄物の仕掛品を紙パック等の所定の容器に収納した低放射性固体廃棄物 (2) 第166条第2項及び第9項の規定により廃棄物処理場の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物 (3) 第167条の2第8項及び第10項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物 2 処理第2課長は、前項の規定により廃棄物処理場で引き渡された低放射性固体廃棄物の焼却処理、容器への封入又は施設への貯蔵に支障のある場合は、第167条の2第10項の規定による高レベル放射性物質研究施設(使用施設)からの低放射性固体廃棄物の引き渡しを受けない。 3 処理第2課長は、第1項で区分した焼却する廃棄物を焼却炉で焼却処理する。 4 前項の処理については、第162条第2項の規定を準用する。 5 処理第2課長は、第1項で区分した焼却する廃棄物を焼却処理するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること (2) 安全通路及び退避通路を確保すること (3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること 6 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。 7 処理第2課長は、第1項で区分した焼却しない廃棄物及び第3項の焼却処理の結果生じた灰及びすすをドラム缶等の所定の容器に封入し、その種類、量、形状及び推定放射エネルギー等を記録する。 8 処理第2課長は、前項の規定により焼却しない廃棄物及び焼却処理の結果生じた灰及びすすをドラム缶等の所定の容器に封入するまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に定める所定の保管場所に運び、次の各号に掲げる措置を講ずる。 (1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p>	<p>○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準 第4第19項) (関連:再処理規則第11条 再処理施設の施設管理)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>9 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。</p> <p>10 処理第2課長は、第5項及び第6項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに焼却するよう努める。</p> <p>11 処理第2課長は、第8項及び第9項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに封入するよう努める。</p>	<p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>(3) 不燃性の材料を用いて覆う等の防火に必要な措置を講じること</p> <p>9 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>10 処理第2課長は、第5項及び第6項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに焼却するよう努める。</p> <p>11 処理第2課長は、第8項及び第9項の規定により保管場所又は仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに封入するよう努める。</p>	<p>○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準 第4第19項)</p> <p>(関連:再処理規則第11条再処理施設の施設管理)</p>
<p>(低放射性固体廃棄物の引渡し)</p> <p>第167条の2 処理第2課長は前条第7項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保全第1課長に引き渡す。</p> <p>2 処理第2課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保全第1課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じ。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条に規定する巡視及び点検により確認する。</p> <p>4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全第1課長に引き渡すよう努める。</p> <p>5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。</p> <p>6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>7 施設保全第1課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固</p>	<p>(低放射性固体廃棄物の引渡し)</p> <p>第167条の2 処理第2課長は前条第7項の規定によりドラム缶等の所定の容器に封入した低放射性固体廃棄物を所定の場所で施設保全課長に引き渡す。</p> <p>2 処理第2課長は、前項に規定される低放射性固体廃棄物を施設保全課長に引き渡すまでの間一時的に保管する場合は、第Ⅲ-1図に示す所定の保管場所へ運び、次の各号に掲げる措置を講じ。</p> <p>(1) 溢水発生時に低放射性固体廃棄物が流出することにより機器に損傷を与えるおそれがある場合は、固縛等の流出防止に必要な措置を講じること</p> <p>(2) 安全通路及び退避通路を確保すること</p> <p>3 処理第2課長は、前項の場合において、所定の保管場所以外の場所に一時的に仮置きする場所を設けて保管する場合は、前項各号に掲げる措置を講じ、この措置が維持されていることを第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検により確認する。</p> <p>4 処理第2課長は、前項及び第2項の規定により保管場所及び仮置きする場所で一時的に保管する低放射性固体廃棄物を速やかに施設保全課長に引き渡すよう努める。</p> <p>5 前処理施設課長は、プール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、所定の運搬容器に収納し、その種類、量、形状及び推定放射線量等を記録し、廃棄物処理場又は第二スラッジ貯蔵場の所定の場所に運搬し、処理第1課長に引き渡す。</p> <p>6 処理第1課長は、エポキシ固化体を貯蔵する場合は、廃溶媒処理技術開発施設の所定の場所で施設保全課長へ引き渡す。</p> <p>7 施設保全課長は、第1項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固</p>	<p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更)(以下、同様。)</p> <p>○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準 第4第19項)</p> <p>(関連:再処理規則第11条再処理施設の施設管理)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>ト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>8 施設保全第1課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>9 施設保全第1課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>10 施設保全第1課長は、高レベル放射性物質研究施設(使用施設)で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。</p> <p>11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設(使用施設)から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p>	<p>化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長へ引き渡す。</p> <p>8 施設保全課長は、第168条第5項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長へ引き渡す。</p> <p>9 施設保全課長は、第6項で引き渡されたエポキシ固化体をアスファルト固化体貯蔵施設又は第二アスファルト固化体貯蔵施設の所定の場所に運搬し、環境管理課長に引き渡す。</p> <p>10 施設保全課長は、高レベル放射性物質研究施設(使用施設)で発生し、当該施設の所定の場所で引き渡された低放射性固体廃棄物を廃棄物処理場の所定の場所に運搬し、処理第2課長に引き渡す。</p> <p>11 処理第2課長は、前項の規定により高レベル放射性物質研究施設(使用施設)から低放射性固体廃棄物の引き渡しを受ける場合は、不燃性のものと可燃性のものに区分されていることを外廃棄規則第2条第1項第2号の規定により交付される記録の写しに相当するものと照合することにより確認する。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更) (以下、同様。)</p>
<p>(低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管)</p> <p>第168条 処理第1課長は、第167条の2第5項の規定により引き渡されたプール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂をスラッジ貯蔵場のスラッジ貯槽又は第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽に貯蔵する。</p> <p>2 処理第1課長は、前項の規定により廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにすること</p> <p>(2) 廃棄物処理場から第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽への受入れに当たっては、スラッジ貯槽の受入れ系の所定のバルブが閉状態で施錠されていることを確認すること</p> <p>3 環境管理課長は、低放射性固体廃棄物、アスファルト固化体、PVC固化体及びエポキシ固化体を貯蔵する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>4 環境管理課長は、第166条の2第6項及び前条第7項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>5 環境管理課長は、貯蔵した低放射性固体廃棄物を再び処理する場合は、所定の場所で施設保全第1課長へ引き渡す。</p> <p>6 転換施設課長は、中和沈殿物を乾燥焙焼し、中和沈殿焙焼体をグローブボックス内に一時保管して性状が安定していることを確認した後、プルトニウム転換技術開発施設の粉末貯蔵室に保管する。</p> <p>7 転換施設課長は、前項の規定により中和沈殿物を保管する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>8 転換施設課長は、凝集沈殿物を乾燥焙焼の後、プルトニウム転換技術開発施設の固体廃棄物置場に保管する。</p>	<p>(低放射性固体廃棄物の貯蔵・保管)</p> <p>第168条 処理第1課長は、第167条の2第5項の規定により引き渡されたプール水処理系の廃イオン交換樹脂及び廃砂をスラッジ貯蔵場のスラッジ貯槽又は第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽に貯蔵する。</p> <p>2 処理第1課長は、前項の規定により廃イオン交換樹脂及び廃砂を貯蔵する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守する。</p> <p>(1) 第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにすること</p> <p>(2) 廃棄物処理場から第二スラッジ貯蔵場の廃砂・廃樹脂貯槽への受入れに当たっては、スラッジ貯槽の受入れ系の所定のバルブが閉状態で施錠されていることを確認すること</p> <p>3 環境管理課長は、低放射性固体廃棄物、アスファルト固化体、PVC固化体及びエポキシ固化体を貯蔵する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>4 環境管理課長は、第166条の2第6項及び前条第7項の規定により引き渡された低放射性固体廃棄物を第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場又は第二アスファルト固化体貯蔵施設に貯蔵する。</p> <p>5 環境管理課長は、貯蔵した低放射性固体廃棄物を再び処理する場合は、所定の場所で施設保全課長へ引き渡す。</p> <p>6 転換施設課長は、中和沈殿物を乾燥焙焼し、中和沈殿焙焼体をグローブボックス内に一時保管して性状が安定していることを確認した後、プルトニウム転換技術開発施設の粉末貯蔵室に保管する。</p> <p>7 転換施設課長は、前項の規定により中和沈殿物を保管する場合は、第Ⅲ-6表に定める値を超えないようにする。</p> <p>8 転換施設課長は、凝集沈殿物を乾燥焙焼の後、プルトニウム転換技術開発施設の固体廃棄物置場に保管する。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
第169条～第172条 (省略)	第169条～第172条 (変更なし)	
<p>第3章 放射性廃棄物等の放出管理 第2節 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第173条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。</p> <p>2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第Ⅲ－3表及び第Ⅲ－4表に定める基準（3か月間の最大放出量等）を超えないように努め、第Ⅲ－12－(1)表に定める基準（1年間の最大放出量）を超えないようにする。</p> <p>3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ－12－(2)表の放出管理目標値を超えないように<u>努める</u>。</p>	<p>第3章 放射性廃棄物等の放出管理 第2節 放射性気体廃棄物の放出管理</p> <p>(放射性気体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第173条 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、所定の排気施設によって行う。</p> <p>2 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、第Ⅲ－3表及び第Ⅲ－4表に定める基準（3か月間の最大放出量等）を超えないように努め、第Ⅲ－12－(1)表に定める基準（1年間の最大放出量）を超えないようにする。</p> <p>3 センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、放射性気体廃棄物を放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ－12－(2)表の放出管理目標値を超えないよう<u>管理する</u>。</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第14号の改正に伴う変更(審査基準 第4第14項)</p>
第174条～第177条 (省略)	第174条～第177条 (変更なし)	
<p>(放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等)</p> <p>第178条 放射線管理第2課長は、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</p> <p>2 前項に定める監視は、第Ⅲ－13表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</p> <p>3 環境監視課長は、前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 <u>施設保全第1課長</u>は、主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 ガラス固化管理課長は、第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第Ⅲ－13表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日1回、その他の核種については1週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第2課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全</p>	<p>(放射性気体廃棄物の放出の監視及び測定等 <u>(測定器等の使用法を含む。)</u>)</p> <p>第178条 放射線管理第2課長は、放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質の濃度及び量を監視する。</p> <p>2 前項に定める監視は、第Ⅲ－13表に定める排気モニタによる連続測定又は捕集試料の分析等により行う。</p> <p>3 環境監視課長は、前項の捕集試料の分析を行い、その結果を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 <u>施設保全課長</u>は、主排気筒及び第一付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>5 ガラス固化管理課長は、第二付属排気筒の排風量を確認し、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>6 放射線管理第2課長は、第Ⅲ－13表に定める排気モニタにより連続測定する核種については、毎日1回、その他の核種については1週間当たりの放出量を記録し、ガラス固化処理課長、前処理施設課長及び処理第2課長に報告する。また、これらの結果を一ヶ月ごとにとりまとめ、センター長、ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長に報告する。</p> <p>7 放射線管理第2課長は、放射性気体廃棄物中の放射性物質の量及び濃度を必要に応じ、センター長に報告するとともに、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全</p>	<p>○測定器等の使用法に関する追記</p> <p>○組織改正に係る変更(職位名称の変更)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
部長又は当直長に報告する。	部長又は当直長に報告する。	
<p>第3節 放射性液体廃棄物等の放出管理</p> <p>(放射性液体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第179条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ-5表に定める基準(3か月当たりの最大放出量等)を超えないように努め、第Ⅲ-14-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-14-(2)表の放出管理目標値を超えないように努める。</p>	<p>第3節 放射性液体廃棄物等の放出管理</p> <p>(放射性液体廃棄物の放出の基準)</p> <p>第179条 環境保全部長は、処理済廃液を海洋に放出する場合は、第Ⅲ-5表に定める基準(3か月当たりの最大放出量等)を超えないように努め、第Ⅲ-14-(1)表に定める基準(1年間の最大放出量)を超えないようにする。</p> <p>2 環境保全部長は、第1条の2の基本方針に基づき、放射性物質の放出による被ばく線量を可能な限り低い水準に保つため、処理済廃液を海洋に放出する場合は、前項にかかわらず第Ⅲ-14-(2)表の放出管理目標値を超えないよう管理する。</p>	○再処理規則第17条(保安規定)第2項第14号の改正に伴う変更(審査基準 第4第14項)
第180条 (省略)	第180条 (変更なし)	
(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等)	(海洋放出廃液の放出の監視及び測定等 <u>(測定器等の使用法を含む。)</u>)	○測定器等の使用法に関する追記
第181条 (省略)	第181条 (変更なし)	
第182条 (省略)	第182条 (変更なし)	
<p>第4章 施設の管理</p> <p>第1節 点検</p> <p>(巡視及び点検)</p> <p>第183条 <u>センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、担当する施設について毎日1回以上巡視及び点検を行う。</u></p> <p>2 <u>センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、前項の巡視及び点検の結果、異常を認めた場合は、必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>第4章 施設の管理</p> <p>第1節 点検</p> <p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第183条 所長は、第51条の4 5.3に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、<u>達成すべき研究所の施設管理の目標(以下「施設管理目標」という。)を定める。</u></p> <p>2 <u>所長は、定期に及び必要に応じて、研究所の施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</u></p> <p>3 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、第1項の研究所の施設管理目標を踏まえ、達成すべき再処理施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理目標を定める。</u></p> <p>4 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、前項に定める施設管理目標を定めるに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、定期に及び必要に応じて、施設管理目標の評価を行い、必要に応じて見直しを実施する。</u></p>	○再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う変更(審査基準 第4第19項) (関連：再処理規則第11条 再処理施設の施設管理)
	<p>(再処理施設の施設管理実施計画)</p> <p>第183条の2 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、前条に規定する施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下「施設管理実施計画」という。)を策定する。</u></p> <p><u>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</u></p> <p><u>(2) 再処理施設の設計及び工事に関すること。</u></p>	○再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準 第4第19項) (関連：再処理規則第

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>(3) <u>再処理施設の巡視(再処理施設の保全のために実施するものに限る。)に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(4) <u>再処理施設の点検、検査等(以下この項において「点検等」という。)の方法、実施頻度及び時期(再処理施設の操作中及び停止中の区別を含む(廃止措置計画の認可を受けたものを除く。))に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(5) <u>再処理施設の工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(6) <u>再処理施設の設計、工事、巡視及び点検等の結果の確認及び評価の方法に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(7) <u>前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関する<u>こと。</u></u></p> <p>(8) <u>再処理施設の施設管理に関する記録に関する<u>こと。</u></u></p> <p>2 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、それぞれ所掌する設備・機器(性能維持施設に限る。)について、次の各号に掲げる事項を整理した設備保全整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の工事の方法及び時期に関する事項、再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する項について、設備・機器単位で整理した表)及び検査要否整理表(施設管理実施計画に定める事項のうち、再処理施設の検査の方法に関する事項について、「再処理施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準」という。)の条項単位で整理した表)を策定する。</u></p> <p>(1) <u>再処理施設の工事の方法及び時期</u></p> <p>(2) <u>再処理施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</u></p> <p>3 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、再処理施設の操作を相当期間停止する場合その他再処理施設がその施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該再処理施設の状態に応じて、特別な施設管理実施計画、特別な設備保全整理表及び検査要否整理表を定める。</u></p> <p>4 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、第1項に定める計画、第2項に定める整理表及び第3項に定める特別な計画等を策定するに当たり、核燃料取扱主任者の同意を得る。</u></p> <p>5 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、施設管理実施計画及び設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施する。</u></p> <p>6 <u>センター長及び管理支援部門各部長は、所掌する設備・機器について、保全活動(工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。)の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行う。</u></p>	<p>11 条 再処理施設の施設管理)</p>
<p>第 184 条 ～ 第 185 条 (省略)</p>	<p>第 184 条 ～ 第 185 条 (変更なし)</p>	
<p>(扉類の開閉) 第 186 条 区域管理者は、トラックエアロック等の扉類の開閉を行う者を指定する。</p>	<p>(扉類の開閉) 第 186 条 区域管理者は、トラックエアロック等の扉類の開閉を行う者を指定する。</p>	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>2 区域管理者又は当直長は、前項に定める指定者以外の者にトラックエアロック等の扉類の操作を行わせない。</p> <p>3 センター内各課長は、通常閉鎖している扉を開ける場合は、区域管理者及び放射線管理第2課長の下承を得るとともに、換気設備の担当区分に応じてガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長又は施設保全第1課長の下承を得る。 ただし、緊急時において退避のため定められた扉を開ける場合は、この限りでない。</p>	<p>2 区域管理者又は当直長は、前項に定める指定者以外の者にトラックエアロック等の扉類の操作を行わせない。</p> <p>3 センター内各課長は、通常閉鎖している扉を開ける場合は、区域管理者及び放射線管理第2課長の下承を得るとともに、換気設備の担当区分に応じてガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長又は施設保全課長の下承を得る。 ただし、緊急時において退避のため定められた扉を開ける場合は、この限りでない。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更)</p>
<p>(除 染)</p> <p>第187条 センター内各課長は、必要に応じて機器等の除染を行う。</p> <p><u>2</u> 除染は、各建家又は除染場で行う。</p> <p><u>3</u> 除染は、第95条、第96条、第99条及び第100条の規定に従って行う。</p>	<p>(除 染)</p> <p>第187条 センター内各課長は、必要に応じて機器等の除染を行う。</p> <p><u>2</u> センター内各課長は、表面密度が第Ⅱ-1-(3)表に掲げる値を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、汚染拡大防止の応急措置を講じるとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p><u>3</u> 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、汚染状況を確認するとともに、除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等に関し指導・助言を行う。</p> <p><u>4</u> センター内各課長は、前項の確認の結果除染が必要となった場合は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等、放射線防護上の措置を講ずる。</p> <p><u>5</u> 除染は、各建家又は除染場で行う。</p> <p><u>6</u> 除染は、第95条、第96条、第99条及び第100条の規定に従って行う。</p>	<p>○床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の基準の明確化</p> <p>○項番号の変更 (以下、同様。)</p>
<p>(洗 濯)</p> <p>第188条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、施設保全第1課長に管理区域内着用後の衣類の洗濯を依頼する場合は、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 施設保全第1課長は、再処理施設管理区域内着用後の衣類の回収又は洗濯に当たり、仕分け及び汚染の測定等を行う。</p>	<p>(洗 濯)</p> <p>第188条 センター内各課長及び放射線管理部内各課長は、施設保全課長に管理区域内着用後の衣類の洗濯を依頼する場合は、汚染がないことを確認する。</p> <p>2 施設保全課長は、再処理施設管理区域内着用後の衣類の回収又は洗濯に当たり、仕分け及び汚染の測定等を行う。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更) (以下、同様。)</p>
<p>第3節 ユーティリティの確保</p> <p>(ユーティリティの確保)</p> <p>第189条 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長、施設保全第2課長及び運転課長は、担当区分に応じて電気、圧空、冷却水、冷水、蒸気、浄水等、再処理施設の運転に必要なユーティリティを確保する。</p> <p>2 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長、施設保全第2課長及び運転課長は、ユーティリティの供給に異常を認めた場合、又は異常が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。</p> <p>3 ガラス固化管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全第1課長又は施設保全第2課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、センター長又は当直長の承認を受ける。</p>	<p>第3節 ユーティリティの確保</p> <p>(ユーティリティの確保)</p> <p>第189条 ガラス固化管理課長、施設管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全課長及び運転課長は、担当区分に応じて電気、圧空、冷却水、冷水、蒸気、浄水等、再処理施設の運転に必要なユーティリティを確保する。</p> <p>2 ガラス固化管理課長、施設管理課長、前処理施設課長、転換施設課長、施設保全課長及び運転課長は、ユーティリティの供給に異常を認めた場合、又は異常が発生するおそれがある場合は、直ちに必要な措置を講ずる。</p> <p>3 ガラス固化管理課長、施設管理課長、前処理施設課長、転換施設課長及び施設保全課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、センター長又は当直長の承認を受ける。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>4 運転課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、<u>ガラス固化管理課長</u>、<u>前処理施設課長</u>、<u>転換施設課長</u>、<u>施設保全第1課長</u>又は<u>施設保全第2課長</u>と協議し、センター長又は当直長の承認を受ける。</p> <p>5 センター長又は当直長は、第3項及び前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p>	<p>4 運転課長は、ユーティリティ設備の点検又は補修等により、ユーティリティの供給を停止することが必要となった場合は、<u>ガラス固化管理課長</u>、<u>施設管理課長</u>、<u>前処理施設課長</u>、<u>転換施設課長</u>又は<u>施設保全課長</u>と協議し、センター長又は当直長の承認を受ける。</p> <p>5 センター長又は当直長は、第3項及び前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更) (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)</p>
<p>(受変電設備及び非常用電源)</p> <p>第190条 運転課長は、受変電設備及び非常用発電機がその機能を維持していることを定期的に確認する。なお、非常用発電機は、各給電系統について常時2台が動作可能な状態であること。</p> <p>2 運転課長は、再処理施設に係る受変電設備及び非常用発電機に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、センター長又は当直長に報告する。</p> <p>3 センター長又は当直長は、前項の報告を受けた場合は、再処理施設の保安に関して、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 <u>施設保全第2課長</u>及び前処理施設課長は、無停電電源装置がその機能を維持していることを定期的に確認する。</p> <p>5 <u>施設保全第2課長</u>及び前処理施設課長は、無停電電源装置に異常を認めた場合は、直ちに正常な状態に復旧させるための措置を講ずる。</p>	<p>(受変電設備及び非常用電源)</p> <p>第190条 運転課長は、受変電設備及び非常用発電機がその機能を維持していることを定期的に確認する。なお、非常用発電機は、各給電系統について常時2台が動作可能な状態であること。</p> <p>2 運転課長は、再処理施設に係る受変電設備及び非常用発電機に異常を認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、センター長又は当直長に報告する。</p> <p>3 センター長又は当直長は、前項の報告を受けた場合は、再処理施設の保安に関して、必要な措置を講ずるとともに、核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>4 <u>施設管理課長</u>及び前処理施設課長は、無停電電源装置がその機能を維持していることを定期的に確認する。</p> <p>5 <u>施設管理課長</u>及び前処理施設課長は、無停電電源装置に異常を認めた場合は、直ちに正常な状態に復旧させるための措置を講ずる。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)</p>
<p>第191条 (省略)</p>	<p>第191条 (変更なし)</p>	
<p>(換気)</p> <p>第192条 <u>ガラス固化管理課長</u>、<u>前処理施設課長</u>、<u>転換施設課長</u>及び<u>施設保全第1課長</u>は、<u>建家及びセルの負圧バランスが維持されていることを定期的に確認する。</u></p> <p>2 <u>ガラス固化管理課長</u>、<u>前処理施設課長</u>、<u>転換施設課長</u>及び<u>施設保全第1課長</u>は、<u>負圧バランスの異常を認めた場合は、ダンパーの調整等、負圧バランスを復旧するための措置を講ずる。</u></p> <p>3 <u>施設保全第1課長</u>は、<u>分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場のセル換気系のフィルタ(207F58～F67、207F72～F77、272F033～F040)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</u></p> <p>4 <u>転換施設課長</u>は、<u>プルトニウム転換技術開発施設のセルグローブボックス換気系のフィルタ(P07F71～F77)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</u></p> <p>5 <u>ガラス固化管理課長</u>は、<u>ガラス固化技術開発施設のセル換気系のフィルタ(G07F80.1～F80.10、G07F82.1～F82.4、G07F83.1～F83.2、G07F84.1～F84.4)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</u></p>	<p>(換気)</p> <p>第192条 <u>ガラス固化管理課長</u>、<u>前処理施設課長</u>、<u>転換施設課長</u>及び<u>施設保全課長</u>は、<u>建家及びセルの負圧バランスが維持されていることを定期的に確認する。</u></p> <p>2 <u>ガラス固化管理課長</u>、<u>前処理施設課長</u>、<u>転換施設課長</u>及び<u>施設保全課長</u>は、<u>負圧バランスの異常を認めた場合は、ダンパーの調整等、負圧バランスを復旧するための措置を講ずる。</u></p> <p>3 <u>施設保全課長</u>は、<u>分離精製工場及び高放射性廃液貯蔵場のセル換気系のフィルタ(207F58～F67、207F72～F77、272F033～F040)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</u></p> <p>4 <u>転換施設課長</u>は、<u>プルトニウム転換技術開発施設のセルグローブボックス換気系のフィルタ(P07F71～F77)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</u></p> <p>5 <u>ガラス固化管理課長</u>は、<u>ガラス固化技術開発施設のセル換気系のフィルタ(G07F80.1～F80.10、G07F82.1～F82.4、G07F83.1～F83.2、G07F84.1～F84.4)を交換した場合は、フィルタが正常に取り付けられていることを確認する。</u></p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更) (以下、同様。)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>第193条 (省略)</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第194条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に検査及び校正を行う。</p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p>	<p>第193条 (変更なし)</p> <p>(放射線管理用機器等の検査等)</p> <p>第194条 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について新たに使用する場合は使用前に、<u>その後は1年ごとに検査及び校正を行う。</u></p> <p>2 線量計測課長及び環境監視課長は、前項の検査又は校正を行った結果、正常に作動させることができないと認めた場合は、正常に作動させるための措置を講ずる。</p> <p>3 線量計測課長は、前項において放射線管理用機器を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、定置式モニタ設備及び臨界警報装置にあっては、その旨を放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>4 放射線管理第2課長は、前項の通知を受けた場合は、その旨を放射線管理部長及びセンター内各部長に報告する。</p> <p>5 センター内各部長は、前項の報告を受けた場合は、その旨をセンター長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、原因の調査及び復旧に際し、放射線管理第2課長に協力する。</p> <p>6 環境監視課長は、第2項において排水モニタリング設備を正常に作動させることができない場合は応急の措置を講ずるとともに、測定を行えず、かつ、放出に影響を及ぼす場合は、その旨を放射線管理部長、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>7 線量計測課長は、放射線管理用機器について、環境監視課長は、排水モニタリング設備について修理をした場合はそのつど校正を行う。</p> <p>8 線量計測課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録するとともに、放射線管理第2課長に通知する。</p> <p>9 環境監視課長は、第1項、第2項及び第7項の検査、校正又は修理を行った場合は、その結果を記録する。</p>	<p>○定期事業者検査への移行に伴う放射線管理用機器の使用後の検査等の見直し</p>
<p>第5節 <u>施設定期自主検査</u></p> <p>(<u>施設定期自主検査</u>)</p> <p>第195条 <u>センター長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第12条の規定に基づき、その所掌する設備の施設定期自主検査を行う。</u></p> <p>2 <u>放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、検査結果をセンター長に報告する。</u></p> <p>3 <u>センター長は、施設定期自主検査の結果について、所長に報告するとともに、核燃料取扱主任者に通知する。</u></p>	<p>第5節 <u>定期事業者検査等</u></p> <p>(<u>定期事業者検査</u>)</p> <p>第195条 <u>品質保証課長は、再処理施設の定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>定期事業者検査計画</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>ニ 定量的な施設管理目標</u></p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第16号(施設定期自主検査。審査基準 第4第16項)からの「施設定期自主検査」の削除及び同規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う変更(審査基準 第4第19項)</p> <p>(関連：再処理規則第</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
	<p>(2) 定期事業者検査要領</p> <p>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、<u>第Ⅲ-18表から第Ⅲ-21表に掲げる担当設備について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。なお、施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の定期事業者検査（無停電電源装置の性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</u></p> <p>3 品質保証課長は、<u>検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</u></p> <p>4 品質保証課長は、<u>第1項の同意又は第3項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</u></p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、<u>前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</u></p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、<u>定期事業者検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</u></p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、<u>前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</u></p> <p>8 センター長は、<u>前項の報告を受けたときは、核燃料取扱主任者に通知した後、所長へ報告する。</u></p>	<p>7条の10:定期事業者検査の実施)</p>
	<p>(使用しない設備に係る点検)</p> <p>第195条の2 施設管理部長及び環境保全部長は、<u>第Ⅲ-22表に掲げる機器について、点検を実施する。</u></p> <p>2 施設管理部長及び環境保全部長は、<u>前項に掲げる点検が終了した後、センター長へ報告する。</u></p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴い、変更前の第196条に記載していた点検等の記載を本条に移動</p>
<p>(施設定期自主検査の実施)</p> <p>第196条 <u>センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、第Ⅲ-18表に掲げるものについて、1年ごとに当該設備の性能検査を行う。</u></p> <p>2 <u>センター内各部長、放射線管理部長及び工務技術部長は、第Ⅲ-19表に掲げる安全保護回路、警報装置、非常用動力装置及びその他の主要な設備について、総合検査を1年ごとに、当該装置の各部分ごとの性能検査を1月ごとに行う。</u></p> <p>3 <u>センター内各部長は、第Ⅲ-20表に掲げる計器及びその他の主要な設備の計器に</u></p>	<p>第6節 使用前自主検査</p> <p>(使用前自主検査)</p> <p>第196条 <u>品質保証課長は、再処理施設の使用前自主検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、核燃料取扱主任者の同意を得る。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</u></p> <p>(1) 使用前自主検査計画</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正を踏まえた追加(審査基準第4第19項)</p> <p>(関連：再処理規則第4条の2(使用前事業者検査の実施)の準</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p>ついて、1年ごとに校正を行う。</p> <p>4 センター内各部長は、第Ⅲ-21表に掲げるものについて、1年ごとに当該設備の定期的な検査を行う。</p> <p>5 放射線管理部長は、第Ⅲ-17-(1)表に掲げる放射線管理用機器及び第Ⅲ-17-(2)表に掲げる排水モニタリング設備について、1年ごとに検査及び校正を行う。</p> <p>6 施設管理部長は、臨界警報装置又は無停電電源装置（臨界警報装置に給電するもの。）の施設定期自主検査（無停電電源装置の1月ごとの性能検査は除く。）に際しては、施設の運転の停止及び工程内の核燃料物質の移動禁止の措置を講ずる。</p> <p>7 ガラス固化部長、施設管理部長及び環境保全部長は、放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力を1年ごとに確認する。</p> <p>8 施設管理部長は、せん断装置、脱硝塔（分離精製工場）及び反応器（クリプトン回収技術開発施設）について、環境保全部長は、加熱装置（廃溶媒処理技術開発施設）について、第Ⅲ-22表に示す措置が講じられていることを1年ごとに確認する。</p>	<p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の内容</p> <p>ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前自主検査要領</p> <p>イ 検査をする施設、設備、装置、機器等の名称</p> <p>ロ 検査の項目及び検査場所</p> <p>ハ 検査前条件</p> <p>ニ 検査の方法及び検査手順</p> <p>ホ 検査の判定基準</p> <p>2 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に関する工事について、品質保証課長の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供する。</p> <p>3 品質保証課長は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を行い、その工事が第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、検査成績書を取りまとめ、核燃料取扱主任者の確認を得る。</p> <p>4 品質保証課長は、第1項の同意又は前項の確認を得たときは、検査に関連するセンター内各課長又は管理支援部門内各課長に通知する。</p> <p>5 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、前項の通知を受けたときは、センター内各部長又は管理支援部門各部長に通知する。</p> <p>6 センター内各課長及び管理支援部門内各課長は、使用前自主検査が終了したとき、その結果をセンター内各部長又は管理支援部門各部長に報告する。</p> <p>7 センター内各部長及び管理支援部門各部長は、前項の報告を受けたときは、センター長へ報告する。</p> <p>8 センター長は、前項の報告を受けたときは、その結果を確認し、第198条の5第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、核燃料取扱主任者に通知した後、所長の承認（合格）を受ける。</p>	<p>用)</p> <p>○再処理規則第17条（保安規定）第2項第20号の改正を踏まえた追加(審査基準 第4第19項) (関連：再処理規則第4条の3(使用前事業者検査の記録)の準用)</p> <p>※廃止措置段階の再処理施設は、使用前事業者検査に準じて、使用前自主検査を実施する。</p>
<p>第6節 保 守</p> <p>(保 守)</p> <p>第197条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第115条の2の保守管理、第183条の巡視及び点検並びに前条に定める検査及び校正の結果、異常を認めた場合は、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p>	<p>第7節 保 守</p> <p>(保 守)</p> <p>第197条 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第115条の2の保守管理、第183条の2に規定する施設管理実施計画に定める巡視及び点検並びに第195条に定める検査及び第195条の2に定める点検の結果、異常を認めた場合は、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p>	<p>○条番号の変更及び再処理規則第17条（保安規定）第2項第20号の改正に伴う追加（審査基準 第4第19項） (関連：再処理規則第11条 再処理施設の施設管理)</p> <p>○記載の適正化</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>2 センター内各課長は、前項の場合において、正常な状態に復旧させることができない場合は、応急の措置を講じ、施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長に復旧を依頼する。</p> <p>3 センター内各課長は、施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長に保守作業を依頼する場合は、当該施設並びに関連する施設及び設備の保安上の措置を講ずる。</p> <p>4 施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長は、第2項に定める依頼を受けた場合は、必要な保守作業を実施し、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>5 センター内各課長又は運転課長は、第1項及び第4項に定める保守作業が保安上特に重要と判断した場合は、担当部長又は工務技術部長の承認を受ける。</p> <p>6 担当部長又は工務技術部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 担当部長又は工務技術部長は、第5項の承認をした場合は、センター長に報告する。</p>	<p>2 センター内各課長は、前項の場合において、正常な状態に復旧させることができない場合は、応急の措置を講じ、施設管理課長、施設保全課長又は運転課長に復旧を依頼する。</p> <p>3 センター内各課長は、施設管理課長、施設保全課長又は運転課長に保守作業を依頼する場合は、当該施設並びに関連する施設及び設備の保安上の措置を講ずる。</p> <p>4 施設管理課長、施設保全課長又は運転課長は、第2項に定める依頼を受けた場合は、必要な保守作業を実施し、速やかに設備を正常な状態に復旧させる。</p> <p>5 センター内各課長又は運転課長は、第1項及び第4項に定める保守作業が保安上特に重要と判断した場合は、担当部長又は工務技術部長の承認を受ける。</p> <p>6 担当部長又は工務技術部長は、前項の承認を行う場合は、核燃料取扱主任者の同意を得る。</p> <p>7 担当部長又は工務技術部長は、第5項の承認をした場合は、センター長に報告する。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更) (以下、同様。)</p> <p>○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更) (以下、同様。)</p>
<p>(保守作業後の措置)</p> <p>第198条 センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</p> <p>2 施設保全第1課長、施設保全第2課長又は運転課長は、前条第4項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</p> <p>3 センター内各課長又は運転課長は、前条第5項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</p> <p>4 担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第197条第1項及び同条第4項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処理事業者と共有する。</p>	<p>(保守作業後の措置)</p> <p>第198条 センター内各課長、放射線管理部内各課長又は運転課長は、前条に定める保守作業が終了した場合は、当該設備が正常に復旧したことを確認する。</p> <p>2 施設管理課長、施設保全課長又は運転課長は、前条第4項に定める保守作業の結果を、担当課長に通知する。</p> <p>3 センター内各課長又は運転課長は、前条第5項に定める保守作業の結果を、担当部長又は工務技術部長に報告する。</p> <p>4 担当部長又は工務技術部長は、前項の報告を受けた場合は、センター長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>5 センター内各課長、放射線管理部内各課長及び運転課長は、第197条第1項及び同条第4項に定める保守作業により得られた保安に関する技術情報を他の再処理事業者と共有する。</p>	<p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更)</p> <p>○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)</p>
<p>第5章 廃止措置の管理</p> <p>(廃止措置計画の変更)</p> <p>第198条の2 廃止措置推進室長は、再処理施設の廃止措置計画の変更又は変更に係る調整を行う。</p> <p>2 センター長は、前項の廃止措置計画の変更について、再処理施設安全専門委員会に諮問し、その審議結果を確認するとともに、確認結果を所長に報告する。ただし、センター長が廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更 (以下「軽微な変更」という。) と判断したものを除く。</p> <p>3 所長は、前項の報告内容を確認し、理事長の承認を受ける。ただし、再処理施設の設計及び工事の<u>方法</u>に係る変更については、所長が承認する。</p>	<p>第5章 廃止措置の管理</p> <p>(廃止措置計画の変更)</p> <p>第198条の2 廃止措置推進室長は、再処理施設の廃止措置計画の変更又は変更に係る調整を行う。</p> <p>2 センター長は、前項の廃止措置計画の変更について、再処理施設安全専門委員会に諮問し、その審議結果を確認するとともに、確認結果を所長に報告する。ただし、センター長が廃止措置の実施に伴う災害の防止上支障のない変更 (以下「軽微な変更」という。) と判断したものを除く。</p> <p>3 所長は、前項の報告内容を確認し、理事長の承認を受ける。ただし、再処理施設の設計及び工事の<u>計画</u>に係る変更については、所長が承認する。</p>	<p>○再処理規則(第2条:</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>4 理事長は、前項の理事長の承認に当たっては、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p>	<p>4 理事長は、前項の理事長の承認に当たっては、中央安全審査・品質保証委員会に諮問する。</p>	<p>設計及び工事の<u>計画</u>の認可の申請)の改正に伴う変更</p>
<p>第198条の3、第198条の4 (省略)</p>	<p>第198条の3、第198条の4 (変更なし)</p>	
<p>(工事に係る設計及び工事の<u>方法</u>の管理)</p> <p>第198条の5 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る工事について、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、第198条の2に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の性能維持施設の工事に着手する前に、設計及び工事の<u>方法</u>(溶接設計及び溶接施工法を含む。)について、次の事項を明確にし、文書化する。</p> <p>(1) 再処理施設の区分並びに設計及び工事の<u>方法</u></p> <p>イ) 変更の概要</p> <p>ロ) 準拠すべき法令、基準及び規格</p> <p>ハ) 設計の基本方針</p> <p>ニ) 設計条件及び仕様</p> <p>ホ) 工事の方法(工事の手順、工事フロー、試験・検査内容、工事上の安全対策、溶接設計及び溶接施工法を含む。)</p> <p>(2) 設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織(以下「設計及び工事に係る品質管理の方法等」という。)に関する次の事項</p> <p>イ) <u>品質保証の実施に係る組織</u></p> <p>ロ) <u>保安活動の計画</u></p> <p>ハ) <u>保安活動の実施</u></p> <p>ニ) <u>保安活動の評価</u></p> <p>ホ) <u>保安活動の改善</u></p> <p>(3) 変更の理由</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>イ) 「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」(以下「<u>設工認技術基準</u>」という。)に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該変更に係る設計及び工事の<u>方法</u>が<u>設工認技術基準</u>に適合していることを説明した書類又は廃止措置計画に定める内容に適合していることを説明した書類</p>	<p>(工事に係る設計及び工事の<u>計画</u>の管理)</p> <p>第198条の5 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設に係る工事について、廃止措置計画を変更して実施する必要があると判断した場合は、工事に着手する前に、第198条の2に基づき廃止措置計画の変更に係る必要な措置を講ずる。</p> <p>2 廃止措置推進室長、センター内各部長、放射線管理部長、保安管理部長及び工務技術部長は、再処理施設の性能維持施設の工事に着手する前に、設計及び工事の<u>計画</u>(溶接設計及び溶接施工法を含む。)について、次の事項を明確にし、文書化する。</p> <p>(1) 再処理施設の区分並びに設計及び工事の<u>計画</u></p> <p>イ) 変更の概要</p> <p>ロ) 準拠すべき法令、基準及び規格</p> <p>ハ) 設計の基本方針</p> <p>ニ) 設計条件及び仕様</p> <p>ホ) 工事の方法(工事の手順、工事フロー、試験・検査内容、工事上の安全対策、溶接設計及び溶接施工法を含む。)</p> <p>(2) 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム</p> <p>(3) <u>変更に係る工事工程表</u></p> <p>(4) 変更の理由</p> <p>(5) 添付書類</p> <p>イ) <u>技術基準</u>に適合していることを計算によって説明した書類その他の当該変更に係る設計及び工事の<u>計画</u>が<u>技術基準</u>に適合していることを説明した書類又は廃止措置計画に定める内容に適合していることを説明した書類</p>	<p>○再処理規則(第2条:設計及び工事の<u>計画</u>の認可の申請)の改正に伴う変更 (以下、同様。)</p> <p>○再処理規則(第3条:変更の認可の申請)の改正に伴う変更</p> <p>○再処理規則(第3条:変更の認可の申請)の改正に伴う追加</p> <p>○号番号の変更</p> <p>○号番号の変更</p> <p>○規則名称の改正及び再処理規則(第2条:設計及び工事の<u>計画</u>の認可の申請)の改正に伴う変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
<p><u>ロ) 当該変更に係る設計及び工事に係る品質管理の方法等が「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」(以下「設工認品質管理基準」という。)の技術上の基準に適合していることを説明した書類</u></p> <p>3 センター長は、前項の書類について再処理施設安全専門委員会に諮問し、その結果について、次の各号に掲げる事項に適合していることを確認し、所長の承認を受ける。</p> <p>(1) 廃止措置計画の認可若しくは変更の認可又は軽微な変更を届け出たところによるものであること</p> <p>(2) <u>設工認技術基準</u>に適合又は廃止措置計画に定める内容に適合していること</p> <p>(3) <u>設工認品質管理基準</u>に適合していること</p>	<p><u>ロ) 変更に係る設計及び工事の計画が再処理の事業の指定若しくは再処理の事業の許可を受けたところ又は再処理の事業の変更を届け出たところによるものであることを説明した書類</u></p> <p>3 センター長は、前項の書類について再処理施設安全専門委員会に諮問し、その結果について、次の各号に掲げる事項に適合していることを確認し、所長の承認を受ける。</p> <p>(1) 廃止措置計画の認可若しくは変更の認可又は軽微な変更を届け出たところによるものであること</p> <p>(2) <u>技術基準</u>に適合又は廃止措置計画に定める内容に適合していること</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>○再処理規則(第3条:変更の認可の申請)の改正に伴う変更</p> <p>○規則名称の改正に伴う変更</p> <p>○再処理規則(第3条:変更の認可の申請)の改正に伴う削除(第3号)</p>
<p><u>(工事に係る検査の管理)</u></p> <p>第198条の6 <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、前条第2項第1号ホに係る試験・検査(以下「使用前自主検査」という。)に合格した後でなければ、施設・設備を使用してはならない。</u></p> <p>2 <u>廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長は、使用前自主検査要領書を作成し、品質保証課長の確認を受ける。</u></p> <p>3 <u>品質保証課長は、廃止措置推進室長、センター内各課長、放射線管理部内各課長及び工務技術部内各課長が行う使用前自主検査に立会い、その工事が前条第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていることを確認し、その結果をセンター長に報告する。</u></p> <p>4 <u>センター長は前項の結果を確認し、その工事が前条第3項の承認を受けた設計及び方法に従って行われていると認められる場合には、所長の承認(合格)を受ける。</u></p>	<p><u>(削る)</u></p>	<p>○第196条の2(使用前自主検査の実施及び記録)の制定に伴い、削る</p>
<p>第IV編 環境監視</p> <p>第1章 環境監視に係る計画、実施、評価及び改善 (環境監視に係る計画)</p> <p>第199条 放射線管理部長は、品質保証計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 環境監視に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p>	<p>第IV編 環境監視</p> <p>第1章 環境監視に係る計画、実施、評価及び改善 (環境監視に係る計画)</p> <p>第199条 放射線管理部長は、品質<u>マネジメント</u>計画に基づき、環境監視に関する計画を実行に適した様式で策定し、文書化する。</p> <p>2 放射線管理部長は、前項の計画策定に当たっては、次の各号に掲げる事項を明確にする。</p> <p>(1) 環境監視に関する品質目標</p> <p>(2) 前号の目標を達成するために必要な要求事項(適用される法律・基準・規格等)</p>	<p>○再処理規則第17条(保安規定)第2項第2号の改正に伴う変更(審査基準 第4第2項)</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>(3) 環境監視に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 環境監視に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する環境監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める環境監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p>	<p>(3) 環境監視に必要な要員及び設備</p> <p>(4) 環境監視に必要な要領書</p> <p>(5) 使用する環境監視設備とその監視項目</p> <p>(6) 前号に定める環境監視設備の検査(方法、頻度及び判定基準)</p> <p>(7) 第5号に定める監視結果及び第6号に定める検査結果の記録</p> <p>3 放射線管理部長は、第1項に定める計画について、次の各号に掲げる事項を事前に評価し、必要であれば改善し、その結果を記録する。</p> <p>(1) 業務に対する要求事項を定めていること</p> <p>(2) 要求事項が以前と異なる場合は、その処置がなされていること</p> <p>(3) 要求事項を達成するために必要な資源を有していること</p> <p>4 放射線管理部長は、要求事項が書面で示されない場合には、要求事項を確認すること。</p> <p>5 放射線管理部長は、業務に対する要求事項が変更されたことに伴い計画を変更する場合には、品質マネジメントシステム全体の体系と矛盾なく整合が取れていることを確認し、変更事項を環境監視に係る従業員へ周知する。</p>	
第199条の2 ～ 第204条 (省略)	第199条の2 ～ 第204条 (変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

変更申請箇所を、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
<p>理事長 監査プロセスの管理責任者 統括監査の職 本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者 安全・核セキュリティ統括部長 研究所の管理責任者 核燃料サイクル工学研究所担当理事 核燃料サイクル工学研究所長 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 再処理廃止措置技術開発センター長 再処理施設安全専門委員会 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 環境保全部長 施設管理部長 ガラス固化部長 技術部長 廃止措置推進室長 当直長 環境管理課長 処理第1課長 処理第2課長 分析課長 施設保全第1課長 施設保全第2課長 転換施設課長 化学処理施設課長 前処理施設課長 施設管理課長 ガラス固化処理課長 ガラス固化技術課長 ガラス固化管理課長 核物質管理課長 品質保証課長 技術管理課長 廃止措置推進室長 放射線管理第2課長 環境監視課長 線量計測課長 施設安全課長 危機管理課長 安全対策課長 施設営繕課長 運転課長 管理課長</p>	<p>理事長 監査プロセスの管理責任者 統括監査の職 本部 (監査プロセスを除く。)の管理責任者 安全・核セキュリティ統括部長 研究所の管理責任者 核燃料サイクル工学研究所担当理事 核燃料サイクル工学研究所長 核燃料サイクル工学研究所品質保証委員会 再処理廃止措置技術開発センター長 再処理施設安全専門委員会 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 環境保全部長 施設管理部長 ガラス固化部長 技術部長 廃止措置推進室長 当直長 環境管理課長 処理第1課長 処理第2課長 分析課長 施設保全第1課長 施設保全第2課長 転換施設課長 化学処理施設課長 前処理施設課長 施設管理課長 ガラス固化処理課長 ガラス固化技術課長 ガラス固化管理課長 核物質管理課長 品質保証課長 技術管理課長 廃止措置推進室長 放射線管理第2課長 環境監視課長 線量計測課長 施設安全課長 危機管理課長 安全対策課長 施設営繕課長 運転課長 管理課長 契約部長</p>	<p>○本部組織である契約部長の追加 (その職務を第5条の4に追加したため)</p> <p>○組織改正に係る変更 (職位名称の変更)</p> <p>○組織改正に係る変更 (施設管理課長に所掌業務を移管するため、削る)</p>

第 I - 1 図 保安管理組織・品質保証組織 (第4条関係)

第 I - 1 図 保安管理組織・品質保証組織 (第4条関係)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>→ : 基本的な流れ → : 必要に応じた流れ</p> <p>注) 核燃料取扱主任者/主務者: 各プロセスに対し、保安監督の立場から関与する。</p>	<p>○再処理規則第17条 (保安規定) 第2項 第2号の改正に伴う追加 (審査基準 第4第2項)</p>

第I-2図 品質マネジメントシステム体系図 (第51条の4 4.1項関係)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
	<p>4. 品質マネジメントシステム(4.1 一般要求事項)</p> <p>5. 経営者等の責任</p> <p>Plan</p> <ul style="list-style-type: none"> 5.1 経営者の関与 5.2 原子力の安全の重視 5.3 品質方針 5.4 計画 <ul style="list-style-type: none"> 5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 5.5 責任、権限及びコミュニケーション 5.6 マネジメントレビュー <p>Do 7. 業務の計画及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 7.1 業務の計画 廃止措置段階における運転及び保守管理、非常事態の措置、放射線管理、環境監視等 7.2 業務・再処理施設に対する要求事項に関するプロセス 7.3 設計・開発 7.4 調達 7.5 業務の実施 7.6 監視機器及び測定機器の管理 <p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>6. 資源の運用管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 6.1 資源の確保 6.2 人的資源 6.3 インフラストラクチャ 6.4 作業環境 <p>Check, Act 8. 評価及び改善(8.1 一般)</p> <ul style="list-style-type: none"> 8.2 監視及び測定 <ul style="list-style-type: none"> 8.2.1 組織の外部の者の意見 8.2.2 内部監査(原子力安全監査) 8.2.3 プロセスの監視及び測定 8.2.4 検査及び試験 8.3 不適合管理 8.4 データの分析及び評価 8.5 継続的改善 <ul style="list-style-type: none"> 8.5.1 継続的改善 8.5.2 是正処置等 8.5.3 未然防止処置 「根本原因分析に関する要求事項」 <p>基本プロセス (実線枠) 中プロセス (点線枠) 小プロセス (破線枠)</p> <p>→ 明確な関連 - - - 理解上重要な関連</p>	<p>○再処理規則第17条 (保安規定) 第2項 第2号の改正に伴う追加 (審査基準 第4第2項)</p>

第 I - 3 図 品質マネジメントシステムプロセス関連図 (第 51 条の 4 4.1 項関係)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

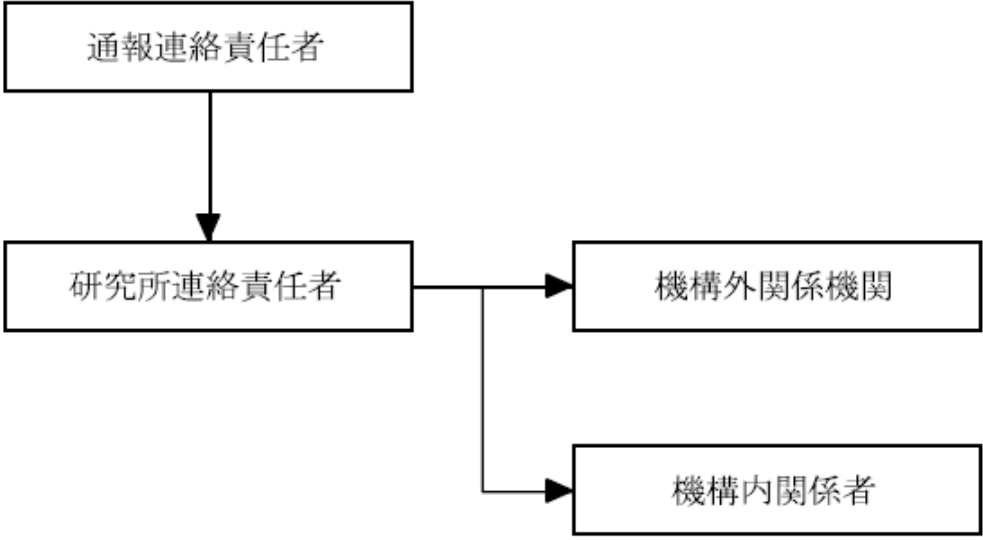
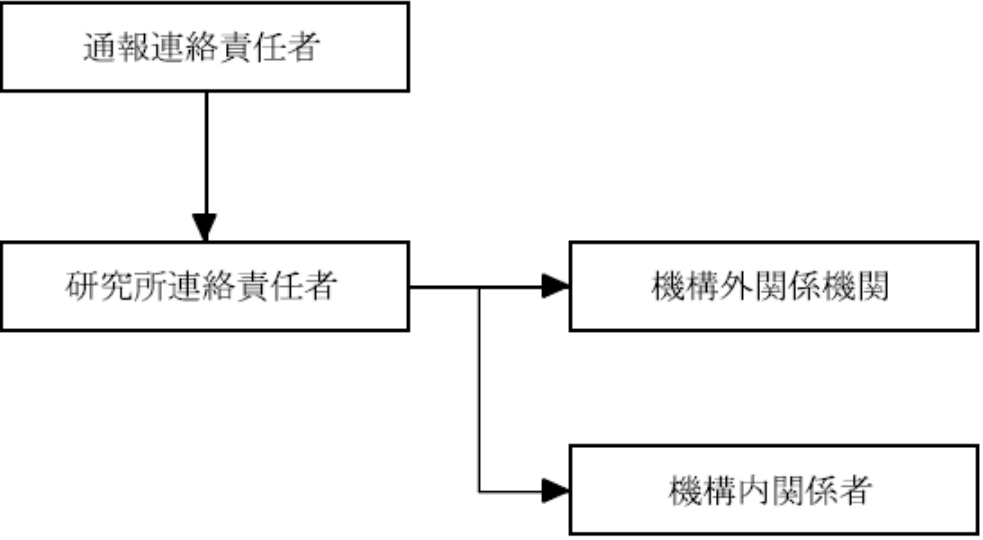
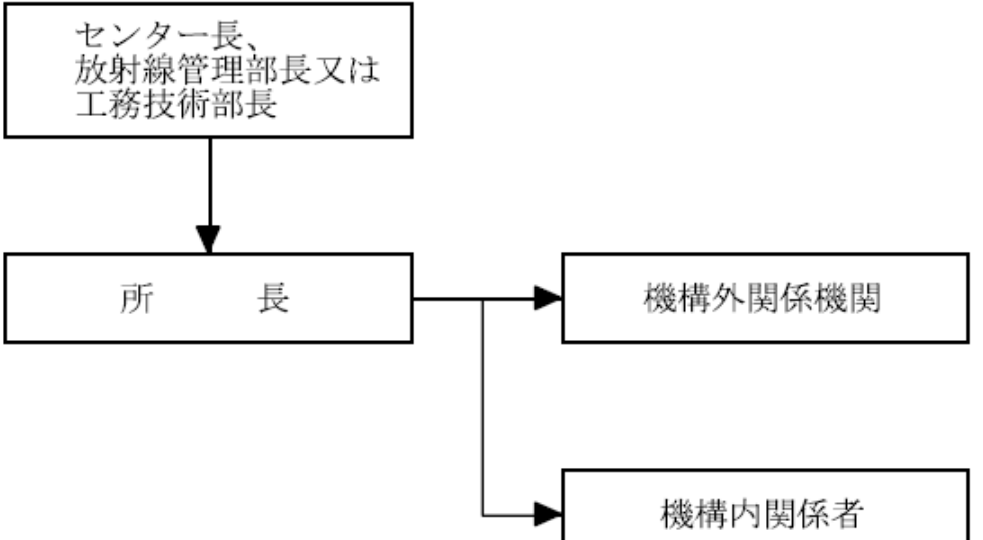
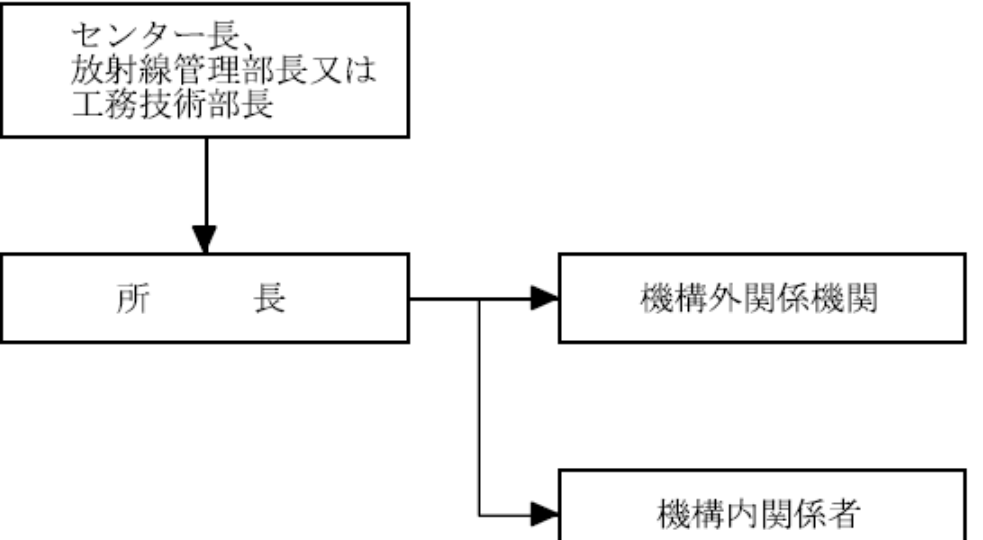
変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
		<p>○再処理規則第17条 (保安規定) 第2項 第2号の改正に伴う追加 (審査基準 第4第2項)</p>

第 I - 4 図 文書体系図 (第 51 条の 4 4.1 項関係)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由
 <p>図 I - 2 (1) 図 第一報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p>	 <p>図 I - 5 (1) 図 第一報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p>	<p>○図番号の変更</p>
 <p>図 I - 2 (2) 図 続報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p>	 <p>図 I - 5 (2) 図 続報に係る通報連絡系統 (第 60 条関係)</p>	<p>○図番号の変更</p>

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (図)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
第Ⅱ-1図 (省略)	第Ⅱ-1図 (変更なし)	
第Ⅱ-1-1図 ~ 第Ⅱ-1-124図 (省略)	第Ⅱ-1-1図 ~ 第Ⅱ-1-124図 (変更なし)	
第Ⅱ-4図 ~ 第Ⅱ-10図 (省略)	第Ⅱ-4図 ~ 第Ⅱ-10図 (変更なし)	
第Ⅲ-1-1図 ~ 第Ⅲ-1-71図 (省略)	第Ⅲ-1-1図 ~ 第Ⅲ-1-71図 (変更なし)	
第Ⅳ-1図 ~ 第Ⅳ-4図 (省略)	第Ⅳ-1図 ~ 第Ⅳ-4図 (変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)		改 正 後		変更理由
第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 8 関連)		第 I - 1 - (1) 表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第 51 条の 4 4.2.1 関連) (1/2)		
保安規定 関連条項	文 書 名*	保安規定 関連条項	文 書 名*	
第 51 条の 3 (品質保証計画)	再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質保証適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 4.1 一般要求事項	再処理施設グレード分けの基準 (センター) 品質マネジメント適用施設・設備等グレード分け (放射線管理部) グレード分け要領書 (工務技術部)	
		第 51 条の 4 5.1 経営者の関与	安全文化の育成及び維持並びに関係法令等の遵守活動に係る実施要領 (安全・核セキュリティ統括部)	
第 51 条の 4 (品質目標)	品質目標管理要領書 (研究所)	第 51 条の 4 5.4.1 品質目標	品質目標の設定管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 品質目標管理要領書 (研究所)	
		第 51 条の 4 5.5.4 内部コミュニケーション	「中央安全審査・品質保証委員会の運営について」 (安全・核セキュリティ統括部) 核燃料サイクル工学研究所安全専門委員会規則 (研究所) 再処理施設安全専門委員会規則 (研究所) CAP 活動実施要領書 (研究所)	
第 51 条の 5 (マネジメントレビュー)	マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター)	第 51 条の 4 5.6 マネジメントレビュー	マネジメントレビュー実施要領 (機構) 経営者による見直し規則 (センター)	
第 51 条の 6 (改造工事の設計・開発)	設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 7.3 設計・開発	設計・開発管理規則 (センター) 設計・開発管理要領書 (放射線管理部) 設計・開発管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 7 (調達管理)	購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 7.4 調達	調達先の評価・選定管理要領 (契約部長) 購買管理規則 (センター) 調達管理要領書 (放射線管理部) 調達管理要領書 (保安管理部) 調達管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 8 (文書及び記録の管理)	文書及び記録管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 4.2.3 文書管理 4.2.4 記録の管理	文書及び記録管理要領 (安全・核セキュリティ統括部) 文書・記録管理要領書 (研究所) 文書管理規則 (センター) 品質記録の管理規則 (センター) 文書・記録管理要領書 (放射線管理部) 文書・記録管理要領書 (保安管理部) 文書・記録管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 9 (検査・試験及び監視・測定)	検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部) 検査及び試験管理要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 8.2.4 検査及び試験	検査・試験管理規則 (センター) 検査及び試験管理要領書 (放射線管理部) 検査及び試験管理要領書 (保安管理部) 検査及び試験管理要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 10 (不適合管理) 第 51 条の 11 (是正処置及び予防処置)	不適合管理並びに是正及び予防処置要領 (安全・核セキュリティ統括部) 不適合管理及び是正処置・予防処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び予防処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び予防処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・予防処置要領書 (工務技術部)	第 51 条の 4 8.3 不適合管理 8.5 改善	不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領 (安全・核セキュリティ統括部) 不適合管理及び是正処置・未然防止処置規則 (センター) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (放射線管理部) 不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領書 (保安管理部) 不適合管理及び是正・未然防止処置要領書 (工務技術部)	
第 51 条の 12 (内部監査)	原子力安全監査実施要領 (機構)	第 51 条の 4 8.2.2 内部監査	原子力安全監査実施要領 (機構)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)		改 正 後	変更理由								
第55条(非常事態の措置に係る計画) 第70条(放射線管理に係る計画) 第115条(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第199条(環境監視に係る計画)	業務実施計画作成規則(センター) 業務の計画及び実施要領書(放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(工務技術部) 運転及び保守の管理規則(センター)	第I-1-(1)表 保安規定に基づき定める作業手順書等 (第51条の4 4.2.1関連) (2/2)	○再処理規則第17条 (保安規定)第2項 第2号の改正に伴う 変更(審査基準 第 4第2項)								
第52条(保安教育) 第53条(保安訓練)	教育・訓練管理規則(センター) 教育・訓練要領書(放射線管理部) 教育・訓練要領書(保安管理部) 教育・訓練管理要領書(工務技術部)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定 関連条項</th> <th>文 書 名*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 第51条の4 7.1業務の計画 第51条の4 7.5業務の実施 第55条(非常事態の措置に係る計画) 第70条(放射線管理に係る計画) 第115条(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第199条(環境監視に係る計画) </td> <td> 業務の計画及び実施管理要領書(安全・核セキュリティ統括部) 定期的な作業の観察及び評価実施要領書(研究所) 安全ピアレビュー実施要領書(研究所) 保安活動指標(PI)設定評価要領書(研究所) 業務実施計画作成規則(センター) 業務の計画及び実施要領書(放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(工務技術部) 運転及び保守の管理規則(センター) </td> </tr> <tr> <td> 第51条の4 6.2.2力量、教育・訓練及び認識 第52条(保安教育) 第53条(保安訓練) </td> <td> 教育訓練管理要領書(安全・核セキュリティ統括部) 教育・訓練管理規則(センター) 教育・訓練要領書(放射線管理部) 教育・訓練要領書(保安管理部) 教育・訓練管理要領書(工務技術部) </td> </tr> <tr> <td> 第51条の4 7.2.3外部とのコミュニケーション </td> <td> フリーアクセス管理要領書(研究所) </td> </tr> </tbody> </table>		保安規定 関連条項	文 書 名*	第51条の4 7.1業務の計画 第51条の4 7.5業務の実施 第55条(非常事態の措置に係る計画) 第70条(放射線管理に係る計画) 第115条(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第199条(環境監視に係る計画)	業務の計画及び実施管理要領書(安全・核セキュリティ統括部) 定期的な作業の観察及び評価実施要領書(研究所) 安全ピアレビュー実施要領書(研究所) 保安活動指標(PI)設定評価要領書(研究所) 業務実施計画作成規則(センター) 業務の計画及び実施要領書(放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(工務技術部) 運転及び保守の管理規則(センター)	第51条の4 6.2.2力量、教育・訓練及び認識 第52条(保安教育) 第53条(保安訓練)	教育訓練管理要領書(安全・核セキュリティ統括部) 教育・訓練管理規則(センター) 教育・訓練要領書(放射線管理部) 教育・訓練要領書(保安管理部) 教育・訓練管理要領書(工務技術部)	第51条の4 7.2.3外部とのコミュニケーション	フリーアクセス管理要領書(研究所)
保安規定 関連条項	文 書 名*										
第51条の4 7.1業務の計画 第51条の4 7.5業務の実施 第55条(非常事態の措置に係る計画) 第70条(放射線管理に係る計画) 第115条(廃止措置段階における運転及び保守管理に係る計画) 第199条(環境監視に係る計画)	業務の計画及び実施管理要領書(安全・核セキュリティ統括部) 定期的な作業の観察及び評価実施要領書(研究所) 安全ピアレビュー実施要領書(研究所) 保安活動指標(PI)設定評価要領書(研究所) 業務実施計画作成規則(センター) 業務の計画及び実施要領書(放射線管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(保安管理部) 業務の計画及び実施管理要領書(工務技術部) 運転及び保守の管理規則(センター)										
第51条の4 6.2.2力量、教育・訓練及び認識 第52条(保安教育) 第53条(保安訓練)	教育訓練管理要領書(安全・核セキュリティ統括部) 教育・訓練管理規則(センター) 教育・訓練要領書(放射線管理部) 教育・訓練要領書(保安管理部) 教育・訓練管理要領書(工務技術部)										
第51条の4 7.2.3外部とのコミュニケーション	フリーアクセス管理要領書(研究所)										

* 機 構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所
 センター : 再処理廃止措置技術開発センター

* 機 構 : 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
 研究所 : 核燃料サイクル工学研究所
 センター : 再処理廃止措置技術開発センター

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)						改正後						変更理由	
第I-1-(2)表 保安教育 (第52条関係)						第I-1-(2)表 保安教育 (第52条関係)							
対象者	再処理施設の 運転等を行う 従業員	付帯設備の運 転等を行う従 業員*1	放射線管理に 従事する従業 員	その他の従業 員	頻 度	対象者	再処理施設の 運転等を行う 従業員	付帯設備の運 転等を行う従 業員*1	放射線管理に 従事する従業 員	その他の従業 員	頻 度	変更理由	
項目						項目							○再処理規則 (第2条: 設計及び工事の計画の認可の申請)の改正に伴う変更
関係法令遵守、保安規定遵守、事業指定申請書(設計及び工事の方法の認可に係る事項を含む)及び廃止措置計画	○	○	○	○	1回/年及び改正(変更)のつど*2	関係法令遵守、保安規定遵守、事業指定申請書(設計及び工事の計画の認可に係る事項を含む)及び廃止措置計画	○	○	○	○	1回/年及び改正(変更)のつど*2		
再処理施設の構造、性能及び操作	安全管理に関する基本的事項	○	○	○	○	再処理施設の構造、性能及び操作	安全管理に関する基本的事項	○	○	○	○	1回/年	
	施設及び設備に係る事項(付帯設備及び放射線管理設備を除く)	○	-	-	-		施設及び設備に係る事項(付帯設備及び放射線管理設備を除く)	○	-	-	-		
	付帯設備に係る事項	-	○	-	-		付帯設備に係る事項	-	○	-	-		
	放射線管理設備に係る事項	-	-	○	-		放射線管理設備に係る事項	-	-	○	-		
廃止措置に関すること	○	○	○	-	1回/年	廃止措置に関すること	○	○	○	-	1回/年		
放射線管理	○	○	○	-	1回/年	放射線管理	○	○	○	-	1回/年		
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱い	○	-	○	-	1回/年	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱い	○	-	○	-	1回/年		
臨界安全設計・臨界管理	○	-	○	-	1回/年	臨界安全設計・臨界管理	○	-	○	-	1回/年		
非常の場合に採るべき処置	○	○	○	○	1回/年	非常の場合に採るべき処置	○	○	○	○	1回/年		
安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等	○	○	○	-	1回/年	安全上重要な技術上の注意事項、過去の事故事例等	○	○	○	-	1回/年		
品質保証に関する事項	○	○	○	○	1回/年	品質マネジメントに関する事項	○	○	○	○	1回/年		
時間数	8.5 時間以上	6.5 時間以上	8.5 時間以上	3 時間以上		時間数	8.5 時間以上	6.5 時間以上	8.5 時間以上	3 時間以上			

注 ○: 対象 - : 対象外

ただし、役員については第52条第1項に基づくものとする。

*1: 付帯設備の運転等を行う従業員とは、蒸気供給施設(ボイラ)の運転員、変電所の監視員等の核燃料物質等を取扱わない設備の運転等を行う従業員をいう。

*2: 廃止措置計画について変更のつど行う教育は、当該変更箇所に係る業務を行う従業員を対象とする。

注 ○: 対象 - : 対象外

ただし、役員については第52条第1項に基づくものとする。

*1: 付帯設備の運転等を行う従業員とは、蒸気供給施設(ボイラ)の運転員、変電所の監視員等の核燃料物質等を取扱わない設備の運転等を行う従業員をいう。

*2: 廃止措置計画について変更のつど行う教育は、当該変更箇所に係る業務を行う従業員を対象とする。

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由
第I-1-(3)表 (省略) 第I-2-(1)表、第I-2-(2)表 (省略) 第I-3-(1)表、第I-3-(2)表 (省略) 第I-4表、第I-5表 (省略)	第I-1-(3)表 (変更なし) 第I-2-(1)表、第I-2-(2)表 (変更なし) 第I-3-(1)表、第I-3-(2)表 (変更なし) 第I-4表、第I-5表 (変更なし)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)				改正後				変更理由
第I-6表 記録(第68,69条関係)(1/5)				第I-6表 記録(第68,69条関係)(〇/〇)				
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	
1 再処理施設の検査記録				1 再処理施設の施設管理に係る記録				○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う変更
イ 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	技術部長 (品質保証課長)	イ 第183条の2第1項の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した再処理施設を解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	センター内各部長 (センター内各課長)	
ロ 施設定期検査の結果	同上	同上	放射線管理部長 (線量計測課長)				放射線管理部長 (線量計測課長)	
ハ 施設定期自主検査の結果	同上	施設定期自主検査終了後5年が経過するまで	保安管理部長 (危機管理課長)	ロ 施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施に関する計画の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した再処理施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	保安管理部長 (危機管理課長)	
			工務技術部長 (運転課長)				工務技術部長 (運転課長)	
2 放射線管理記録				2 放射線管理記録				
イ 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率	毎日1回	10年間	放射線管理部長 (放射線管理第2課長)	イ 再処理設備、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量率	毎日1回	10年間	放射線管理部長 (放射線管理第2課長)	
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	同上		放射線管理部長 (放射線管理第2課長)	ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回		
ハ 放射性廃棄物の海洋放出口又は海洋放出監視設備における放射性物質の種類別の1日間及び3月間についての量及び平均濃度	1日間の平均濃度及び量にあつては毎日1回、3月間の平均濃度及び量にあつては3月ごとに1回	同上	放射線管理部長 (環境監視課長)	ハ 放射性廃棄物の海洋放出口又は海洋放出監視設備における放射性物質の種類別の1日間及び3月間についての量及び平均濃度	1日間の平均濃度及び量にあつては毎日1回、3月間の平均濃度及び量にあつては3月ごとに1回	同上	放射線管理部長 (環境監視課長)	
ニ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び表面密度並びに飲水の放射性物質の濃度	毎週1回	同上	放射線管理部長 (環境監視課長) (放射線管理第2課長)	ニ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る1週間の線量並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び表面密度並びに飲水の放射性物質の濃度	毎週1回	同上	放射線管理部長 (環境監視課長) (放射線管理第2課長)	
ホ 第IV-2表に該当する物に係る放射性物質の種類別の濃度又は表面密度	3月ごとに1回	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	放射線管理部長 (環境監視課長)	ホ 第IV-2表に該当する物に係る放射性物質の種類別の濃度又は表面密度	3月ごとに1回	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	放射線管理部長 (環境監視課長)	
第I-6表(2/5) ~ 第I-6表(3/5) (省略)				第I-6表(〇/〇) ~ 第I-6表(〇/〇) (変更なし)				

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)				改正後				変更理由
第I-6表 記録(第68,69条関係)(4/5)				第I-6表 記録(第68,69条関係)(〇/〇)				
記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	記録事項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	
<u>4 保守記録</u>				<u>(削る)</u>				○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う削除
イ 再処理施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日1回	1年間	技術部長 (品質保証課長) 放射線管理部長 (放射線管理第2課長)					
ロ 再処理施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	同上	工務技術部長 (運転課長)					
<u>5 再処理施設の事故記録</u>				<u>4 再処理施設の事故記録</u>				○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う項番号の変更
イ 事故発生及び復旧の時	その都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (技術管理課長) 放射線管理部長 (線量計測課長)	イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (技術管理課長) 放射線管理部長 (線量計測課長)	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	同上	保安管理部長 (安全対策課長)	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	同上	保安管理部長 (安全対策課長)	
ハ 事故の原因	同上	同上	工務技術部長 (管理課長)	ハ 事故の原因	同上	同上	工務技術部長 (管理課長)	
ニ 事故後の処置	同上	同上		ニ 事故後の処置	同上	同上		
<u>6 気象記録</u>				<u>5 気象記録</u>				○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う項番号の変更
イ 風向及び風速	連続して ²⁾	10年間	放射線管理部長 (環境監視課長)	イ 風向及び風速	連続して ²⁾	10年間	放射線管理部長 (環境監視課長)	
ロ 降雨量	同上	同上		ロ 降雨量	同上	同上		
ハ 大気温度	同上	同上		ハ 大気温度	同上	同上		
<u>7 保安教育の記録</u>				<u>6 保安教育の記録</u>				○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う項番号の変更 ○組織新設に伴う追加
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	<u>廃止措置推進室長</u> センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	同上		ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	同上		
ハ 保安教育を受けた者の氏名	同上	同上		ハ 保安教育を受けた者の氏名	同上	同上		

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)				改 正 後				変更理由
第I-6表 記 録(第68,69条関係) (5/5)				第I-6表 記 録(第68,69条関係) (〇/〇)				
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録保管責任者	
<u>8</u> 品質保証の記録				<u>7</u> 品質マネジメントの記録				○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う項番号の変更 ○本部組織である契約部長の追加(その職務を第5条の4に追加したため) ○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う項番号の変更 ○再処理規則(第8条:記録)の改正に伴う項番号の変更 ○再処理規則(第17条の2:保安規定の遵守状況の検査)の削除に伴い削る ○再処理規則(第7条の11:定期事業者検査の記録)の追加に伴う記録の追加
品質保証に関する文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	作成又は変更の都度	5年間	廃止措置推進室長 センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職	品質マネジメント文書並びに品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録(他の号に掲げるものを除く)	作成又は変更の都度	5年間	廃止措置推進室長 センター内各部長 放射線管理部長 保安管理部長 工務技術部長 安全・核セキュリティ統括部長 統括監査の職 契約部長	
<u>9</u> 廃止措置に係る工事の記録				<u>8</u> 廃止措置に係る工事の記録				
イ 廃止措置計画に記載された工事の方法、時期及び対象となる再処理施設の設備の名称	各工事の終了の都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (品質保証課長)	イ 廃止措置計画に記載された工事の方法、時期及び対象となる再処理施設の設備の名称	各工事の終了の都度	廃止措置の終了についての原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間	技術部長 (品質保証課長)	
ロ 使用前自主検査の結果	検査の都度			ロ 使用前自主検査の結果	検査の都度			
<u>10</u> その他の記録				<u>9</u> その他の記録				
イ 保安規定の遵守状況の検査の結果	検査の都度	1年間	技術部長 (品質保証課長)	(削る)			技術部長 (品質保証課長)	
ロ 運転記録(運転記録及び運転日誌)	交代の都度	同上		イ 運転記録(運転記録及び運転日誌)	交代の都度	1年間		
			ロ 定期事業者検査の結果	検査の都度	再処理施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間			
1) 規則: 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 昭和46年3月27日 総理府令第10号 2) 連続: 点検、保守などに伴う一時的な停止を除く。 3) その都度: 運転開始・停止操作時や検査等における想定される警報の吹鳴は除く。				1) 規則: 使用済燃料の再処理の事業に関する規則 昭和46年3月27日 総理府令第10号 2) 連続: 点検、保守などに伴う一時的な停止を除く。 3) その都度: 運転開始・停止操作時や検査等における想定される警報の吹鳴は除く。				
第II-1-(1)表 ~ 第II-4表 (省略)				第II-1-(1)表 ~ 第II-4表 (変更なし)				

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)	改 正 後	変更理由																																																								
<p>第Ⅱ-5表 飲水・喫煙場所 (第90条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>室 名 (室 番)</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分 離 精 製 工 場</td> <td>休 憩 室 (G571) (注)</td> <td>化学処理施設課長</td> </tr> <tr> <td>廃 棄 物 処 理 場</td> <td>事 務 室 (G406) (注)</td> <td>処理第1課長</td> </tr> <tr> <td>除 染 場</td> <td>事 務 室 (G2201B) (注)</td> <td>施設保全第2課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：飲水のみ場所</p> <p>第Ⅱ-6表 (省略)</p> <p>第Ⅱ-7表 従業員に係る線量限度 (第102条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>項 目</th> <th>線 量 限 度 (注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線業務従事者</td> <td rowspan="4">実効線量</td> <td>100 mSv/5年 (注2)</td> </tr> <tr> <td>50 mSv/年 (注3)</td> </tr> <tr> <td>5 mSv/3ヶ月 (注4)</td> </tr> <tr> <td>内部被ばく 1 mSv (注5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>150 mSv/年 (注3)</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚 500 mSv/年 (注3)</td> </tr> <tr> <td>腹部表面 2 mSv (注5)</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>実効線量</td> <td>1 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 実効線量限度は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。 (注2) 5年とは平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間とする。 (注3) 4月1日を始期とする1年間とする。 (注4) 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をセンター長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に書面で申し出た者及び妊娠中の女子を除く、女子を対象とする。 (注5) 妊娠中である女子本人の申出等により、センター長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間を対象とする。</p> <p>第Ⅱ-8表 (省略)</p>	施 設	室 名 (室 番)	担当課長	分 離 精 製 工 場	休 憩 室 (G571) (注)	化学処理施設課長	廃 棄 物 処 理 場	事 務 室 (G406) (注)	処理第1課長	除 染 場	事 務 室 (G2201B) (注)	施設保全第2課長	区 分	項 目	線 量 限 度 (注1)	放射線業務従事者	実効線量	100 mSv/5年 (注2)	50 mSv/年 (注3)	5 mSv/3ヶ月 (注4)	内部被ばく 1 mSv (注5)	等価線量	眼の水晶体 <u>150 mSv/年 (注3)</u>	皮膚 500 mSv/年 (注3)	腹部表面 2 mSv (注5)	一時立入者	実効線量	1 mSv	<p>第Ⅱ-5表 飲水・喫煙場所 (第90条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施 設</th> <th>室 名 (室 番)</th> <th>担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分 離 精 製 工 場</td> <td>休 憩 室 (G571) (注)</td> <td>化学処理施設課長</td> </tr> <tr> <td>廃 棄 物 処 理 場</td> <td>事 務 室 (G406) (注)</td> <td>処理第1課長</td> </tr> <tr> <td>除 染 場</td> <td>事 務 室 (G2201B) (注)</td> <td>施設管理課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：飲水のみ場所</p> <p>第Ⅱ-6表 (変更なし)</p> <p>第Ⅱ-7表 従業員に係る線量限度 (第102条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>項 目</th> <th>線 量 限 度 (注1)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">放射線業務従事者</td> <td rowspan="4">実効線量</td> <td>100 mSv/5年 (注2)</td> </tr> <tr> <td>50 mSv/年 (注3)</td> </tr> <tr> <td>5 mSv/3ヶ月 (注4)</td> </tr> <tr> <td>内部被ばく 1 mSv (注5)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">等価線量</td> <td>眼の水晶体 <u>100 mSv/年 (注2)</u> <u>50 mSv/年 (注3)</u></td> </tr> <tr> <td>皮膚 500 mSv/年 (注3)</td> </tr> <tr> <td>腹部表面 2 mSv (注5)</td> </tr> <tr> <td>一時立入者</td> <td>実効線量</td> <td>1 mSv</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 実効線量限度は、外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められたものである。 (注2) 5年とは平成13年4月1日以降5年ごとに区分した各期間とする。 (注3) 4月1日を始期とする1年間とする。 (注4) 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨をセンター長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長に書面で申し出た者及び妊娠中の女子を除く、女子を対象とする。 (注5) 妊娠中である女子本人の申出等により、センター長、放射線管理部長、保安管理部長又は工務技術部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間を対象とする。</p> <p>第Ⅱ-8表 (変更なし)</p>	施 設	室 名 (室 番)	担当課長	分 離 精 製 工 場	休 憩 室 (G571) (注)	化学処理施設課長	廃 棄 物 処 理 場	事 務 室 (G406) (注)	処理第1課長	除 染 場	事 務 室 (G2201B) (注)	施設管理課長	区 分	項 目	線 量 限 度 (注1)	放射線業務従事者	実効線量	100 mSv/5年 (注2)	50 mSv/年 (注3)	5 mSv/3ヶ月 (注4)	内部被ばく 1 mSv (注5)	等価線量	眼の水晶体 <u>100 mSv/年 (注2)</u> <u>50 mSv/年 (注3)</u>	皮膚 500 mSv/年 (注3)	腹部表面 2 mSv (注5)	一時立入者	実効線量	1 mSv	<p>○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)</p> <p>○線量告示の改正に伴う変更</p>
施 設	室 名 (室 番)	担当課長																																																								
分 離 精 製 工 場	休 憩 室 (G571) (注)	化学処理施設課長																																																								
廃 棄 物 処 理 場	事 務 室 (G406) (注)	処理第1課長																																																								
除 染 場	事 務 室 (G2201B) (注)	施設保全第2課長																																																								
区 分	項 目	線 量 限 度 (注1)																																																								
放射線業務従事者	実効線量	100 mSv/5年 (注2)																																																								
		50 mSv/年 (注3)																																																								
		5 mSv/3ヶ月 (注4)																																																								
		内部被ばく 1 mSv (注5)																																																								
	等価線量	眼の水晶体 <u>150 mSv/年 (注3)</u>																																																								
		皮膚 500 mSv/年 (注3)																																																								
		腹部表面 2 mSv (注5)																																																								
一時立入者	実効線量	1 mSv																																																								
施 設	室 名 (室 番)	担当課長																																																								
分 離 精 製 工 場	休 憩 室 (G571) (注)	化学処理施設課長																																																								
廃 棄 物 処 理 場	事 務 室 (G406) (注)	処理第1課長																																																								
除 染 場	事 務 室 (G2201B) (注)	施設管理課長																																																								
区 分	項 目	線 量 限 度 (注1)																																																								
放射線業務従事者	実効線量	100 mSv/5年 (注2)																																																								
		50 mSv/年 (注3)																																																								
		5 mSv/3ヶ月 (注4)																																																								
		内部被ばく 1 mSv (注5)																																																								
	等価線量	眼の水晶体 <u>100 mSv/年 (注2)</u> <u>50 mSv/年 (注3)</u>																																																								
		皮膚 500 mSv/年 (注3)																																																								
		腹部表面 2 mSv (注5)																																																								
一時立入者	実効線量	1 mSv																																																								

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)					改 正 後					変更理由
第Ⅱ－9表 放射線業務従事者に対する原因調査レベル及び勧告レベルに係る線量 (注1) (第108,109,110条関係)					第Ⅱ－9表 放射線業務従事者に対する原因調査レベル及び勧告レベルに係る線量 (注1) (第108,109,110条関係)					
区分	項目	原因調査レベル (注2)	要警戒の勧告レベル	作業制限の勧告レベル	区分	項目	原因調査レベル (注2)	要警戒の勧告レベル	作業制限の勧告レベル	
放射線業務従事者	実効線量	3.7 mSv/3ヶ月	20 mSv/年 かつ 13 mSv/3ヶ月	100 mSv/5年 かつ 50 mSv/年	放射線業務従事者	実効線量	3.7 mSv/3ヶ月	20 mSv/年 かつ 13 mSv/3ヶ月	100 mSv/5年 かつ 50 mSv/年	
	等価線量 (注3) <u>皮膚</u>	37 mSv/3ヶ月	130 mSv/3ヶ月	500 mSv/年		等価線量 (注3)	<u>眼の水晶体</u>	<u>3.7 mSv/3ヶ月</u>	<u>20 mSv/年</u> かつ <u>13 mSv/3ヶ月</u>	<u>100 mSv/5年</u> かつ <u>50 mSv/年</u>
<p>(注1) 実効線量については外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められている。</p> <p>(注2) 原因調査レベルについては、第108条第2項の規定により、この欄の数値を変更して設定することができる。</p> <p>(注3) <u>眼の水晶体及び妊娠中である女子の腹部表面の等価線量</u>を除く。</p>					<p>(注1) 実効線量については外部被ばくと内部被ばくによる線量の合計について定められている。</p> <p>(注2) 原因調査レベルについては、第108条第2項の規定により、この欄の数値を変更して設定することができる。</p> <p>(注3) 妊娠中である女子の腹部表面の等価線量を除く。</p>					<p>○線量限度引き下げに伴い、眼の水晶体の等価線量に対する原因調査レベル及び勧告レベルを追加する。</p> <p>○眼の水晶体の等価線量に対する原因調査レベル及び勧告レベルの追加に伴う削除</p>
第Ⅲ－1－(1)表 設備等の性能の維持のための部品交換等 (第115条関係) (1/2) (省略)					第Ⅲ－1－(1)表 設備等の性能の維持のための部品交換等 (第115条関係) (1/2) (変更なし)					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)				改 正 後				変更理由																
<p>第Ⅲ-1-(1)表 設備等の性能の維持のための部品交換等 (第115条関係) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>対象部品等*1</th> <th>経年変化により想定される事象等</th> <th>検査項目*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> <td>(省略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 「対象部品等」欄に記載する部品等の交換であっても以下のいずれかに該当する部品等は除くものとする。 以下の①から③に該当するか否かの考え方については、第Ⅰ-1-(1)表に示す第115条に基づき定める文書による。 ① 安全機能に影響する故障により交換するもの ② 経年変化により想定される事象等でないもの ③ 定期的に交換(又は点検)することを保守に係る要領書に定めていないもの 要領書に定めて交換できる部品等は、以下の判断基準のいずれにも該当する部品等とし、判断内容については、品質保証課長の確認を受け、品質保証課長は、確認結果を技術部長へ報告する。 【系統上の判断基準】 イ) 設計時点で定期的な点検に伴い交換することが想定されているもの(設計及び工事の<u>方法</u>の認可に係る申請書に交換することを前提に記載している部品又は交換に伴い溶接等の工事を必要としない部品等) ロ) 交換作業において安全機能に影響を及ぼさないもの(部品を取り外した場合においても、当該系統の安全機能を維持しながら交換できる部品等) 【単体部品の判断基準】 交換できる部品等は、当該部品に求められる機能に変更がなく、交換前の部品等と同性能であるもの(日本工業規格、一般市販品の規格等により同等の性能であることを確認できる部品(汎用品)) ただし、機能の変更を伴わない場合であっても、当該部品の性能が安全機能に影響する可能性があるもの(閉じ込め機能上必要な排風機の電動機及び逆止ダンパ、保安電源機能上必要な無停電電源装置のインバータ等)及び後継機であっても安全機能に影響する変更(重量増により耐震評価に影響する場合等)が確認された場合は、交換の対象外とする。 *2: 交換部品等に応じて必要な検査を実施する。なお、実施困難な場合は、適切な代替検査を実施する。 *3: 「消防法」、「労働安全衛生法」、「高圧ガス保安法」、「航空法」又は「航路標識法」に基づく点検に伴う交換部品</p> <p>第Ⅲ-1-(2)表 ~ 第Ⅲ-1-(4)表 (省略)</p>				対象機器	対象部品等*1	経年変化により想定される事象等	検査項目*2	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	<p>第Ⅲ-1-(1)表 設備等の性能の維持のための部品交換等 (第115条関係) (2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>対象部品等*1</th> <th>経年変化により想定される事象等</th> <th>検査項目*2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> <td>(変更なし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 「対象部品等」欄に記載する部品等の交換であっても以下のいずれかに該当する部品等は除くものとする。 以下の①から③に該当するか否かの考え方については、第Ⅰ-1-(1)表に示す第115条に基づき定める文書による。 ① 安全機能に影響する故障により交換するもの ② 経年変化により想定される事象等でないもの ③ 定期的に交換(又は点検)することを保守に係る要領書に定めていないもの 要領書に定めて交換できる部品等は、以下の判断基準のいずれにも該当する部品等とし、判断内容については、品質保証課長の確認を受け、品質保証課長は、確認結果を技術部長へ報告する。 【系統上の判断基準】 イ) 設計時点で定期的な点検に伴い交換することが想定されているもの(設計及び工事の<u>計画</u>の認可に係る申請書に交換することを前提に記載している部品又は交換に伴い溶接等の工事を必要としない部品等) ロ) 交換作業において安全機能に影響を及ぼさないもの(部品を取り外した場合においても、当該系統の安全機能を維持しながら交換できる部品等) 【単体部品の判断基準】 交換できる部品等は、当該部品に求められる機能に変更がなく、交換前の部品等と同性能であるもの(日本産業規格、一般市販品の規格等により同等の性能であることを確認できる部品(汎用品)) ただし、機能の変更を伴わない場合であっても、当該部品の性能が安全機能に影響する可能性があるもの(閉じ込め機能上必要な排風機の電動機及び逆止ダンパ、保安電源機能上必要な無停電電源装置のインバータ等)及び後継機であっても安全機能に影響する変更(重量増により耐震評価に影響する場合等)が確認された場合は、交換の対象外とする。 *2: 交換部品等に応じて必要な検査を実施する。なお、実施困難な場合は、適切な代替検査を実施する。 *3: 「消防法」、「労働安全衛生法」、「高圧ガス保安法」、「航空法」又は「航路標識法」に基づく点検に伴う交換部品</p> <p>第Ⅲ-1-(2)表 ~ 第Ⅲ-1-(4)表 (変更なし)</p>				対象機器	対象部品等*1	経年変化により想定される事象等	検査項目*2	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	<p>○再処理規則(第2条:設計及び工事の計画の認可の申請)の改正に伴う変更</p> <p>○規格名称の変更に伴う変更(工業→産業)</p>
対象機器	対象部品等*1	経年変化により想定される事象等	検査項目*2																					
(省略)	(省略)	(省略)	(省略)																					
対象機器	対象部品等*1	経年変化により想定される事象等	検査項目*2																					
(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)	(変更なし)																					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)				改正後				変更理由	
第Ⅲ-1-(5)表 分析標準又は校正に用いる核燃料物質の年間予定使用量等 (第120条の2関係)				第Ⅲ-1-(5)表 分析標準又は校正に用いる核燃料物質の年間予定使用量等 (第120条の2関係)					
核燃料物質の種類	年間予定使用量		使用する建家	担当課長	核燃料物質の種類	年間予定使用量		使用する建家	担当課長
	最大存在量	延べ取扱量				最大存在量	延べ取扱量		
高濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)	80 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設	分析課長	高濃縮ウラン (濃縮度 20%以上)	80 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設	分析課長
濃縮ウラン (濃縮度 20%未満)	400 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設		濃縮ウラン (濃縮度 20%未満)	400 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設	
天然ウラン	6000 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設		天然ウラン	6000 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設	
劣化ウラン	30 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設		劣化ウラン	30 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設	
ウラン-233	20 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設		ウラン-233	20 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設	
プルトニウム	80 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設		プルトニウム	80 g		分析所 プルトニウム転換技術開発施設 ガラス固化技術開発施設	
	1 g		分析所			1 g		分析所	
トリウム	20 g		分析所	トリウム	20 g		分析所		
濃縮ウラン (濃縮度 90%以上)	1 g		分離精製工場	前処理施設課長	濃縮ウラン (濃縮度 90%以上)	1 g		分離精製工場	前処理施設課長
	3 g		分離精製工場			3 g		分離精製工場	
	1 g		分離精製工場			1 g		分離精製工場	
天然ウラン	1 g		分析所 分離精製工場	施設保全第2課長	天然ウラン	1 g		分析所 分離精製工場	施設管理課長
	1 g		再処理施設全域			1 g		再処理施設全域	
プルトニウム	1 g		分離精製工場	施設保全第2課長	プルトニウム	1 g		分離精製工場	施設管理課長
第Ⅲ-2表 ~ 第Ⅲ-7表 (省略)				第Ⅲ-2表 ~ 第Ⅲ-7表 (変更なし)				○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更) ○濃縮ウランを用いない検出器に変更したため削除	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由											
<p>第Ⅲ-8表 ガラス固化体の測定等の項目 (第153条関係) (省略)</p> <p>第Ⅲ-9表 ~ 第Ⅲ-16表 (省略)</p>	<p>第Ⅲ-8-(1)表 耐震裕度向上のための受入槽、回収液槽及び濃縮器の液量管理値 (第152条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1418 327 2481 552"> <thead> <tr> <th data-bbox="1418 327 2006 384">対象機器</th> <th colspan="2" data-bbox="2006 327 2481 384">液量管理値*1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1418 384 2006 499" rowspan="2">受入槽 (G11V10) 及び回収液槽 (G11V20) の各貯槽</td> <td data-bbox="2006 384 2237 436">運転時*2</td> <td data-bbox="2237 384 2481 436">5.5 m³</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2006 436 2237 499">回収時*3</td> <td data-bbox="2237 436 2481 499">4.0 m³</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1418 499 2006 552">濃縮器 (G12E10)</td> <td colspan="2" data-bbox="2006 499 2481 552">1.0 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 液量管理値：対象機器の耐震裕度向上のために管理する液量</p> <p>*2 運転時とは、濃縮器(G12E10)で濃縮していない高放射性液体廃棄物を受入槽(G11V10)及び回収液槽(G11V20)で扱う場合をいう。液量管理値を超えた場合は、2日以内に次工程への送液などにより液量管理値以下にする。</p> <p>*3 回収時とは、濃縮器(G12E10)で濃縮した高放射性液体廃棄物を受入槽(G11V10)及び回収液槽(G11V20)で扱う場合をいう。液量管理値を超えた場合は、3日以内に高放射性廃液貯蔵場への返送などにより液量管理値以下にする。</p> <p>第Ⅲ-8-(2)表 ガラス固化体の測定等の項目 (第153条関係) (変更なし)</p> <p>第Ⅲ-9表 ~ 第Ⅲ-16表 (変更なし)</p>	対象機器	液量管理値*1		受入槽 (G11V10) 及び回収液槽 (G11V20) の各貯槽	運転時*2	5.5 m ³	回収時*3	4.0 m ³	濃縮器 (G12E10)	1.0 m ³		<p>○廃止措置計画変更認可申請書の一部補正(令和2年8月7日申請)の記載を担保するため、管理値を設定</p> <p>○用語の定義の明確化のための注釈</p> <p>○表の追加に伴う表番号の変更</p>
対象機器	液量管理値*1												
受入槽 (G11V10) 及び回収液槽 (G11V20) の各貯槽	運転時*2	5.5 m ³											
	回収時*3	4.0 m ³											
濃縮器 (G12E10)	1.0 m ³												

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)					改 正 後					変更理由			
第Ⅲ-17-(1)表 放射線管理用機器 (第193,196条関係)					第Ⅲ-17-(1)表 放射線管理用機器 (第193条関係)					○条項番号の変更			
分類	測定機器名	測定線種	台数	目 的	分類	測定機器名	測定線種	台数	目 的				
定 置 式 モ ニ タ 設 備	ガンマ線エリアモニタ	γ	195	管理区域内の必要箇所に設置し、管理区域内線量率を安全管理室の放射線監視盤によって監視する	定 置 式 モ ニ タ 設 備	ガンマ線エリアモニタ	γ	195	管理区域内の必要箇所に設置し、管理区域内線量率を安全管理室の放射線監視盤によって監視する				
	中性子線エリアモニタ	n	7			中性子線エリアモニタ	n	7					
	ベータ線ダストモニタ	$\beta(\gamma)$	84			ベータ線ダストモニタ	$\beta(\gamma)$	84					
	プルトニウムダストモニタ	α	30			プルトニウムダストモニタ	α	30					
	排気モニタ	$\alpha \cdot \beta(\gamma) \cdot \gamma$	24			排気モニタ	$\alpha \cdot \beta(\gamma) \cdot \gamma$	24					
臨 界 警 報 装 置		$n \cdot \gamma$	7	臨 界 警 報 装 置	$n \cdot \gamma$	7	臨 界 警 報 装 置	$n \cdot \gamma$	7	臨 界 警 報 装 置	臨界事故の発生を監視する		
ハンド・フット・ クローズモニタ類		α	43以上	管理区域出入口等に設置し、退出時の身体の表面密度を測定する	ハンド・フット・ クローズモニタ類		α	43以上	管理区域出入口等に設置し、退出時の身体の表面密度を測定する	ハンド・フット・ クローズモニタ類		α	43以上
		$\beta(\gamma)$	43以上				$\beta(\gamma)$	43以上					
サ ー ベ イ メ ー タ 類	アルファ線用サーベイメータ	α	132以上	線量率、表面密度を測定する	サ ー ベ イ メ ー タ 類	アルファ線用サーベイメータ	α	132以上	線量率、表面密度を測定する				
	ベータ線用サーベイメータ	$\beta(\gamma)$	136以上			ベータ線用サーベイメータ	$\beta(\gamma)$	136以上					
	ガンマ線用サーベイメータ	γ	102以上			ガンマ線用サーベイメータ	γ	102以上					
	遠隔ガンマ線用サーベイメータ	γ	16以上			遠隔ガンマ線用サーベイメータ	γ	16以上					
	中性子線用サーベイメータ	n	5以上			中性子線用サーベイメータ	n	5以上					
放 射 線 測 定 器 類	放射能測定装置	$\alpha \cdot \beta(\gamma)$	17以上	各種試料の放射能を測定する	放 射 線 測 定 器 類	放射能測定装置	$\alpha \cdot \beta(\gamma)$	17以上	各種試料の放射能を測定する				
	空気試料測定装置	$\alpha \cdot \beta(\gamma)$	1以上			空気試料測定装置	$\alpha \cdot \beta(\gamma)$	1以上					
	アルファ線用核種分析装置	α	1以上			アルファ線用核種分析装置	α	1以上					
	ガンマ線用核種分析装置	γ	1以上			ガンマ線用核種分析装置	γ	1以上					
	ガスモニタ	$\beta(\gamma) \cdot \gamma$	2以上			ガスモニタ	$\beta(\gamma) \cdot \gamma$	2以上					
	ダストガスモニタ	$\beta(\gamma) \cdot \gamma$	1以上			ダストガスモニタ	$\beta(\gamma) \cdot \gamma$	1以上					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)	改正後	変更理由																								
<p>第Ⅲ-17-(2)表 排水モニタリング設備 (第193,196条関係)</p> <table border="1" data-bbox="388 327 1032 648"> <thead> <tr> <th>測定機器名</th> <th>測定線種</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ放射線測定器</td> <td>α</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>ベータ放射線測定器</td> <td>β</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>ガンマ放射線測定器</td> <td>γ</td> <td>1以上</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器名	測定線種	台数	アルファ放射線測定器	α	1以上	ベータ放射線測定器	β	1以上	ガンマ放射線測定器	γ	1以上	<p>第Ⅲ-17-(2)表 排水モニタリング設備 (第193条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1626 327 2270 648"> <thead> <tr> <th>測定機器名</th> <th>測定線種</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルファ放射線測定器</td> <td>α</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>ベータ放射線測定器</td> <td>β</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>ガンマ放射線測定器</td> <td>γ</td> <td>1以上</td> </tr> </tbody> </table>	測定機器名	測定線種	台数	アルファ放射線測定器	α	1以上	ベータ放射線測定器	β	1以上	ガンマ放射線測定器	γ	1以上	<p>○条項番号の変更</p>
測定機器名	測定線種	台数																								
アルファ放射線測定器	α	1以上																								
ベータ放射線測定器	β	1以上																								
ガンマ放射線測定器	γ	1以上																								
測定機器名	測定線種	台数																								
アルファ放射線測定器	α	1以上																								
ベータ放射線測定器	β	1以上																								
ガンマ放射線測定器	γ	1以上																								

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由	
第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(1/10)						第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)							
対象機器	要求される機能	点 検 項 目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)			
燃料受入系扉	閉じ込めの機能(インターロック機能)	(1)シャッター扉(211-6、7)とトラップ扉(211-8、9)のインターロック機能を確認する。	1回/年	分離精製工場の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)	燃料受入系扉	閉じ込めの機能(インターロック機能)	シャッター扉(211-6、7)とトラップ扉(211-8、9)のインターロック	扉間のインターロック機能が正常に作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)		
		(2)トラップ扉(211-2)とトラップ扉(211-8、9)のインターロック機能を確認する。						トラップ扉(211-2)とトラップ扉(211-8、9)のインターロック					
		(3)トラップ扉(211-8、9)とシャッター扉(211-6、7)、トラップ扉(211-2)のインターロック機能を確認する。						トラップ扉(211-8、9)とシャッター扉(211-6、7)、トラップ扉(211-2)のインターロック					
貯蔵プール熱交換器	使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が170 m ³ /h以上、冷却水の流量が200 m ³ /h以上であることを確認する。		使用済燃料の搬出が完了するまで		貯蔵プール熱交換器	使用済燃料の貯蔵施設等(冷却機能)	濃縮ウラン貯蔵プール及び予備貯蔵プールの熱交換器に供給されるプール水の流量が170 m ³ /h以上、冷却水の流量が200 m ³ /h以上であることを確認する。	予備貯蔵プールの熱交換器	使用済燃料の搬出が完了するまで			
溶 融 炉	閉じ込めの機能(インターロック機能)	台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)のインターロック機能を確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長(ガラス固化処理課長)	溶 融 炉	閉じ込めの機能(インターロック機能)	台車(G51M118A)と結合装置(G21M11)のインターロック	インターロック機能が正常に動作すること。	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長(ガラス固化処理課長)		
建家及びセル換気系	要求される機能①～③(分離精製工場、廃棄物処理場、廃溶媒貯蔵場、廃溶媒処理技術開発施設)	①火災等による損傷の防止 通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	1回/年	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	建家及びセル換気系	要求される機能①～③(分離精製工場、廃棄物処理場、廃溶媒貯蔵場、廃溶媒処理技術開発施設)	①火災等による損傷の防止	通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全課長)		
要求される機能②、③(高放射性廃液貯蔵場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	②閉じ込めの機能	非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。							要求される機能②、③(高放射性廃液貯蔵場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設)			③換気(インターロック機能)	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。
建家及びセル換気系(高放射性固体廃棄物貯蔵庫)	閉じ込めの機能	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。							換気(インターロック機能)			高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで	建家及びセル換気系(高放射性固体廃棄物貯蔵庫)

○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準第4第19項)(関連:再処理規則第7条の12:廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

○再処理規則(第11条:再処理施設の施設管理)の改正に伴い、第183条の2(再処理施設の施設管理実施計画)において点検内容等を定めて実施するため、点検項目欄を見直すとともに、頻度欄を削除する。以下、第Ⅲ-18表において同様。

○組織改正に係る変更(職位名称の変更)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)					改 正 後					変更理由																																						
建家及びセル換気系 (第二アスファルト固化 体貯蔵施設)	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。		第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	建家及びセル換気系 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	送・排風機	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	・通常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで																																							
<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設（警報装置等を除く）に係る施設定期自主検査(第196条関係) (2/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>点検項目</th> <th>検査頻度</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長 (担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)</td> <td rowspan="3">閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)</td> <td>通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。</td> <td rowspan="3">1回/年</td> <td rowspan="3">ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td rowspan="3">ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)</td> </tr> <tr> <td>非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)</td> <td rowspan="3">閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)</td> <td>通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。</td> <td rowspan="3">1回/年</td> <td rowspan="3">プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td rowspan="3">施設管理部長 (転換施設課長)</td> </tr> <tr> <td>非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。</td> </tr> </tbody> </table>					対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	1回/年	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	1回/年	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)	非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設（警報装置等を除く）に係る定期事業者検査(第195条関係) (〇/〇)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長 (担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)</td> <td rowspan="2">送・排風機</td> <td>閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)</td> <td rowspan="2">ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td rowspan="2">ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)</td> </tr> <tr> <td>・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)</td> <td rowspan="2">送・排風機</td> <td>閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)</td> <td rowspan="2">プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td rowspan="2">施設管理部長 (転換施設課長)</td> </tr> <tr> <td>・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。</td> </tr> </tbody> </table>					対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)	送・排風機	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)	送・排風機	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)	・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。
対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)																																											
建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	1回/年	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)																																											
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。																																														
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。																																														
建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	1回/年	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)																																											
		非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。																																														
		排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。																																														
対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)																																												
建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)	送・排風機	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)																																												
		・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。																																														
建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)	送・排風機	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)																																												
		・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。																																														

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)				改 正 後				変更理由			
建家及びセル換気系 (クリプトン回収技術 開発施設)	閉じ込めの機能 換気 (インターロック機能)	通常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 非常電源時の送・排風機の起動順序を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。 排風機故障時の予備機への自動切替を確認するとともに、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であることを確認する。	1回/年	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)	建家及びセル換気系 (クリプトン回収技術 開発施設)	送・排風機 換気 (インターロック機能)	閉じ込めの機能 ・通常電源時及び非常電源時の送・排風機の起動順序を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。 ・排風機故障時の予備機への自動切替を確認し、建家内の負圧バランスが保たれ、また、排気系統に漏れ等がなく健全であること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)	

第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(3/10)

第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(〇/〇)

対象機器	要求される機能	点 検 項 目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)
空気圧縮機 (高放射性廃液貯蔵場)	計測制御系統施設	吐出圧力が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であることを確認する。	1回/年	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)
空気圧縮機 (ユーティリティ施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	吐出圧力が 0.70 MPaGauge 以上であることを確認する。	1回/年	供給先の建家の管理区域解除まで	
空気圧縮機 (焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)	計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であることを確認する。	1回/年	各建家の管理区域解除まで	
空気圧縮機 (ガラス固化技術開発施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であることを確認する。	1回/年	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)
空気圧縮機 (プルトニウム転換技術開発施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であることを確認する。	1回/年	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)
空気圧縮機 (クリプトン回収技術開発施設)	計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であることを確認する。	1回/年	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)
プルトニウム溶液 蒸発缶	核燃料物質の臨界防止	液面制御装置の機能を確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)

対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)
空気圧縮機 (高放射性廃液貯蔵場)	計測制御系統施設	吐出圧力が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)
空気圧縮機 (ユーティリティ施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	吐出圧力が 0.70 MPaGauge 以上であること。	供給先の建家の管理区域解除まで	
空気圧縮機 (焼却施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)	計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	各建家の管理区域解除まで	
空気圧縮機 (ガラス固化技術開発施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.40~0.68 MPaGauge)であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)
空気圧縮機 (プルトニウム転換技術開発施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.68 MPaGauge)であること。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)
空気圧縮機 (クリプトン回収技術開発施設)	計測制御系統施設	空気圧縮機の容量(吐出圧力)が設定値内(0.50~0.88 MPaGauge)であること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)
プルトニウム溶液 蒸発缶	液面制御装置	核燃料物質の臨界防止 液面制御装置の制御機能が正常であること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)

〇組織改正に係る変更
(職位名称の変更)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由																																																																															
浄水設備用ポンプ (585P10, 585P11, 585P12)	火災等による損傷の防止 (消火機能)	ポンプの容量(約170 m ³ /h)に対応した締切圧力(P10:736 kPaGauge, P11:727 kPaGauge, P12:736 kPaGauge)以上であることを確認する。	1回/年	全ての建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	浄水設備用ポンプ (585P10, 585P11, 585P12)	火災等による損傷の防止 (消火機能)	ポンプの容量(約170 m ³ /h)に対応した締切圧力(P10:736 kPaGauge, P11:727 kPaGauge, P12:736 kPaGauge)以上であることを。	全ての建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	○組織改正に係る変更 (職位名称の変更)																																																																																
<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(4/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>点検項目</th> <th>検査頻度</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長(担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量1100 m³/h/2基以上であることを確認する。</td> <td rowspan="6">1回/年</td> <td rowspan="6">系統除染が完了するまで</td> <td rowspan="6">施設管理部長 (施設保全第1課長)</td> </tr> <tr> <td>冷却水設備プロセス用ポンプ (272P8160, 272P8161, 272P8162, 272P8163)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約200 m³/h)に対応した締切圧力(0.50 MPaGauge)以上であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ (284P101, 284P102)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約80 m³/h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ (272P901, 272P911)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約3.5 m³/h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ (272P921, 272P931)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約15 m³/h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であることを確認する。</td> </tr> <tr> <td>蒸気設備(中央運転管理室)</td> <td>閉じ込めの機能</td> <td>蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏洩がないことを確認する。</td> <td>1回/年</td> <td>系統除染が完了するまで</td> <td>工務技術部長 (運転課長)</td> </tr> <tr> <td>保管ピット (ガラス固化技術開発施設)</td> <td>保管廃棄施設 (冷却機能)</td> <td>排気風量が60.0×10³ m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1回/年</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td>ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)</td> </tr> <tr> <td>冷却塔 (G83H10, G83H20)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>冷却塔出口の冷却水流量が195 m³/h以上であることを確認する。</td> <td>1回/年</td> <td>系統除染が完了するまで</td> <td>ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)</td> </tr> </tbody> </table>						対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量1100 m ³ /h/2基以上であることを確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	冷却水設備プロセス用ポンプ (272P8160, 272P8161, 272P8162, 272P8163)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約200 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.50 MPaGauge)以上であることを確認する。	冷水設備用ポンプ (284P101, 284P102)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約80 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であることを確認する。	冷水設備用ポンプ (272P901, 272P911)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約3.5 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であることを確認する。	冷水設備用ポンプ (272P921, 272P931)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約15 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であることを確認する。	蒸気設備(中央運転管理室)	閉じ込めの機能	蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏洩がないことを確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	工務技術部長 (運転課長)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	保管廃棄施設 (冷却機能)	排気風量が60.0×10 ³ m ³ /h以上であることを確認する。	1回/年	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)	冷却塔 (G83H10, G83H20)	その他 (冷却機能)	冷却塔出口の冷却水流量が195 m ³ /h以上であることを確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長(担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量1100 m³/h/2基以上であること。</td> <td rowspan="6">系統除染が完了するまで</td> <td rowspan="6">施設管理部長 (施設保全課長)</td> </tr> <tr> <td>冷却水設備プロセス用ポンプ (272P8160, 272P8161, 272P8162, 272P8163)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約200 m³/h)に対応した締切圧力(0.50 MPaGauge)以上であること。</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ (284P101, 284P102)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約80 m³/h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ (272P901, 272P911)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約3.5 m³/h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であること。</td> </tr> <tr> <td>冷水設備用ポンプ (272P921, 272P931)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>ポンプの容量(約15 m³/h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であること。</td> </tr> <tr> <td>蒸気設備(中央運転管理室)</td> <td>閉じ込めの機能</td> <td>蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏洩がないこと。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> <td>工務技術部長 (運転課長)</td> </tr> <tr> <td>保管ピット (ガラス固化技術開発施設)</td> <td>保管廃棄施設 (冷却機能)</td> <td>排気風量が60.0×10³ m³/h以上であること。</td> <td>ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td>ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)</td> </tr> <tr> <td>冷却塔 (G83H10, G83H20)</td> <td>その他 (冷却機能)</td> <td>冷却塔出口の冷却水流量が195 m³/h以上であること。</td> <td>系統除染が完了するまで</td> <td>ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)</td> </tr> </tbody> </table>						対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量1100 m ³ /h/2基以上であること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全課長)	冷却水設備プロセス用ポンプ (272P8160, 272P8161, 272P8162, 272P8163)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約200 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.50 MPaGauge)以上であること。	冷水設備用ポンプ (284P101, 284P102)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約80 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。	冷水設備用ポンプ (272P901, 272P911)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約3.5 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であること。	冷水設備用ポンプ (272P921, 272P931)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約15 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であること。	蒸気設備(中央運転管理室)	閉じ込めの機能	蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏洩がないこと。	系統除染が完了するまで	工務技術部長 (運転課長)	保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	保管廃棄施設 (冷却機能)	排気風量が60.0×10 ³ m ³ /h以上であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)	冷却塔 (G83H10, G83H20)	その他 (冷却機能)	冷却塔出口の冷却水流量が195 m ³ /h以上であること。	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	○組織改正に係る変更 (職位名称の変更)
対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)																																																																																						
冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量1100 m ³ /h/2基以上であることを確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全第1課長)																																																																																						
冷却水設備プロセス用ポンプ (272P8160, 272P8161, 272P8162, 272P8163)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約200 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.50 MPaGauge)以上であることを確認する。																																																																																									
冷水設備用ポンプ (284P101, 284P102)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約80 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であることを確認する。																																																																																									
冷水設備用ポンプ (272P901, 272P911)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約3.5 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であることを確認する。																																																																																									
冷水設備用ポンプ (272P921, 272P931)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約15 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であることを確認する。																																																																																									
蒸気設備(中央運転管理室)	閉じ込めの機能	蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏洩がないことを確認する。				1回/年	系統除染が完了するまで	工務技術部長 (運転課長)																																																																																			
保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	保管廃棄施設 (冷却機能)	排気風量が60.0×10 ³ m ³ /h以上であることを確認する。	1回/年	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)																																																																																						
冷却塔 (G83H10, G83H20)	その他 (冷却機能)	冷却塔出口の冷却水流量が195 m ³ /h以上であることを確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)																																																																																						
対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)																																																																																							
冷却水供給ポンプ (583P141, 583P142, 583P143)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量1100 m ³ /h/2基以上であること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全課長)																																																																																							
冷却水設備プロセス用ポンプ (272P8160, 272P8161, 272P8162, 272P8163)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約200 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.50 MPaGauge)以上であること。																																																																																									
冷水設備用ポンプ (284P101, 284P102)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約80 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.74 MPaGauge)以上であること。																																																																																									
冷水設備用ポンプ (272P901, 272P911)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約3.5 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.22 MPaGauge)以上であること。																																																																																									
冷水設備用ポンプ (272P921, 272P931)	その他 (冷却機能)	ポンプの容量(約15 m ³ /h)に対応した締切圧力(0.34 MPaGauge)以上であること。																																																																																									
蒸気設備(中央運転管理室)	閉じ込めの機能	蒸気圧力(1.76 MPaGauge 以内)を維持し、ボイラ本体から著しい漏洩がないこと。			系統除染が完了するまで	工務技術部長 (運転課長)																																																																																					
保管ピット (ガラス固化技術開発施設)	保管廃棄施設 (冷却機能)	排気風量が60.0×10 ³ m ³ /h以上であること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)																																																																																							
冷却塔 (G83H10, G83H20)	その他 (冷却機能)	冷却塔出口の冷却水流量が195 m ³ /h以上であること。	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)																																																																																							

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)						改正後						変更理由
第Ⅲ-18表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る施設定期自主検査 (第196条関係) (5/10)						第Ⅲ-18表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る定期事業者検査 (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)		
建家・構築物 要求される機能①～④ (ガラス固化技術開発棟) 要求される機能①、② (ガラス固化技術管理棟) 要求される機能①、⑤ (第二付属排気筒)	①地震による損傷の防止 ②津波による損傷の防止 ③閉じ込めの機能 ④遮蔽 ⑤廃棄施設 (排出機能)	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。	1回/年	各建家の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	建家・構築物 要求される機能①～④ (ガラス固化技術開発棟) 要求される機能①、② (ガラス固化技術管理棟) 要求される機能①、⑤ (第二付属排気筒)	①地震による損傷の防止 ②津波による損傷の防止 ③閉じ込めの機能 ④遮蔽 ⑤廃棄施設 (排出機能)	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	各建家の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)		
建家・構築物 (クリプトン回収技術開発施設)	地震による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。	1回/年	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)	建家・構築物 (クリプトン回収技術開発施設)	地震による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)		
建家・構築物 要求される機能①～④ (高放射性廃液貯蔵場) 要求される機能①、③、④ (ウラン脱硝施設) 要求される機能①、④ (ウラン貯蔵所、第二ウラン貯蔵所、第三ウラン貯蔵所)	①地震による損傷の防止 ②津波による損傷の防止 ③閉じ込めの機能 ④遮蔽	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。	1回/年	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	建家・構築物 要求される機能①～④ (高放射性廃液貯蔵場) 要求される機能①、③、④ (ウラン脱硝施設) 要求される機能①、④ (ウラン貯蔵所、第二ウラン貯蔵所、第三ウラン貯蔵所)	①地震による損傷の防止 ②津波による損傷の防止 ③閉じ込めの機能 ④遮蔽	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (化学処理施設課長)		
建家・構築物 (プルトニウム転換技術開発施設)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。	1回/年	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)	建家・構築物 (プルトニウム転換技術開発施設)	地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)		
建家・構築物 (除染場)	地震による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。	1回/年	除染場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第2課長)	建家・構築物 (除染場)	地震による損傷の防止 閉じ込めの機能 遮蔽	建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	除染場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設管理課長)		
建家・構築物 要求される機能①～④ (分離精製工場) 要求される機能①、③、④ (分析所) 要求される機能① (ユーティリティ施設、資材庫) 要求される機能①、⑤ (主排気筒)	①地震による損傷の防止 ②津波による損傷の防止 ③閉じ込めの機能 ④遮蔽 ⑤廃棄施設 (排出機能)	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いことを確認する。	1回/年	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家・構築物 要求される機能①～④ (分離精製工場) 要求される機能①～④ (分析所) 要求される機能① (ユーティリティ施設、資材庫) 要求される機能①、⑤ (主排気筒)	①地震による損傷の防止 ②津波による損傷の防止 ③閉じ込めの機能 ④遮蔽 ⑤廃棄施設 (排出機能)	建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離などが無いこと。	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)		

○組織改正に係る変更
(施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)
○組織改正に係る変更
(職位名称の変更)
○記載の適正化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由																																																																		
<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(6/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>点 検 項 目</th> <th>検査頻度</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長(担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③ (高放射性固体廃棄物貯蔵庫、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)</p> <p>要求される機能①、③ (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場)</p> </td> <td> <p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p> </td> <td>1回/年</td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>環境保全部長(環境管理課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物 (廃棄物処理場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒処理技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、廃溶媒貯蔵場、スラッジ貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場)</p> </td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p> </td> <td>1回/年</td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>環境保全部長(処理第1課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③ (焼却施設)</p> <p>要求される機能①、④ (第一付属排気筒)</p> </td> <td> <p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> <p>④廃棄施設(排出機能)</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p> </td> <td>1回/年</td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>環境保全部長(処理第2課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物 (中間開閉所、第二中間開閉所)</p> </td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>津波による損傷の防止</p> </td> <td> <p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p> </td> <td>1回/年</td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> <td>工務技術部長(運転課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物 (排水モニタ室)</p> </td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p> </td> <td>1回/年</td> <td>全ての建家の管理区域解除まで</td> <td>放射線管理部長(環境監視課長)</td> </tr> </tbody> </table>						対象機器	要求される機能	点 検 項 目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③ (高放射性固体廃棄物貯蔵庫、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)</p> <p>要求される機能①、③ (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(環境管理課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物 (廃棄物処理場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒処理技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、廃溶媒貯蔵場、スラッジ貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第1課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③ (焼却施設)</p> <p>要求される機能①、④ (第一付属排気筒)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> <p>④廃棄施設(排出機能)</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第2課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物 (中間開閉所、第二中間開閉所)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>津波による損傷の防止</p>	<p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	供給先の建家の管理区域解除まで	工務技術部長(運転課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物 (排水モニタ室)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長(環境監視課長)	<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長(担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③(高放射性固体廃棄物貯蔵庫、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)</p> <p>要求される機能①、③ (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場)</p> </td> <td> <p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p> </td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>環境保全部長(環境管理課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物 (廃棄物処理場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒処理技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、廃溶媒貯蔵場、スラッジ貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場)</p> </td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p> </td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>環境保全部長(処理第1課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③(焼却施設)</p> <p>要求される機能①、④(第一付属排気筒)</p> </td> <td> <p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> <p>④廃棄施設(排出機能)</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p> </td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>環境保全部長(処理第2課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物 (中間開閉所、第二中間開閉所)</p> </td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>津波による損傷の防止</p> </td> <td> <p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p> </td> <td>供給先の建家の管理区域解除まで</td> <td>工務技術部長(運転課長)</td> </tr> <tr> <td> <p>建 家 ・ 構 築 物 (排水モニタ室)</p> </td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> </td> <td> <p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p> </td> <td>全ての建家の管理区域解除まで</td> <td>放射線管理部長(環境監視課長)</td> </tr> </tbody> </table>						対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③(高放射性固体廃棄物貯蔵庫、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)</p> <p>要求される機能①、③ (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(環境管理課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物 (廃棄物処理場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒処理技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、廃溶媒貯蔵場、スラッジ貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第1課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③(焼却施設)</p> <p>要求される機能①、④(第一付属排気筒)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> <p>④廃棄施設(排出機能)</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第2課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物 (中間開閉所、第二中間開閉所)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>津波による損傷の防止</p>	<p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	供給先の建家の管理区域解除まで	工務技術部長(運転課長)	<p>建 家 ・ 構 築 物 (排水モニタ室)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長(環境監視課長)	
対象機器	要求される機能	点 検 項 目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)																																																																									
<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③ (高放射性固体廃棄物貯蔵庫、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)</p> <p>要求される機能①、③ (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(環境管理課長)																																																																									
<p>建 家 ・ 構 築 物 (廃棄物処理場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒処理技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、廃溶媒貯蔵場、スラッジ貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第1課長)																																																																									
<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③ (焼却施設)</p> <p>要求される機能①、④ (第一付属排気筒)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> <p>④廃棄施設(排出機能)</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第2課長)																																																																									
<p>建 家 ・ 構 築 物 (中間開閉所、第二中間開閉所)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>津波による損傷の防止</p>	<p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	供給先の建家の管理区域解除まで	工務技術部長(運転課長)																																																																									
<p>建 家 ・ 構 築 物 (排水モニタ室)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないことを確認する。</p>	1回/年	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長(環境監視課長)																																																																									
対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)																																																																										
<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③(高放射性固体廃棄物貯蔵庫、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、アスファルト固化処理施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設)</p> <p>要求される機能①、③ (第一低放射性固体廃棄物貯蔵場、第二低放射性固体廃棄物貯蔵場)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(環境管理課長)																																																																										
<p>建 家 ・ 構 築 物 (廃棄物処理場、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、廃溶媒処理技術開発施設、低放射性濃縮廃液貯蔵施設、廃溶媒貯蔵場、スラッジ貯蔵場、第二スラッジ貯蔵場)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>遮蔽</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第1課長)																																																																										
<p>建 家 ・ 構 築 物</p> <p>要求される機能①～③(焼却施設)</p> <p>要求される機能①、④(第一付属排気筒)</p>	<p>①地震による損傷の防止</p> <p>②閉じ込めの機能</p> <p>③遮蔽</p> <p>④廃棄施設(排出機能)</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長(処理第2課長)																																																																										
<p>建 家 ・ 構 築 物 (中間開閉所、第二中間開閉所)</p>	<p>地震による損傷の防止</p> <p>津波による損傷の防止</p>	<p>建家(浸水防止設備を含む)及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	供給先の建家の管理区域解除まで	工務技術部長(運転課長)																																																																										
<p>建 家 ・ 構 築 物 (排水モニタ室)</p>	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>建家及び構築物の機能・性能に影響を与える有害なき裂、剥離がないこと。</p>	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長(環境監視課長)																																																																										

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(7/10)						第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)						
対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
ガンマ線 エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	1回/年	各建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)	ガンマ線 エリアモニタ	放射線管理施設 (放射線遮蔽物の側壁における線量当量率の測定機能) (管理区域における外部放射線に係る線量当量の測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	各建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)		
中性子線 エリアモニタ	分離精製工場(n-1~3) ブルトニウム転換技術開発施設(n-1~4)					中性子線 エリアモニタ	分離精製工場(n-1~3) ブルトニウム転換技術開発施設(n-1~4)					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)						改正後						変更理由																																																																								
<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る施設定期自主検査(第196条関係) (8/10)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>点検項目</th> <th>検査頻度</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長 (担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベータ線ダストモニタ 分離精製工場 (β1~8) 廃棄物処理場 (β1~4) 分析所 (β1~4) 除染場 (β9) 放出廃液油分除去施設 (β-1~2) アスファルト固化処理施設 (β-1~3, β-5~7) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (β-1~4) 廃溶媒処理技術開発施設 (β-1~2) ウラン脱硝施設 (β-1~6) 高放射性廃液貯蔵場 (β-1~4) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (β-1~3) ガラス固化技術開発施設 (β-1~5) 焼却施設 (β-1~2) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (β-1)</td> <td>放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度の測定機能)</td> <td>・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験</td> <td>1回/年</td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>放射線管理部長 (線量計測課長)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウムダストモニタ 分離精製工場 (Pu-1~7) 分析所 (Pu-1~6) プルトニウム転換技術開発施設 (Pu-1~17)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ 主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒、局所排気 (廃棄物処理場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設)</td> <td>放射線管理施設 (排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)</td> <td>・感度試験 (クリプトンモニタ、ガスモニタ) ・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験</td> <td>1回/年</td> <td>排気元の建家の管理区域解除まで</td> <td>放射線管理部長 (線量計測課長)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション ST1 (ガンマ線線量率計)</td> <td>放射線管理施設 (周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)</td> <td>・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験</td> <td rowspan="2">1回/年</td> <td rowspan="2">全ての建家の管理区域解除まで</td> <td rowspan="2">放射線管理部長 (環境監視課長)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト P1~P8 (ガンマ線線量率計)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタリング設備 アルファ放射線測定器 (No.1~5) ベータ放射線測定器 (No.1~2) ガンマ放射線測定器 (No.1~2, 4)</td> <td>放射線管理施設 (放出水中の放射性物質の測定機能)</td> <td>・作動試験</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	ベータ線ダストモニタ 分離精製工場 (β1~8) 廃棄物処理場 (β1~4) 分析所 (β1~4) 除染場 (β9) 放出廃液油分除去施設 (β-1~2) アスファルト固化処理施設 (β-1~3, β-5~7) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (β-1~4) 廃溶媒処理技術開発施設 (β-1~2) ウラン脱硝施設 (β-1~6) 高放射性廃液貯蔵場 (β-1~4) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (β-1~3) ガラス固化技術開発施設 (β-1~5) 焼却施設 (β-1~2) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (β-1)	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度の測定機能)	・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	1回/年	各建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)	プルトニウムダストモニタ 分離精製工場 (Pu-1~7) 分析所 (Pu-1~6) プルトニウム転換技術開発施設 (Pu-1~17)						排気モニタ 主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒、局所排気 (廃棄物処理場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設)	放射線管理施設 (排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	・感度試験 (クリプトンモニタ、ガスモニタ) ・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	1回/年	排気元の建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)	モニタリングステーション ST1 (ガンマ線線量率計)	放射線管理施設 (周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	1回/年	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (環境監視課長)	モニタリングポスト P1~P8 (ガンマ線線量率計)			排水モニタリング設備 アルファ放射線測定器 (No.1~5) ベータ放射線測定器 (No.1~2) ガンマ放射線測定器 (No.1~2, 4)	放射線管理施設 (放出水中の放射性物質の測定機能)	・作動試験				<p>第Ⅲ-18表 性能維持施設 (警報装置等を除く) に係る定期事業者検査(第195条関係) (○/○)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長 (担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベータ線ダストモニタ 分離精製工場 (β1~8) 廃棄物処理場 (β1~4) 分析所 (β1~4) 除染場 (β9) 放出廃液油分除去施設 (β-1~2) アスファルト固化処理施設 (β-1~3, β-5~7) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (β-1~4) 廃溶媒処理技術開発施設 (β-1~2) ウラン脱硝施設 (β-1~6) 高放射性廃液貯蔵場 (β-1~4) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (β-1~3) ガラス固化技術開発施設 (β-1~5) 焼却施設 (β-1~2) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (β-1)</td> <td>放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度の測定機能)</td> <td>・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。</td> <td>各建家の管理区域解除まで</td> <td>放射線管理部長 (線量計測課長)</td> </tr> <tr> <td>プルトニウムダストモニタ 分離精製工場 (Pu-1~7) 分析所 (Pu-1~6) プルトニウム転換技術開発施設 (Pu-1~17)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排気モニタ 主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒、局所排気 (廃棄物処理場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設)</td> <td>放射線管理施設 (排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)</td> <td>・感度、計数効率及び指示精度が所定の値であること。 ・警報が正常に作動すること。</td> <td>排気元の建家の管理区域解除まで</td> <td>放射線管理部長 (線量計測課長)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション ST1 (ガンマ線線量率計)</td> <td>放射線管理施設 (周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)</td> <td>・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。</td> <td rowspan="2">全ての建家の管理区域解除まで</td> <td rowspan="2">放射線管理部長 (環境監視課長)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト P1~P8 (ガンマ線線量率計)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水モニタリング設備 アルファ放射線測定器 (No.1~5) ベータ放射線測定器 (No.1~2) ガンマ放射線測定器 (No.1~2, 4)</td> <td>放射線管理施設 (放出水中の放射性物質の測定機能)</td> <td>・設備が正常に作動すること。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	ベータ線ダストモニタ 分離精製工場 (β1~8) 廃棄物処理場 (β1~4) 分析所 (β1~4) 除染場 (β9) 放出廃液油分除去施設 (β-1~2) アスファルト固化処理施設 (β-1~3, β-5~7) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (β-1~4) 廃溶媒処理技術開発施設 (β-1~2) ウラン脱硝施設 (β-1~6) 高放射性廃液貯蔵場 (β-1~4) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (β-1~3) ガラス固化技術開発施設 (β-1~5) 焼却施設 (β-1~2) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (β-1)	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度の測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	各建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)	プルトニウムダストモニタ 分離精製工場 (Pu-1~7) 分析所 (Pu-1~6) プルトニウム転換技術開発施設 (Pu-1~17)					排気モニタ 主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒、局所排気 (廃棄物処理場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設)	放射線管理施設 (排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	・感度、計数効率及び指示精度が所定の値であること。 ・警報が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)	モニタリングステーション ST1 (ガンマ線線量率計)	放射線管理施設 (周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (環境監視課長)	モニタリングポスト P1~P8 (ガンマ線線量率計)			排水モニタリング設備 アルファ放射線測定器 (No.1~5) ベータ放射線測定器 (No.1~2) ガンマ放射線測定器 (No.1~2, 4)	放射線管理施設 (放出水中の放射性物質の測定機能)	・設備が正常に作動すること。			
対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)																																																																															
ベータ線ダストモニタ 分離精製工場 (β1~8) 廃棄物処理場 (β1~4) 分析所 (β1~4) 除染場 (β9) 放出廃液油分除去施設 (β-1~2) アスファルト固化処理施設 (β-1~3, β-5~7) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (β-1~4) 廃溶媒処理技術開発施設 (β-1~2) ウラン脱硝施設 (β-1~6) 高放射性廃液貯蔵場 (β-1~4) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (β-1~3) ガラス固化技術開発施設 (β-1~5) 焼却施設 (β-1~2) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (β-1)	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度の測定機能)	・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	1回/年	各建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)																																																																															
プルトニウムダストモニタ 分離精製工場 (Pu-1~7) 分析所 (Pu-1~6) プルトニウム転換技術開発施設 (Pu-1~17)																																																																																				
排気モニタ 主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒、局所排気 (廃棄物処理場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設)	放射線管理施設 (排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	・感度試験 (クリプトンモニタ、ガスモニタ) ・計数効率試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	1回/年	排気元の建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)																																																																															
モニタリングステーション ST1 (ガンマ線線量率計)	放射線管理施設 (周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)	・感度試験 ・指示精度試験 ・警報作動試験	1回/年	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (環境監視課長)																																																																															
モニタリングポスト P1~P8 (ガンマ線線量率計)																																																																																				
排水モニタリング設備 アルファ放射線測定器 (No.1~5) ベータ放射線測定器 (No.1~2) ガンマ放射線測定器 (No.1~2, 4)	放射線管理施設 (放出水中の放射性物質の測定機能)	・作動試験																																																																																		
対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)																																																																																
ベータ線ダストモニタ 分離精製工場 (β1~8) 廃棄物処理場 (β1~4) 分析所 (β1~4) 除染場 (β9) 放出廃液油分除去施設 (β-1~2) アスファルト固化処理施設 (β-1~3, β-5~7) 第二アスファルト固化体貯蔵施設 (β-1~4) 廃溶媒処理技術開発施設 (β-1~2) ウラン脱硝施設 (β-1~6) 高放射性廃液貯蔵場 (β-1~4) 第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設 (β-1~3) ガラス固化技術開発施設 (β-1~5) 焼却施設 (β-1~2) 低放射性濃縮廃液貯蔵施設 (β-1)	放射線管理施設 (空气中の放射性物質濃度の測定機能)	・計数効率及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	各建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)																																																																																
プルトニウムダストモニタ 分離精製工場 (Pu-1~7) 分析所 (Pu-1~6) プルトニウム転換技術開発施設 (Pu-1~17)																																																																																				
排気モニタ 主排気筒、第一付属排気筒、第二付属排気筒、局所排気 (廃棄物処理場、分析所、第二低放射性廃液蒸発処理施設、第三低放射性廃液蒸発処理施設、放出廃液油分除去施設、アスファルト固化体貯蔵施設、第二アスファルト固化体貯蔵施設、第二スラッジ貯蔵場、ウラン脱硝施設、第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、焼却施設)	放射線管理施設 (排気口における排気中の放射性物質濃度の測定機能)	・感度、計数効率及び指示精度が所定の値であること。 ・警報が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (線量計測課長)																																																																																
モニタリングステーション ST1 (ガンマ線線量率計)	放射線管理施設 (周辺監視区域における外部放射線に係る線量の測定機能)	・感度及び指示精度が正常であること。 ・警報が正常に作動すること。	全ての建家の管理区域解除まで	放射線管理部長 (環境監視課長)																																																																																
モニタリングポスト P1~P8 (ガンマ線線量率計)																																																																																				
排水モニタリング設備 アルファ放射線測定器 (No.1~5) ベータ放射線測定器 (No.1~2) ガンマ放射線測定器 (No.1~2, 4)	放射線管理施設 (放出水中の放射性物質の測定機能)	・設備が正常に作動すること。																																																																																		

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由		
第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(9/10)						第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)								
対象機器		要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		対象機器		要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	
移動式発電機	1000 kVA (1号機)	事故対処(電源設備)	周波数 電圧	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全第2課長)	移動式発電機	1000 kVA (1号機)	事故対処(電源設備)	周波数及び電圧が正常であること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設管理課長)	移動式発電機	1000 kVA (2号機)
	1000 kVA (2号機)							1000 kVA (2号機)						
接続端子盤(電源ケーブル含む)	1(分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場)	事故対処(電源設備)	絶縁	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全第2課長)	接続端子盤(電源ケーブル含む)	1(分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場)	事故対処(電源設備)	絶縁抵抗が正常であること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設管理課長)	接続端子盤(電源ケーブル含む)	2(ガラス固化技術開発施設)
	2(ガラス固化技術開発施設)							2(ガラス固化技術開発施設)						
緊急電源接続盤(分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設)							緊急電源接続盤(分離精製工場、高放射性廃液貯蔵場、ガラス固化技術開発施設)							
重機	ホイールローダ	事故対処(アクセスルートの確保)	外観 作動確認	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	重機	ホイールローダ	事故対処(アクセスルートの確保)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (施設保全課長)	重機	油圧ショベル
	油圧ショベル							油圧ショベル						
タンクローリー(3,530 L)		事故対処(燃料運搬)	外観 作動確認	1回/年	系統除染が完了するまで	工務技術部長 (運転課長)	タンクローリー(3,530 L)		事故対処(燃料運搬)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	工務技術部長 (運転課長)		
水槽付き消防ポンプ自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa)) ¹⁾ (3台)		事故対処(崩壊熱除去機能)	外観 作動確認	1回/年	系統除染が完了するまで	保安管理部長 (危機管理課長)	水槽付き消防ポンプ自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa)) ¹⁾ (3台)		事故対処(崩壊熱除去機能)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	保安管理部長 (危機管理課長)	化学消防自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa)) ¹⁾ (1台) ²⁾	
化学消防自動車(2.8 m ³ /分(0.85 MPa)) ¹⁾ (1台) ²⁾		(放出抑制設備)					(放出抑制設備)							
消防ホース等の付属品(水槽付き消防ポンプ自動車等からの供給用)		事故対処(崩壊熱除去機能) (放出抑制設備)	員数 外観	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長) ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)	消防ホース等の付属品(水槽付き消防ポンプ自動車等からの供給用)		事故対処(崩壊熱除去機能) (放出抑制設備)	員数及び外観に異常がないこと。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長) ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)		
通信機材(1式)	MCA携帯型無線機 衛星電話 簡易無線機 トランシーバ	事故対処(通信連絡を行うために必要な設備)	外観 通信状態の確認	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長) (化学処理施設課長) ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)	通信機材(1式)		事故対処(通信連絡を行うために必要な設備)	外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長) (化学処理施設課長) ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)		
中央制御室 空気循環用機材(1式)	空気循環装置(28 m ³ /分)	事故対処(制御室)	員数 外観 作動確認	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	中央制御室 空気循環用機材(1式)	空気循環装置(28 m ³ /分)	事故対処(制御室)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	中央制御室 空気循環用機材(1式)	可搬型入気装置(9 m ³ /分)
	可搬型入気装置(9 m ³ /分)							エアロック用グリーンハウス						エアロック用グリーンハウス
可搬型発電機(554 kVA)(1台)(電源ケーブル等含む)		事故対処(計装設備)	員数 外観 作動確認	1回/年			可搬型発電機(554 kVA)(1台)(電源ケーブル等含む)		事故対処(計装設備)	員数及び外観に異常がなく、設備が正常に作動すること。				

○組織改正に係る変更
(施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)
○組織改正に係る変更
(職位名称の変更)

1) ; 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格値

平成25年3月27日 総務省令第23号

2) ; 第I-2-(2)表に示す初期消火活動に必要な資機材として備え付けたものを使用する

1) ; 動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令の規格値

平成25年3月27日 総務省令第23号

2) ; 第I-2-(2)表に示す初期消火活動に必要な資機材として備え付けたものを使用する

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(10/10)						第Ⅲ-18表 性能維持施設(警報装置等を除く)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)						
対象機器	要求される機能	点検項目	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
予備循環ポンプ (152 m ³ /h)	272P3061 272P3062	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観 作動確認	1回/年	系統除染が完了するまで 施設管理部長 (化学処理施設課長)	予備循環ポンプ (152 m ³ /h)	272P3061 272P3062	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観に異常がなく、 設備が正常に作動 すること。	系統除染 が完了す るまで	施設管理部長 (化学処理施設課 長)	
排風機 (200 m ³ /h)	272K463 272K464	事故対処 (水素掃気機能)	外観 作動確認	1回/年		排風機 (200 m ³ /h)	272K463 272K464	事故対処 (水素掃気機能)	外観に異常がなく、 設備が正常に作動 すること。			
プロワ (110 m ³ /h)	272K63 272K64	事故対処 (水素掃気機能)	外観 作動確認	1回/年		プロワ (110 m ³ /h)	272K63 272K64	事故対処 (水素掃気機能)	外観に異常がなく、 設備が正常に作動 すること。			
可搬型発電機(6.5 kVA) (1台) (電源ケーブル等含む)		事故対処 (電源設備)	員数 外観 作動確認	1回/年		可搬型発電機(6.5 kVA) (1台) (電源ケーブル等含む)		事故対処 (電源設備)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。			
可搬式圧縮機 (2台) (圧縮空気用ホ ース等含む)	(1.08 MPa) (0.93 MPa)	事故対処 (水素掃気機能) 事故対処 (計装設備)	員数 外観 作動確認	1回/年		可搬式圧縮機 (2台) (圧縮空気用ホ ース等含む)	(1.08 MPa) (0.93 MPa)	事故対処 (水素掃気機能) 事故対処 (計装設備)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。			
エンジン付ポンプ (1 m ³ /分) (1台) (ホース等含む)		事故対処 (崩壊熱除去機能)	員数 外観 作動確認	1回/年		エンジン付ポンプ (1 m ³ /分) (1台) (ホース等含む)		事故対処 (崩壊熱除去機能)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。			
高線量防護服 類 (1式)	鉛エプロン、 タングステン 製防護服、 タングステ ンエプロン	事故対処	員数 外観	1回/年		高線量防護服 類 (1式)	鉛エプロン、 タングステン 製防護服、 タングステ ンエプロン	事故対処	員数及び外観に異 常がないこと。			
可搬型蒸気供 給設備 (0.98 MPa) (1式)	ボイラ、燃料 タンク等	事故対処 (放射性物質の漏え い対処設備)	員数 外観 作動確認	1回/年		可搬型蒸気供 給設備 (0.98 MPa) (1式)	ボイラ、燃料 タンク等	事故対処 (放射性物質の漏え い対処設備)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。			
蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの 供給用)		事故対処 (放射性物質の漏え い対処設備)	員数 外観	1回/年		蒸気用ホース等の付属品 (可搬型蒸気供給設備からの 供給用)		事故対処 (放射性物質の漏え い対処設備)	員数及び外観に異 常がないこと。			
一次冷却水循 環ポンプ (60 m ³ /h)	G83P32	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観 作動確認	1回/年		一次冷却水循 環ポンプ (60 m ³ /h)	G83P32	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観に異常がなく、 設備が正常に作動 すること。			系統除染 が完了す るまで
二次冷却水循 環ポンプ (195 m ³ /h)	G83P12	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観 作動確認		二次冷却水循 環ポンプ (195 m ³ /h)	G83P12	事故対処 (崩壊熱除去機能)	外観に異常がなく、 設備が正常に作動 すること。				
可搬型プロワ(0.2 m ³ /分) (1台) (配管等含む)		事故対処 (水素掃気機能)	員数 外観 作動確認	1回/年	可搬型プロワ(0.2 m ³ /分) (1台) (配管等含む)		事故対処 (水素掃気機能)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。	系統除染 が完了す るまで	ガラス固化部長 (ガラス固化処 理課長)		
可搬式圧縮機(0.8 MPa) (1台) (圧縮空気用ホース等含む)		事故対処 (水素掃気機能)	員数 外観 作動確認	1回/年	可搬式圧縮機(0.8 MPa) (1台) (圧縮空気用ホース等含む)		事故対処 (水素掃気機能)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。				
可搬型発電機 (2台) (電源ケー ブル等含む)	(3.0 kVA) (6.5 kVA)	事故対処 (電源設備)	員数 外観 作動確認	1回/年	可搬型発電機 (2台) (電源ケー ブル等含む)	(3.0 kVA) (6.5 kVA)	事故対処 (電源設備)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。				
TVF制御室 空気循環用機 材 (1式)	給気ユニット (5 m ³ /分) 空気循環装置 (188.3 m ³ /分)	事故対処 (制御室)	員数 外観 作動確認	1回/年	TVF制御室 空気循環用機 材 (1式)	給気ユニット (5 m ³ /分) 空気循環装置 (188.3 m ³ /分)	事故対処 (制御室)	員数及び外観に異 常がなく、設備が正 常に作動すること。				

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(1/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)							変更理由
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
溶解槽	圧力上限緊急操作装置 [I]	安全保護回路	242PP*10.2, PP*11.2, PP*12.2: 9.98 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(前処理施設課長)	溶解槽	圧力上限緊急操作装置 [I]	安全保護回路	242PP*10.2, PP*11.2, PP*12.2	系統除染が完了するまで	施設管理部長(前処理施設課長)	○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準第4第19項)(関連:再処理規則第7条の12:廃止措置中において定期事業者検査を要する場合) ○再処理規則(第11条:再処理施設の施設管理)の改正に伴い、第183条の2(再処理施設の施設管理実施計画)において点検内容等を定めて実施するため点検項目欄を性能欄とし見直すとともに頻度欄を削除する。 なお、変更前の判定基準欄は、再処理規則第12条を踏まえて上段に総合検査(1回/年)、下段に部分検査(1月ごと)を記載していたが、再処理規則第12条は削除されたため、性能に係る記載は、廃止措置期間中に維持すべき設備全体の性能(変更前の上段の内容)について記載する。以下、第Ⅲ-19表において同様。 ○組織改正に係る変更(職位名称の変更)	
	圧力上限緊急操作装置 [II]		242PP*10.3, PP*11.3, PP*12.3: 圧力制限値 19.6 kPaGauge 以下	1回/年				圧力上限緊急操作装置 [II]		242PP*10.3, PP*11.3, PP*12.3				
溶解槽溶液受槽	密度制御操作装置	核燃料物質の臨界防止	243DRO*10: 密度制限値 1.4 g/cm ³ 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	溶解槽溶液受槽	密度制御操作装置	243DRO*10	核燃料物質の臨界防止	密度制御操作装置が密度制限値 1.4 g/cm ³ 以下で作動すること。			
第1ストリップ調整槽	温度上限操作上限警報装置	火災等による損傷の防止	201TO*A*19.3, TO*A*19.4: 温度制限値 74 °C以下	1回/年			系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	第1ストリップ調整槽	温度上限操作上限警報装置	201TO*A*19.3, TO*A*19.4	火災等による損傷の防止		温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。
	電導度上限操作上限警報装置	核燃料物質の臨界防止	201CO*A*19.2, CO*A*19.3: 2.670 S/m 以下 (0.045 mol/L 以下)	1回/年	電導度上限操作上限警報装置	201CO*A*19.2, CO*A*19.3			核燃料物質の臨界防止	電導度上限操作上限警報装置が 2.670 S/m 以下 (0.045 mol/L 以下) で作動すること。				
温水器 (282H50)	温度上限操作上限警報装置	火災等による損傷の防止	282TO*A*50.2, TO*A*50.3: 温度制限値 74 °C以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(施設保全第1課長)	温水器 (282H50)	温度上限操作上限警報装置	282TO*A*50.2, TO*A*50.3	火災等による損傷の防止	温度上限操作上限警報装置が温度制限値 74 °C以下で作動すること。			
第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	核燃料物質の臨界防止	201CIR0*20: 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/L 以上)	1回/年			系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	第2ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	201CIR0*20	核燃料物質の臨界防止		電導度下限操作装置が 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/L 以上) で作動すること。
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月								
第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	核燃料物質の臨界防止	201CIR0*21: 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/L 以上)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	第3ストリップ調整槽	電導度下限操作装置	201CIR0*21	核燃料物質の臨界防止	電導度下限操作装置が 8.344 S/m 以上 (0.18 mol/L 以上) で作動すること。			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月								警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		1回/月
第1スクラブ調整槽	密度下限操作装置	核燃料物質の臨界防止	201DIR0*13: 5.330kPaGauge 以上 (2.81 mol/L 以上)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	第1スクラブ調整槽	密度下限操作装置	201DIR0*13	核燃料物質の臨界防止	密度下限操作装置が 5.330 kPaGauge 以上 (2.81 mol/L 以上) で作動すること。			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月								警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月	
第3スクラブ調整槽	電導度下限操作装置	核燃料物質の臨界防止	201CIR0*16: 31.616 S/m 以上 (0.9 mol/L 以上)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	第3スクラブ調整槽	電導度下限操作装置	201CIR0*16	核燃料物質の臨界防止	電導度下限操作装置が 31.616 S/m 以上 (0.9 mol/L 以上) で作動すること。			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月								警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査(第196条関係) (2/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査(第195条関係) (○/○)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)		
抽出器	流量低下緊急操作装置	安全保護回路	252FIP*11.1, FIP*11.2: 58 L/h 以上	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	抽出器	252FIP*11.1, 252FIP*11.2	安全保護回路	流量低下緊急操作装置が58 L/h 以上で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)		
			253FIP*10.1, FIP*10.2: 2.32 L/h 以上					253FIP*10.1, 253FIP*10.2		流量低下緊急操作装置が2.32 L/h 以上で作動すること。				
			253FIP*10.3, FIP*10.4: 295.6 L/h 以上					253FIP*10.3, 253FIP*10.4		流量低下緊急操作装置が295.6 L/h 以上で作動すること。				
			255FIP*14.1, FIP*14.2: 38.38 L/h 以上					255FIP*14.1, 255FIP*14.2		流量低下緊急操作装置が38.38 L/h 以上で作動すること。				
			255FIP*15.5: 106.4 L/h 以上					255FIP*15.5		流量低下緊急操作装置が106.4 L/h 以上で作動すること。				
			255FIP*16.1, FIP*16.2: 452 L/h 以上					255FIP*16.1, 255FIP*16.2		流量低下緊急操作装置が452 L/h 以上で作動すること。				
			261FIP*13.1: 67.28 L/h 以上					261FIP*13.1		流量低下緊急操作装置が67.28 L/h 以上で作動すること。				
			261FIP*13.3: 4.6 L/h 以上					261FIP*13.3		流量低下緊急操作装置が4.6 L/h 以上で作動すること。				
			261FIP*15.1, FIP*15.2: 420.6 L/h 以上					261FIP*15.1, 261FIP*15.2		流量低下緊急操作装置が420.6 L/h 以上で作動すること。				
			265FP*20.1: 15.72 L/h 以上					265FP*20.1		流量低下緊急操作装置が15.72 L/h 以上で作動すること。				
			265FP*22.3-1: 8.53 L/h 以上					265FP*22.3-1		流量低下緊急操作装置が8.53 L/h 以上で作動すること。				
			265FP*22.3-2: 10.58 L/h 以上					265FP*22.3-2		流量低下緊急操作装置が10.58 L/h 以上で作動すること。				
			265FP*22.3-3: 11.91 L/h 以上					265FP*22.3-3		流量低下緊急操作装置が11.91 L/h 以上で作動すること。				
			254FP*18.2: 295.6 L/h 以上					254FP*18.2		流量低下緊急操作装置が295.6 L/h 以上で作動すること。				
			256FP*18.2: 333.25 L/h 以上					256FP*18.2		流量低下緊急操作装置が333.25 L/h 以上で作動すること。				
	256FP*18.4: 9.80 L/h 以上	256FP*18.4	流量低下緊急操作装置が9.80 L/h 以上で作動すること。											
	256FP*18.6: 36.6 L/h 以上	256FP*18.6	流量低下緊急操作装置が36.6 L/h 以上で作動すること。											
	256FP*18.8: 8.83 L/h 以上	256FP*18.8	流量低下緊急操作装置が8.83 L/h 以上で作動すること。											
	262FP*14.3: 368.25 L/h 以上	262FP*14.3	流量低下緊急操作装置が368.25 L/h 以上で作動すること。											
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
抽出器	溶媒流量上限警報装置	核燃料物質の臨界防止	254FA*18.2: 381 L/h 以下	1回/年			抽出器	254FA*18.2	核燃料物質の臨界防止	溶媒流量上限警報装置が381 L/h 以下で作動すること。				
			254FA*18.6: 380.65 L/h 以下					254FA*18.6		溶媒流量上限警報装置が380.65 L/h 以下で作動すること。				
			256FA*18.13: 450.86 L/h 以下					256FA*18.13		溶媒流量上限警報装置が450.86 L/h 以下で作動すること。				
			256FA*18.2: 451.25 L/h 以下					256FA*18.2		溶媒流量上限警報装置が451.25 L/h 以下で作動すること。				
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
プルトリウム溶液蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	安全保護回路	266PP*20.3: 19.37 kPaGauge 以下	1回/年			プルトリウム溶液蒸発缶	安全保護回路	266PP*20.3	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が19.37 kPaGauge 以下で作動すること。			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
	温度上限緊急操作装置	安全保護回路	266TRP*20.4: 123.6 °C以下	1回/年			プルトリウム溶液蒸発缶	安全保護回路	266TRP*20.4	安全保護回路	温度上限緊急操作装置が123.6 °C以下で作動すること。			
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。			1回/月											

○記載の適正化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由			
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(3/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)										
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)					
プルトニウム溶液蒸発缶	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	火災等による損傷の防止	266TRA*20.1: 温度制限値 135℃以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	プルトニウム溶液蒸発缶	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	266TRA*20.1	火災等による損傷の防止	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)				
	加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置	閉じ込めの機能	266αRP*20: 5200 cpm以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月				加熱蒸気凝縮水放射性物質検知装置が5200 cpm以下で作動すること。									
	密度上限警報装置	火災等による損傷の防止	266DA*20.2: 8.025 kPaGauge以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月				密度上限警報装置が8.025 kPaGauge以下で作動すること。									
ウラン溶液蒸発缶(第1段)	液面上限緊急操作装置 [I]	安全保護回路	263LP*12.2: 3.262 kPaGauge以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月			系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	ウラン溶液蒸発缶(第1段)	液面上限緊急操作装置 [I]	263LP*12.2			安全保護回路	液面上限緊急操作装置が3.262 kPaGauge以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)
	液面上限緊急操作装置 [II]	安全保護回路	263LP*12.3: 6.379 kPaGauge以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月						液面上限緊急操作装置が6.379 kPaGauge以下で作動すること。							
	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	火災等による損傷の防止	263TA*11: 温度制限値 135℃以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月						蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135℃以下で作動すること。							
	温度上限緊急操作装置	安全保護回路	263TIRP*12.1: 118.6℃以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月						温度上限緊急操作装置が118.6℃以下で作動すること。							
	圧力上限操作上限警報装置	火災等による損傷の防止	263PO*A*11.2: 200.0 kPaGauge以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月						圧力上限操作上限警報装置が200.0 kPaGauge以下で作動すること。							

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(4/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
UNH受槽	ウラン濃縮度記録上限操作装置	核燃料物質の臨界防止	263URO*30: ウラン濃縮度制限値 1.6 %以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	UNH受槽	ウラン濃縮度記録上限操作装置	核燃料物質の臨界防止	ウラン濃縮度記録上限操作装置がウラン濃縮度制限値 1.6 %以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)		
	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		1回/月	263URO*30				ウラン濃縮度記録上限操作装置		ウラン濃縮度記録上限操作装置がウラン濃縮度制限値 1.6 %以下で作動すること。				
密度指示上限操作装置	核燃料物質の臨界防止	263DIO*30, DIO*31: 密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下	1回/年	密度指示上限操作装置が密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で作動すること。			密度指示上限操作装置	核燃料物質の臨界防止	263DIO*30, DIO*31	核燃料物質の臨界防止			密度指示上限操作装置が密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で作動すること。	
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
溶解液受槽(ウラン脱硝施設)	密度指示上限操作装置	核燃料物質の臨界防止	264DIO*76.1: 密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下	1回/年			溶解液受槽(ウラン脱硝施設)	密度指示上限操作装置	核燃料物質の臨界防止	264DIO*76.1			核燃料物質の臨界防止	密度指示上限操作装置が密度制限値 1.6 g/cm ³ 以下で作動すること。
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
脱硝塔(ウラン脱硝施設)	温度下限緊急操作装置	安全保護回路	264TP*42.10, TP*43.10: 温度制限値 100 °C以上	1回/年			温度下限緊急操作装置	安全保護回路	264TP*42.10, TP*43.10	安全保護回路			温度下限緊急操作装置が温度制限値 100 °C以上で作動すること。	
	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		1回/月											
圧力上限緊急操作装置	安全保護回路	264PP*42.2.2, PP*43.2.2: 50.01 kPaGauge 以下	1回/年	圧力上限緊急操作装置			安全保護回路	安全保護回路	264PP*42.2.2, PP*43.2.2	安全保護回路			圧力上限緊急操作装置が50.01 kPaGauge 以下で作動すること。	
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
酸回収蒸発缶	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	火災等による損傷の防止	273TIA*30.3: 温度制限値 135 °C以下	1回/年	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	火災等による損傷の防止	273TIA*30.3	火災等による損傷の防止	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135 °C以下で作動すること。					
	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		1回/月											
缶内圧力上限緊急操作装置	閉じ込めの機能	273PP*30.1: 0.074 kPaGauge 以下	1回/年	缶内圧力上限緊急操作装置	閉じ込めの機能	273PP*30.1	閉じ込めの機能	缶内圧力上限緊急操作装置が0.074 kPaGauge 以下で作動すること。						
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
高放射性廃液蒸発缶	圧力上限緊急操作装置 [I]	安全保護回路	271PP*20.3: 9.98 kPaGauge 以下	1回/年	高放射性廃液蒸発缶	圧力上限緊急操作装置 [I]	安全保護回路	271PP*20.3	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が9.98 kPaGauge 以下で作動すること。				
	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		1回/月											
圧力上限緊急操作装置 [II]	安全保護回路	271PP*20.4: 19.97 kPaGauge 以下	1回/年	圧力上限緊急操作装置 [II]	安全保護回路	271PP*20.4	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が19.97 kPaGauge 以下で作動すること。						
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(5/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
高放射性廃液蒸発缶	圧力上昇警報装置	閉じ込めの機能	271PRW*20.2: 0.15 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	高放射性廃液蒸発缶	圧力上昇警報装置	271PRW*20.2	閉じ込めの機能	圧力上昇警報装置が 0.15 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
	蒸発缶加熱蒸気温度警報装置	火災等による損傷の防止	271TA*20.4: 温度制限値 135℃以下	1回/年					蒸発缶加熱蒸気温度警報装置が温度制限値 135℃以下で作動すること。					
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
	圧力上限操作上限警報装置	火災等による損傷の防止	271PO*A*20.6: 200 kPaGauge 以下	1回/年					圧力上限操作上限警報装置が 200 kPaGauge 以下で作動すること。					
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
	温度上限操作上限警報装置	火災等による損傷の防止	271TO*A*20.7: 118.7℃以下	1回/年					温度上限操作上限警報装置が 118.7℃以下で作動すること。					
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
液位下限警報装置	火災等による損傷の防止	271LA*20.2: 1.096 kPaGauge 以上	1回/年		液位下限警報装置が 1.096 kPaGauge 以上で作動すること。									
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
γ線上限警報装置	閉じ込めの機能	271γRA*22: 0.51 mSv/h 以下	1回/年		γ線上限警報装置が 0.51 mSv/h 以下で作動すること。									
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											
流量上昇警報装置	火災等による損傷の防止	271FIW*10.1, FIW*10.2: 66.6 L/h 以下	1回/年		流量上昇警報装置が 66.6 L/h 以下で作動すること。									
		警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月											

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後						変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(6/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)						○記載の適正化
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	
高放射性廃液貯槽	温度上昇警報装置	閉じ込めの機能	272TRA*12.1-1, TRA*12.1-2, TRA*12.1-3, TRA*12.1-4, TRA*14.1-1, TRA*14.1-2, TRA*14.1-3, TRA*14.1-4, TRA*16.1-1, TRA*16.1-2, TRA*16.1-3, TRA*16.1-4, TRA*18.1-1, TRA*18.1-2, TRA*18.1-3, TRA*18.1-4: 68.7℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	高放射性廃液貯槽	温度上昇警報装置	閉じ込めの機能	272TRA*12.1-1, TRA*12.1-2, TRA*12.1-3, TRA*12.1-4, TRA*14.1-1, TRA*14.1-2, TRA*14.1-3, TRA*14.1-4, TRA*16.1-1, TRA*16.1-2, TRA*16.1-3, TRA*16.1-4, TRA*18.1-1, TRA*18.1-2, TRA*18.1-3, TRA*18.1-4	温度上昇警報装置が68.7℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	
			272TRA*31.1, TRA*32.1, TRA*33.1, TRA*34.1, TRA*35.1, TRA*36.1: 68.4℃以下							272TRA*31.1, TRA*32.1, TRA*33.1, TRA*34.1, TRA*35.1, TRA*36.1	温度上昇警報装置が68.4℃以下で作動すること。		
			272TRA*31.2-1, TRA*31.2-2, TRA*31.2-3, TRA*31.2-4, TRA*32.2-1, TRA*32.2-2, TRA*32.2-3, TRA*32.2-4, TRA*33.2-1, TRA*33.2-2, TRA*33.2-3, TRA*33.2-4, TRA*34.2-1, TRA*34.2-2, TRA*34.2-3, TRA*34.2-4, TRA*35.2-1, TRA*35.2-2, TRA*35.2-3, TRA*35.2-4, TRA*36.2-1, TRA*36.2-2, TRA*36.2-3, TRA*36.2-4: 64.4℃以下							272TRA*31.2-1, TRA*31.2-2, TRA*31.2-3, TRA*31.2-4, TRA*32.2-1, TRA*32.2-2, TRA*32.2-3, TRA*32.2-4, TRA*33.2-1, TRA*33.2-2, TRA*33.2-3, TRA*33.2-4, TRA*34.2-1, TRA*34.2-2, TRA*34.2-3, TRA*34.2-4, TRA*35.2-1, TRA*35.2-2, TRA*35.2-3, TRA*35.2-4, TRA*36.2-1, TRA*36.2-2, TRA*36.2-3, TRA*36.2-4	温度上昇警報装置が64.4℃以下で作動すること。		
			272TRA*31.3-1, TRA*31.3-2, TRA*31.3-3, TRA*31.3-4, TRA*31.3-5, TRA*32.3-1, TRA*32.3-2, TRA*32.3-3, TRA*32.3-4, TRA*32.3-5, TRA*33.3-1, TRA*33.3-2, TRA*33.3-3, TRA*33.3-4, TRA*33.3-5, TRA*34.3-1, TRA*34.3-2, TRA*34.3-3, TRA*34.3-4, TRA*34.3-5, TRA*35.3-1, TRA*35.3-2, TRA*35.3-3, TRA*35.3-4, TRA*35.3-5, TRA*36.3-1, TRA*36.3-2, TRA*36.3-3, TRA*36.3-4, TRA*36.3-5: 65.4℃以下	1回/年						272TRA*31.3-1, TRA*31.3-2, TRA*31.3-3, TRA*31.3-4, TRA*31.3-5, TRA*32.3-1, TRA*32.3-2, TRA*32.3-3, TRA*32.3-4, TRA*32.3-5, TRA*33.3-1, TRA*33.3-2, TRA*33.3-3, TRA*33.3-4, TRA*33.3-5, TRA*34.3-1, TRA*34.3-2, TRA*34.3-3, TRA*34.3-4, TRA*34.3-5, TRA*35.3-1, TRA*35.3-2, TRA*35.3-3, TRA*35.3-4, TRA*35.3-5, TRA*36.3-1, TRA*36.3-2, TRA*36.3-3, TRA*36.3-4, TRA*36.3-5	温度上昇警報装置が65.4℃以下で作動すること。		
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月									

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(7/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
高放射性廃液貯槽	槽内圧力上昇警報装置	閉じ込めの機能	272PA*12.2, PA*14.2, PA*16.2, PA*18.2: 0.54 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	高放射性廃液貯槽	272PA*12.2, PA*14.2, PA*16.2, PA*18.2	閉じ込めの機能	槽内圧力上昇警報装置が0.54 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)		
			272PA*31.2, PA*32.2, PA*33.2, PA*34.2, PA*35.2, PA*36.2: 0.529 kPaGauge 以下	1回/月				272PA*31.2, PA*32.2, PA*33.2, PA*34.2, PA*35.2, PA*36.2		槽内圧力上昇警報装置が0.529 kPaGauge 以下で作動すること。				
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
プルトニウム製品貯槽	液位上昇警報装置	核燃料物質の臨界防止	267LA*10.2, LA*11.2, LA*12.2, LA*13, LA*14, LA*15, LA*16: 0.800 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	プルトニウム製品貯槽	液位上昇警報装置	核燃料物質の臨界防止	267LA*10.2, LA*11.2, LA*12.2, LA*13, LA*14, LA*15, LA*16	液位上昇警報装置が0.800 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月													
267LO*A*65: 30 mm 以下	1回/年	267LO*A*65	液位上限操作上限警報装置が30 mm 以下で作動すること。											
グローブボックス(267X65)	液位上限操作上限警報装置	その他(漏えい検知機能)	267LO*A*65: 30 mm 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	グローブボックス(267X65)	液位上限操作上限警報装置	その他(漏えい検知機能)	267LO*A*65	液位上限操作上限警報装置が30 mm 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月													
321PP*12.1, PIP*12: 200 kPaGauge 以下	1回/年	321PP*12.1, PIP*12	圧力上限緊急操作装置が200 kPaGauge 以下で作動すること。											
低放射性廃液第1蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	321PP*12.1, PIP*12: 200 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	低放射性廃液第1蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	321PP*12.1, PIP*12	圧力上限緊急操作装置が200 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月													
322PP*12.1, PIP*12: 162 kPaGauge 以下	1回/年	322PP*12.1, PIP*12	圧力上限緊急操作装置が162 kPaGauge 以下で作動すること。											
低放射性廃液第2蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	322PP*12.1, PIP*12: 162 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	低放射性廃液第2蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	322PP*12.1, PIP*12	圧力上限緊急操作装置が162 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月													
326PP*10.3: 158.7 kPaGauge 以下	1回/年	326PP*10.3	圧力上限緊急操作装置が158.7 kPaGauge 以下で作動すること。											
低放射性廃液第3蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	326PP*10.3: 158.7 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	低放射性廃液第3蒸発缶	圧力上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	326PP*10.3	圧力上限緊急操作装置が158.7 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月													
326PP*10.4: 168.6 kPaGauge 以下	1回/年	326PP*10.4	圧力上限緊急操作装置が168.6 kPaGauge 以下で作動すること。											
蒸気凝縮水系(分離精製工場)	放射性物質検知装置	閉じ込めの機能	282γRP*60.1, γRP*60.2: 3120 cpm 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(施設保全第1課長)	蒸気凝縮水系(分離精製工場)	放射性物質検知装置	閉じ込めの機能	282γRP*60.1, γRP*60.2	放射性物質検知装置が3120 cpm 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(施設保全課長)	○組織改正に係る変更(職位名称の変更)
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月													
246PRW*42: 1050 kPaGauge 以下	1回/年	246PRW*42	槽内圧力上昇警報装置が1050 kPaGauge 以下で作動すること。											
廃ガス貯槽	槽内圧力上昇警報装置	閉じ込めの機能	246PRW*42: 1050 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(前処理施設課長)	廃ガス貯槽	槽内圧力上昇警報装置	閉じ込めの機能	246PRW*42	槽内圧力上昇警報装置が1050 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(前処理施設課長)	
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月													

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(8/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
建家及びセル換気系(分析所)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	107dPIA*107.6: -1.031 ~ -0.931 kPaGauge	1回/年	分析所の管理区域解除まで		建家及びセル換気系(分析所)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	107dPIA*107.6 -1.031 ~ -0.931 kPaGauge 以内で作動すること。	分析所の管理区域解除まで			
			107dPIA*107.7: -1.521 ~ -1.421 kPaGauge							107dPIA*107.7 -1.521 ~ -1.421 kPaGauge 以内で作動すること。				
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月						警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				
建家及びセル換気系(分離精製工場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	207dPIA*207.7: -1.040 ~ -0.940 kPaGauge	1回/年	分離精製工場の管理区域解除まで		建家及びセル換気系(分離精製工場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	207dPIA*207.7 -1.040 ~ -0.940 kPaGauge 以内で作動すること。	分離精製工場の管理区域解除まで			
			207dPIA*207.8: -1.250 ~ -1.150 kPaGauge							207dPIA*207.8 -1.250 ~ -1.150 kPaGauge 以内で作動すること。				
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月						警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				
セル換気系(高放射性固体廃棄物貯蔵庫)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	532PIA*142: -0.280 ~ -0.160 kPaGauge	1回/年	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで		セル換気系(高放射性固体廃棄物貯蔵庫)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	532PIA*142 -0.280 ~ -0.160 kPaGauge 以内で作動すること。	高放射性固体廃棄物貯蔵庫の管理区域解除まで			
建家及びセル換気系(廃棄物処理場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	307dPIA*307.6: -0.835 ~ -0.735 kPaGauge	1回/年	廃棄物処理場の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	建家及びセル換気系(廃棄物処理場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	307dPIA*307.6 -0.835 ~ -0.735 kPaGauge 以内で作動すること。	廃棄物処理場の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全課長)		
			307dPIA*307.7: -1.227 ~ -1.127 kPaGauge							307dPIA*307.7 -1.227 ~ -1.127 kPaGauge 以内で作動すること。				
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月						警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				
建家及びセル換気系(第二低放射性廃液蒸発処理施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	322dPA*322.R1: -0.162 ~ -0.134 kPaGauge	1回/年	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系(第二低放射性廃液蒸発処理施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	322dPA*322.R1 -0.162 ~ -0.134 kPaGauge 以内で作動すること。	第二低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで			
			322dPA*322.A4: -0.064 ~ -0.036 kPaGauge							322dPA*322.A4 -0.064 ~ -0.036 kPaGauge 以内で作動すること。				
			322dPA*322.5: 0.460 ~ 0.520 kPaGauge	322dPA*322.5 0.460 ~ 0.520 kPaGauge 以内で作動すること。										
建家及びセル換気系(第三低放射性廃液蒸発処理施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	327dPA*108.1: -0.113 ~ -0.085 kPaGauge	1回/年	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系(第三低放射性廃液蒸発処理施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	327dPA*108.1 -0.113 ~ -0.085 kPaGauge 以内で作動すること。	第三低放射性廃液蒸発処理施設の管理区域解除まで			
			327dPA*120.1: -0.157 ~ -0.139 kPaGauge							327dPA*120.1 -0.157 ~ -0.139 kPaGauge 以内で作動すること。				
			327dPA*202.1: -0.044 ~ -0.016 kPaGauge	327dPA*202.1 -0.044 ~ -0.016 kPaGauge 以内で作動すること。										
			327dPA*301.1: 0.384 ~ 0.402 kPaGauge	327dPA*301.1 0.384 ~ 0.402 kPaGauge 以内で作動すること。										
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。												

○組織改正に係る変更(職位名称の変更)
○記載の適正化

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後							変更理由	
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査(第196条関係) (9/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査(第195条関係) (〇/〇)								
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)			
建家及びセル換気系 (第二スラッジ貯蔵場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	332dPA ^{003.2} : -0.118 ~ -0.080 kPaGauge	1回/年	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家及びセル換気系 (第二スラッジ貯蔵場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	332dPA ^{003.2}	第二スラッジ貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇		
			332dPA ^{101.2} : -0.069 ~ -0.031 kPaGauge							332dPA ^{101.2}					
建家及びセル換気系 (廃溶媒貯蔵場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	333dPA ^{023.2} : -0.167 ~ -0.129 kPaGauge	1回/年	廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで		施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家及びセル換気系 (廃溶媒貯蔵場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	333dPA ^{023.2}		廃溶媒貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇
			333dPA ^{300.2} : 0.080 ~ 0.118 kPaGauge								333dPA ^{300.2}				
			333dPA ^{310.2} : 0.932 ~ 1.030 kPaGauge								333dPA ^{310.2}				
建家換気系 (放出廃液油分除去施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	350dPA ³⁰¹ : 0.575 ~ 0.603 kPaGauge	1回/年	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで		施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家換気系 (放出廃液油分除去施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	350dPA ³⁰¹		放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。								警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				
建家換気系 (ウラン脱硝施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	264dPIA ^{921, dPIA⁹²³} : -1.224 ~ -1.130 kPaGauge	1回/年	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家換気系 (ウラン脱硝施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	264dPIA ^{921, dPIA⁹²³}	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇		
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					
建家及びセル換気系 (高放射性廃液貯蔵場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	272dPA ^{103.3} : -0.432 ~ -0.354 kPaGauge	1回/年	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家及びセル換気系 (高放射性廃液貯蔵場)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	272dPA ^{103.3}	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇		
			272dPA ^{105.3} : -0.226 ~ -0.168 kPaGauge							272dPA ^{105.3}					
建家換気系 (焼却施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	342dPA ^{710.2} : 0.549 ~ 0.627 kPaGauge	1回/年	焼却施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家換気系 (焼却施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	342dPA ^{710.2}	焼却施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇		
			342dPA ^{710.2} : 0.354 ~ 0.432 kPaGauge							342dPA ^{710.2}					
建家及びセル換気系 (アスファルト固化体貯蔵施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	537dPA ^{45.2} : 0.549 ~ 0.627 kPaGauge	1回/年	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家及びセル換気系 (アスファルト固化体貯蔵施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	537dPA ^{45.2}	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇		
			537dPA ^{47.2} : 0.931 ~ 1.029 kPaGauge							537dPA ^{47.2}					
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月						警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を__、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を__、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を__、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を__で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由					
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(10/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)												
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	変更理由						
建家及びセル換気系(第二アスファルト固化体貯蔵施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	538dPA*07.2: 1.127 ~ 1.225 kPaGauge	1回/年	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	建家及びセル換気系(第二アスファルト固化体貯蔵施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	538dPA*07.2	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)		○組織改正に係る変更(職位名称の変更)					
			538dPA*07.3: 0.491 ~ 0.589 kPaGauge							538dPA*07.3									
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				538dPA*07.3	負圧警報装置が0.491 ~ 0.589 kPaGauge以内で作動すること。			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。				538dPA*07.3	負圧警報装置が0.491 ~ 0.589 kPaGauge以内で作動すること。			
建家及びセル換気系(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	533dPA*706, dPA*709: -0.226 ~ -0.168 kPaGauge	1回/年	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	建家及びセル換気系(第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	533dPA*706, dPA*709	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	○組織改正に係る変更(職位名称の変更)						
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。			533dPA*706, dPA*709	負圧警報装置が-0.226 ~ -0.168 kPaGauge以内で作動すること。	
建家及びセル換気系(アスファルト固化処理施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	A07dPA*07.2: 0.930 ~ 1.030 kPaGauge	1回/年	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	建家及びセル換気系(アスファルト固化処理施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	A07dPA*07.2	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	○組織改正に係る変更(職位名称の変更)						
			A07dPA*316.2: -22.9 ~ -17.1 PaGauge							A07dPA*316.2									
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。			A07dPA*316.2	負圧警報装置が-22.9 ~ -17.1 PaGauge以内で作動すること。				
建家及びセル換気系(廃溶媒処理技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	328dPA*004.2, dPA*120.2: -0.196 ~ -0.138 kPaGauge	1回/年	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	建家及びセル換気系(廃溶媒処理技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	328dPA*004.2, dPA*120.2	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第1課長)	○組織改正に係る変更(職位名称の変更)						
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。			328dPA*004.2, dPA*120.2	負圧警報装置が-0.196 ~ -0.138 kPaGauge以内で作動すること。	
建家及びセル換気系(ガラス固化技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	G07dPA*07.1: 2.581 ~ 2.713 kPaGauge	1回/年	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長(ガラス固化管理課長)	建家及びセル換気系(ガラス固化技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	G07dPA*07.1	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長(ガラス固化管理課長)	○組織改正に係る変更(職位名称の変更)						
			G07dPA*07.2: 0.560 ~ 0.618 kPaGauge							G07dPA*07.2									
			G07dPA*003.2, dPA*004.2, dPA*005.2, dPA*006.2, dPA*007.2, dPA*101.2, dPA*102.2, dPA*103.2: -0.275 ~ -0.217 kPaGauge							G07dPA*003.2, dPA*004.2, dPA*005.2, dPA*006.2, dPA*007.2, dPA*101.2, dPA*102.2, dPA*103.2									
			G07dPA*018.2, dPA*028.2, dPA*122.2, dPA*221.2, dPA*311.2: -62.8 ~ -55.0 PaGauge							G07dPA*018.2, dPA*028.2, dPA*122.2, dPA*221.2, dPA*311.2									
			G07dPA*116.2, dPA*211.2: -72.6 ~ -64.8 PaGauge							G07dPA*116.2, dPA*211.2									
			G07dPA*144.2, dPA*240.3: -0.128 ~ -0.070 kPaGauge							G07dPA*144.2, dPA*240.3									
			G07dPA*240.2: -21.6 ~ -17.8 PaGauge							G07dPA*240.2									
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月				警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。			G07dPA*240.2	負圧警報装置が-21.6 ~ -17.8 PaGauge以内で作動すること。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(11/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
建家及びセル換気系(プルトニウム転換技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	P07dPRCA ⁰⁵¹⁻¹ , dPRCA ⁰⁵⁵⁻¹ : (上限) -170.0~-130.0 PaGauge (下限) -410.0~-370.0 PaGauge	1回/年	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(転換施設課長)	建家及びセル換気系(プルトニウム転換技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	P07dPRCA ⁰⁵¹⁻¹ , dPRCA ⁰⁵⁵⁻¹	負圧警報装置(上限)が-170.0~-130.0 PaGauge 以内、負圧警報装置(下限)が-410.0~-370.0 PaGauge 以内で作動すること。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(転換施設課長)	
			P07dPICA ⁰²⁵⁻¹ , dPICA ⁰²⁷⁻¹ , dPICA ¹²⁶⁻¹ , dPICA ¹²⁸⁻¹ , dPICA ²²⁷⁻¹ , dPICA ²³⁰⁻¹ : (上限) -30.0~0.0 PaGauge (下限) -78.0~-38.0 PaGauge							P07dPICA ⁰²⁵⁻¹ , dPICA ⁰²⁷⁻¹ , dPICA ¹²⁶⁻¹ , dPICA ¹²⁸⁻¹ , dPICA ²²⁷⁻¹ , dPICA ²³⁰⁻¹				負圧警報装置(上限)が-30.0~0.0 PaGauge 以内、負圧警報装置(下限)が-78.0~-38.0 PaGauge 以内で作動すること。
建家及びセル換気系(クリプトン回収技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	K07dPA ^{002.2} , dPA ^{003A.2} , dPA ^{003B.2} , dPA ^{003C.2} , dPA ^{004.2} , dPA ^{008B.2} , dPA ^{052A.2} , dPA ^{052B.2} , dPA ^{102.2} , dPA ^{105.2} , dPA ^{150.2} , dPA ³⁰¹ : -0.078~-0.060 kPaGauge	1回/年	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)	建家及びセル換気系(クリプトン回収技術開発施設)	負圧警報装置	閉じ込めの機能	K07dPA ^{002.2} , dPA ^{003A.2} , dPA ^{003B.2} , dPA ^{003C.2} , dPA ^{004.2} , dPA ^{008B.2} , dPA ^{052A.2} , dPA ^{052B.2} , dPA ^{102.2} , dPA ^{105.2} , dPA ^{150.2} , dPA ³⁰¹	負圧警報装置が-0.078~-0.060 kPaGauge 以内で作動すること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)	
			K07dPA ^{207.2} : -32.4~-26.6 PaGauge							K07dPA ^{207.2}	負圧警報装置が-32.4~-26.6 PaGauge 以内で作動すること。			
セル等(分析所)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	107FDT144: 72.2℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(分析課長)	セル等(分析所)	温度警報装置	107FDT144	火災等による損傷の防止	温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(分析課長)	
	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	108LW ⁰²⁷ : 1.673 kPaGauge 以下	1回/年				108LW ²¹⁴ , LW ⁴⁰⁴ : 0.832 kPaGauge 以下	1回/月	漏洩検知装置	108LW ⁰²⁷			閉じ込めの機能
検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。			108LW ²¹⁴ , LW ⁴⁰⁴		漏洩検知装置が0.832 kPaGauge 以下で作動すること。									
セル等(分離精製工場)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	230FDT131.1, FDT131.2, FDT131.3, FDT131.4, FDT131.5, FDT131.6, FDT333.1, FDT333.2, FDT334.1, FDT334.2, FDT334.3: 73.6℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(前処理施設課長)	セル等(分離精製工場)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	230FDT131.1, FDT131.2, FDT131.3, FDT131.4, FDT131.5, FDT131.6, FDT333.1, FDT333.2, FDT334.1, FDT334.2, FDT334.3	温度警報装置が73.6℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(前処理施設課長)	
			230FDT1165: 72.2℃以下							230FDT1165	温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。			
セル等(分離精製工場)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	252FDT107A, 256FDT109A.1, FDT109A.2, FDT109B, 261FDT114, 265FDT015, 276FDT008: 72.2℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	セル等(分離精製工場)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	252FDT107A, 256FDT109A.1, FDT109A.2, FDT109B, 261FDT114, 265FDT015, 276FDT008	温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(化学処理施設課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。											

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後						変更理由													
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査(第196条関係) (12/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査(第195条関係) (○/○)																			
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)														
セル等 (分離精製工場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	204LW*0114: 0.250 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	セル等 (分離精製工場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が0.250 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)														
			204LW*0140: 0.834 kPaGauge 以下							漏洩検知装置が0.834 kPaGauge 以下で作動すること。																
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月						漏洩検知装置が0.688 kPaGauge 以下で作動すること。																
		204LW*001: 0.688 kPaGauge 以下	1回/年	204LW*002: 0.911 kPaGauge 以下						204LW*003: 0.530 kPaGauge 以下			204LW*005A: 0.707 kPaGauge 以下	204LW*005C: 0.926 kPaGauge 以下	204LW*006: 0.541 kPaGauge 以下	204LW*026: 0.593 kPaGauge 以下	204LW*027: 0.363 kPaGauge 以下	204FW*105D: 0.471 kPaGauge 以下	検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月						
		204LW*002: 0.911 kPaGauge 以下		204LW*003: 0.530 kPaGauge 以下						204LW*005A: 0.707 kPaGauge 以下			204LW*005C: 0.926 kPaGauge 以下	204LW*006: 0.541 kPaGauge 以下	204LW*026: 0.593 kPaGauge 以下	204LW*027: 0.363 kPaGauge 以下	204FW*105D: 0.471 kPaGauge 以下	1回/年								
		204LW*003: 0.530 kPaGauge 以下		204LW*005A: 0.707 kPaGauge 以下						204LW*005C: 0.926 kPaGauge 以下			204LW*006: 0.541 kPaGauge 以下	204LW*026: 0.593 kPaGauge 以下	204LW*027: 0.363 kPaGauge 以下	204FW*105D: 0.471 kPaGauge 以下										
		204LW*005A: 0.707 kPaGauge 以下	204LW*005C: 0.926 kPaGauge 以下	204LW*006: 0.541 kPaGauge 以下						204LW*026: 0.593 kPaGauge 以下			204LW*027: 0.363 kPaGauge 以下	204FW*105D: 0.471 kPaGauge 以下	1回/月											
		204LW*005C: 0.926 kPaGauge 以下	204LW*006: 0.541 kPaGauge 以下	204LW*026: 0.593 kPaGauge 以下						204LW*027: 0.363 kPaGauge 以下			204FW*105D: 0.471 kPaGauge 以下	1回/月												
		204LW*006: 0.541 kPaGauge 以下	1回/年	204LW*026: 0.593 kPaGauge 以下						1回/年			系統除染が完了するまで		施設管理部長 (化学処理施設課長)	204LW*008: 1.083 kPaGauge 以下	204LW*015.1: 0.577 kPaGauge 以下	204LW*015.2: 0.888 kPaGauge 以下	204LW*023: 0.922 kPaGauge 以下	204LW*025B: 0.334 kPaGauge 以下	204LW*107A: 0.284 kPaGauge 以下	204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下	204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。
		204LW*008: 1.083 kPaGauge 以下		204LW*015.1: 0.577 kPaGauge 以下										204LW*015.2: 0.888 kPaGauge 以下		204LW*023: 0.922 kPaGauge 以下	204LW*025B: 0.334 kPaGauge 以下	204LW*107A: 0.284 kPaGauge 以下	204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下	204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月			
		204LW*015.1: 0.577 kPaGauge 以下	204LW*015.2: 0.888 kPaGauge 以下	204LW*023: 0.922 kPaGauge 以下						204LW*025B: 0.334 kPaGauge 以下			204LW*107A: 0.284 kPaGauge 以下	204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下	204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月								
		204LW*015.2: 0.888 kPaGauge 以下	204LW*023: 0.922 kPaGauge 以下	204LW*025B: 0.334 kPaGauge 以下						204LW*107A: 0.284 kPaGauge 以下			204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下	204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月									
		204LW*023: 0.922 kPaGauge 以下	204LW*025B: 0.334 kPaGauge 以下	204LW*107A: 0.284 kPaGauge 以下						204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下			204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月										
		204LW*025B: 0.334 kPaGauge 以下	204LW*107A: 0.284 kPaGauge 以下	204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下						204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下			204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月											
	204LW*107A: 0.284 kPaGauge 以下	204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下	204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月																				
	204LW*109A.2: 0.621 kPaGauge 以下	204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月																					
	204LW*109B: 0.421 kPaGauge 以下	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月																						
	204LW*114: 0.371 kPaGauge 以下	204FW*125B: 0.513 kPaGauge 以下	1回/月																							
	204FW*105D: 0.471 kPaGauge 以下	1回/月																								
	検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		1回/月																							
	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月																								

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後						変更理由											
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査 (第196条関係) (13/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査 (第195条関係) (〇/〇)																	
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)												
セル等 (分離精製工場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	254LW*17.1: 0.432 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	セル等 (分離精製工場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	254LW*17.1	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	漏洩検知装置が 0.432 kPaGauge 以下で作動すること。											
			256LW*17.1: 0.451 kPaGauge 以下							256LW*17.1			漏洩検知装置が 0.451 kPaGauge 以下で作動すること。											
262LW*13.1: 0.272 kPaGauge 以下	262LW*13.1		漏洩検知装置が 0.272 kPaGauge 以下で作動すること。																					
204LW*041: 0.800 kPaGauge 以下	204LW*041		漏洩検知装置が 0.800 kPaGauge 以下で作動すること。																					
検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。																								
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月																							
セル等 (分離精製工場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	204LW*005B: 0.828 kPaGauge 以下	1回/年						系統除染が完了するまで			施設管理部長 (化学処理施設課長)	セル等 (分離精製工場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	204LW*005B	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	漏洩検知装置が 0.828 kPaGauge 以下で作動すること。				
			204LW*016: 0.403 kPaGauge 以下														204LW*016			漏洩検知装置が 0.403 kPaGauge 以下で作動すること。				
			204LW*017: 0.341 kPaGauge 以下														204LW*017			漏洩検知装置が 0.341 kPaGauge 以下で作動すること。				
			204LW*018: 0.517 kPaGauge 以下														204FW*018			漏洩検知装置が 0.517 kPaGauge 以下で作動すること。				
			204LW*019: 0.387 kPaGauge 以下														204LW*019			漏洩検知装置が 0.387 kPaGauge 以下で作動すること。				
			204LW*020: 0.832 kPaGauge 以下														204LW*020			漏洩検知装置が 0.832 kPaGauge 以下で作動すること。				
			204LW*022: 0.383 kPaGauge 以下		204LW*022	漏洩検知装置が 0.383 kPaGauge 以下で作動すること。																		
			204LW*028: 0.741 kPaGauge 以下		204LW*028	漏洩検知装置が 0.741 kPaGauge 以下で作動すること。																		
			204LW*029: 0.692 kPaGauge 以下		204LW*029	漏洩検知装置が 0.692 kPaGauge 以下で作動すること。																		
			204LW*030: 0.334 kPaGauge 以下		204LW*030	漏洩検知装置が 0.334 kPaGauge 以下で作動すること。																		
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。																					
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。		1回/月																			
			セル等 (ウラン脱硝施設)		漏洩検知装置	閉じ込めの機能	264LW*30.3, LW*31.3: 0.499 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで		施設管理部長 (化学処理施設課長)	セル等 (ウラン脱硝施設)					漏洩検知装置			閉じ込めの機能	264LW*30.3, LW*31.3	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	漏洩検知装置が 0.499 kPaGauge 以下で作動すること。
							264LW*32.3, LW*33.3: 0.509 kPaGauge 以下														264LW*32.3, LW*33.3			漏洩検知装置が 0.509 kPaGauge 以下で作動すること。
検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。																								
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月																							

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査(第196条関係) (14/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査(第195条関係) (〇/〇)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)		
セル等 (高放射性廃液貯蔵場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	272LA*001, LA*003, LA*008: 0.627 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	セル等 (高放射性廃液貯蔵場)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	272LA*001, LA*003, LA*008	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)		
			272LA*002: 0.931 kPaGauge 以下							272LA*002				
			272LA*004, LA*005, LA*006, LA*007, LA*009, LA*010, LA*011, FA*201, FA*202: 0.735 kPaGauge 以下							272LA*004, LA*005, LA*006, LA*007, LA*009, LA*010, LA*011, FA*201, FA*202				
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。											
			1回/月					1回/月						
セル等 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	532FDT031, FDT032: 64.4 °C以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)	セル等 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	532FDT031, FDT032	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)		
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	温度警報装置が64.4 °C以下で作動すること。										
セル等 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	533LA*001, LA*002: 1.029 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)	セル等 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	533LA*001, LA*002	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)		
			533LA*151: 0.529 kPaGauge 以下							533LA*151				
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							漏洩検知装置が1.029 kPaGauge 以下で作動すること。 漏洩検知装置が0.529 kPaGauge 以下で作動すること。				
セル等 (アスファルト固化体貯蔵施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	537FDT051, FDT052, FDT151, FDT152: 72.0 °C以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)	セル等 (アスファルト固化体貯蔵施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	537FDT051, FDT052, FDT151, FDT152	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)		
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	温度警報装置が72.0 °C以下で作動すること。										
セル等 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	538FDT053, FDT054.1, FDT054.2, FDT253: 72.4 °C以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)	セル等 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	538FDT053, FDT054.1, FDT054.2, FDT253	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)		
			538FDT051.1, FDT051.2, FDT051.3, FDT051.4, FDT051.5, FDT051.6, FDT051.7, FDT051.8, FDT051.9, FDT051.10, FDT051.11, FDT051.12, FDT151.1, FDT151.2, FDT151.3, FDT151.4, FDT151.5, FDT151.6, FDT151.7, FDT151.8, FDT151.9, FDT151.10, FDT151.11, FDT151.12, FDT251.1, FDT251.2, FDT251.3, FDT251.4, FDT251.5, FDT251.6, FDT251.7, FDT251.8, FDT251.9, FDT251.10, FDT251.11, FDT251.12: 72.0 °C以下							538FDT051.1, FDT051.2, FDT051.3, FDT051.4, FDT051.5, FDT051.6, FDT051.7, FDT051.8, FDT051.9, FDT051.10, FDT051.11, FDT051.12, FDT151.1, FDT151.2, FDT151.3, FDT151.4, FDT151.5, FDT151.6, FDT151.7, FDT151.8, FDT151.9, FDT151.10, FDT151.11, FDT151.12, FDT251.1, FDT251.2, FDT251.3, FDT251.4, FDT251.5, FDT251.6, FDT251.7, FDT251.8, FDT251.9, FDT251.10, FDT251.11, FDT251.12				
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							温度警報装置が72.4 °C以下で作動すること。 温度警報装置が72.0 °C以下で作動すること。				

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査(第196条関係) (15/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査(第195条関係) (〇/〇)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)		
セル等 (アスファルト固化処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	A08LW*050, LW*251, LW*352: 0.514 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)	セル等 (アスファルト固化処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	A08LW*050, LW*251, LW*352	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (環境管理課長)		
			A08LW*051, LW*052, LW*055, LW*056: 1.009 kPaGauge 以下							A08LW*051, LW*052, LW*055, LW*056				
セル等 (廃棄物処理場)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	318FDT022, FDT023: 73.5℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (廃棄物処理場)	温度警報装置	318FDT022, FDT023	火災等による損傷の防止	温度警報装置が73.5℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	
	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	308LA*11A, LA*11B, LA*11C: 0.156 kPaGauge 以下	1回/年				308LA*11A, LA*11B, LA*11C	漏洩検知装置が0.156 kPaGauge以下で作動すること。					
セル等 (第二低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	308LA*20.2, LA*21.2: 0.422 kPaGauge 以下	1回/月	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第二低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	308LA*20.2, LA*21.2	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)		
			308LA*22.2: 0.284 kPaGauge 以下							308LA*22.2			漏洩検知装置が0.422 kPaGauge以下で作動すること。	
セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	308LA*50, LA*51: 0.242 kPaGauge 以下	1回/月	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	308LA*50, LA*51	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)		
			308FW*30, FW*31, FW*32: 0.530 kPaGauge 以下							308FW*30, FW*31, FW*32			漏洩検知装置が0.530 kPaGauge以下で作動すること。	
セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	308FW*33: 0.579 kPaGauge 以下	1回/月	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	308FW*33	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)		
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。							322LW*200			漏洩検知装置が0.579 kPaGauge以下で作動すること。	
セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	322LW*201	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)		
			322LW*200: 0.446 kPaGauge 以下							322LW*201			漏洩検知装置が0.446 kPaGauge以下で作動すること。	
セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	322LW*201: 0.068 kPaGauge 以下	1回/月	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	331LA*001	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)		
			331LA*001:接点短絡で作動							327TA*120			漏洩検知装置が接点短絡で作動すること。	
セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	327TA*120: 72.2℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	温度警報装置	327TA*120	火災等による損傷の防止	温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	
	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	326FW*70: 0.960 kPaGauge 以下	1回/年				326FW*70	漏洩検知装置が0.960 kPaGauge以下で作動すること。					
セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	326FW*120: 0.558 kPaGauge 以下	1回/月	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	326FW*120	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)		
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。							326FW*120			漏洩検知装置が0.558 kPaGauge以下で作動すること。	
セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	326FW*120	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)		
			326FW*70: 0.960 kPaGauge 以下							326FW*120			漏洩検知装置が0.960 kPaGauge以下で作動すること。	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由							
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(16/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)														
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)									
セル等 (廃溶媒貯蔵場)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	333FDT020, FDT021, FDT022, FDT023: 72.2℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)	セル等 (廃溶媒貯蔵場)	温度警報装置	333FDT020, FDT021, FDT022, FDT023	火災等による損傷の防止	温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第1課長)								
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月																	
	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	333LA*20.4: 0.362 kPaGauge 以下	1回/年				333LA*20.4	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が0.362 kPaGauge 以下で作動すること。	333LA*21.4: 0.411 kPaGauge 以下			333LA*21.4	漏洩検知装置が0.411 kPaGauge 以下で作動すること。	333LA*22.4: 0.509 kPaGauge 以下	333LA*22.4	漏洩検知装置が0.509 kPaGauge 以下で作動すること。	333LA*23.4: 0.411 kPaGauge 以下	333LA*23.4	漏洩検知装置が0.411 kPaGauge 以下で作動すること。
			333FA*100a: 0.430 kPaGauge 以下					333FA*100a		漏洩検知装置が0.430 kPaGauge 以下で作動すること。											
			333FA*100b: 0.442 kPaGauge 以下					333FA*100b		漏洩検知装置が0.442 kPaGauge 以下で作動すること。											
			333FA*126a: 0.489 kPaGauge 以下					333FA*126a		漏洩検知装置が0.489 kPaGauge 以下で作動すること。											
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。																		
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。					1回/月													
セル等 (スラッジ貯蔵場)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	333FDT031, FDT032: 72.2℃以下	1回/年		セル等 (スラッジ貯蔵場)	温度警報装置	333FDT031, FDT032	火災等による損傷の防止	温度警報装置が72.2℃以下で作動すること。											
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月																	
漏洩検知装置	閉じ込めの機能	検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。	333LA*031, LA*032: 1.019 kPaGauge 以下	1回/年		セル等 (スラッジ貯蔵場)	漏洩検知装置	333LA*031, LA*032	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が1.019 kPaGauge 以下で作動すること。											
			332LW*12: 0.479 kPaGauge 以下		332LW*12					漏洩検知装置が0.479 kPaGauge 以下で作動すること。											
セル等 (放出廃液油分除去施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	350FW*011: 1.519 kPaGauge 以下	1回/年		セル等 (放出廃液油分除去施設)	漏洩検知装置	350FW*011	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が1.519 kPaGauge 以下で作動すること。											
			350FW*115, FW*116, FW*117: 0.509 kPaGauge 以下		350FW*115, FW*116, FW*117					漏洩検知装置が0.509 kPaGauge 以下で作動すること。											
セル等 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	S04LA*002, LA*003, LA*004: 0.530 kPaGauge 以下	1回/年		セル等 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	漏洩検知装置	S04LA*002, LA*003, LA*004	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が0.530 kPaGauge 以下で作動すること。											
			S71LA*20.2: 0.397 kPaGauge 以下		S71LA*20.2					漏洩検知装置が0.397 kPaGauge 以下で作動すること。											
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。																		
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月																	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後						変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査 (第196条関係) (17/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査 (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
セル等 (廃溶媒処理技術開発施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	328FDT001, FDT002, FDT003, FDT005, FDT006, FDT007, FDT021, FDT120: 71.7℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	セル等 (廃溶媒処理技術開発施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	温度警報装置が71.7℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	
	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	328LA*001, LA*002, LA*003, LA*004, LA*005, LA*006, LA*007, LW*020a, LW*020b, LW*020c, LW*020d, LW*020e, LW*020f, LW*021, LW*046, LW*051, LW*052, LW*053, LW*054, LW*055, LW*057, LW*120a, LW*902, LW*903: 0.627 kPaGauge 以下	1回/年				漏洩検知装置が0.627 kPaGauge 以下で作動すること。					
セル等 (ガラス固化技術開発施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	G04LA*001a: 0.328 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)	セル等 (ガラス固化技術開発施設)	G04LA*001a	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が0.328 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)	
			G04LA*001b: 0.345 kPaGauge 以下					G04LA*001b		漏洩検知装置が0.345 kPaGauge 以下で作動すること。			
			G04LA*003: 0.382 kPaGauge 以下					G04LA*003		漏洩検知装置が0.382 kPaGauge 以下で作動すること。			
			G04LA*004: 0.299 kPaGauge 以下					G04LA*004		漏洩検知装置が0.299 kPaGauge 以下で作動すること。			
			G04LA*005: 0.309 kPaGauge 以下					G04LA*005		漏洩検知装置が0.309 kPaGauge 以下で作動すること。			
			G04LA*006: 0.373 kPaGauge 以下					G04LA*006		漏洩検知装置が0.373 kPaGauge 以下で作動すること。			
			G04LA*007: 0.349 kPaGauge 以下					G04LA*007		漏洩検知装置が0.349 kPaGauge 以下で作動すること。			
			G04LA*102: 0.505 kPaGauge 以下					G04LA*102		漏洩検知装置が0.505 kPaGauge 以下で作動すること。			
			G04LA*013, LA*014, LA*015, LA*016, LA*026: 接点短絡で作動					G04LA*013, LA*014, LA*015, LA*016, LA*026		漏洩検知装置が接点短絡で作動すること。			
			検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。										
警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月												

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後						変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査 (第196条関係) (18/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査 (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
セル等 (プルトニウム転換技術開発施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	P07TRA*051-1, TRA*052-1, TRA*053-1, TRA*054-1, TRA*055-1: 74.1℃以下 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	セル等 (プルトニウム転換技術開発施設)	温度警報装置	火災等による損傷の防止	温度警報装置が 74.1℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	
	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	P11LW*11-4, LW*12-4, P12LW*11-4, LW*12-3, P75LW*11-4: 0.931 kPaGauge 以下 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月				漏洩検知装置	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.931 kPaGauge 以下で作動すること。			
セル等 (クリプトン回収技術開発施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	K75LW*58.3: 0.514 kPaGauge 以下 検知する設備の健全性が定期的な点検等により維持されていること。 警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/年 1回/月	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	セル等 (クリプトン回収技術開発施設)	漏洩検知装置	閉じ込めの機能	漏洩検知装置が 0.514 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	
非常電源	非常用発電機 (ユーティリティ施設、中間開閉所、第二中間開閉所、ガラス固化技術開発施設)	保安電源設備	(1) 商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧 (6.6 kV±3.5%)・周波数 (50 Hz±5%) を確立し、給電状態となること。 (2) 商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。 非常用発電機の運転による作動状態が以下であること。 電圧: 6.6 kV±3.5% 周波数: 50 Hz±5%	1回/年 1回/月	各建家の管理区域解除まで	工務技術部長 (運転課長)	非常電源	非常用発電機 (ユーティリティ施設、中間開閉所、第二中間開閉所、ガラス固化技術開発施設)	保安電源設備	・商用電源停電から 20 秒以内に所定の電圧 (6.6 kV ± 3.5%)・周波数 (50 Hz±5%) を確立し、給電状態となること。 ・商用電源復電後、正常に非常用発電機電源から商用電源に移行すること。	各建家の管理区域解除まで	工務技術部長 (運転課長)	
	無停電電源装置 (分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、廃溶媒処理技術開発施設、ウラン脱硝施設)	保安電源設備	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 100±2 V 周波数: 50±1.0 Hz	1回/年 1回/月				無停電電源装置 (分析所、第三低放射性廃液蒸発処理施設、廃溶媒処理技術開発施設、ウラン脱硝施設)	保安電源設備	・停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧: 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz			
	無停電電源装置 (焼却施設、高放射性廃液貯蔵場)	保安電源設備	停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 100±5 V 周波数: 50±1.0 Hz	1回/年 1回/月	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第2課長)	非常電源	無停電電源装置 (焼却施設、高放射性廃液貯蔵場)	保安電源設備	・停電切替作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧: 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設管理課長)	

○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由																																																																				
<p>第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(19/21)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>対象装置</th> <th>要求される機能</th> <th>判定基準</th> <th>検査頻度</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長(担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常用電源</td> <td rowspan="2">無停電電源装置 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz</td> <td>1回/年</td> <td rowspan="5">各建家の管理区域解除まで</td> <td rowspan="5">施設管理部長(施設保全第2課長)</td> </tr> <tr> <td>インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 100±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無停電電源装置 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 105±1.6 V 周波数 : 50±1.0 Hz</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無停電電源装置 (プルトニウム転換技術開発施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 103±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無停電電源装置 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz</td> <td>1回/年</td> </tr> <tr> <td>インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 105±1.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz</td> <td>1回/月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無停電電源装置 (クリプトン回収技術開発施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz</td> <td>1回/年</td> <td rowspan="2">クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td rowspan="2">施設管理部長(前処理施設課長)</td> </tr> <tr> <td>インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 103±3.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz</td> <td>1回/月</td> </tr> </tbody> </table>							対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	非常用電源	無停電電源装置 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第2課長)	インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 100±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月	無停電電源装置 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年	インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 105±1.6 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月	無停電電源装置 (プルトニウム転換技術開発施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年	インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 103±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月	無停電電源装置 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年	インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 105±1.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月	無停電電源装置 (クリプトン回収技術開発施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	1回/年	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)	インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 103±3.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月	<p>第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(○/○)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th> <th>対象装置</th> <th>要求される機能</th> <th>性能</th> <th>維持すべき期間</th> <th>担当部長(担当課長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">非常用電源</td> <td rowspan="2">無停電電源装置 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz</td> <td rowspan="5">各建家の管理区域解除まで</td> <td rowspan="5">施設管理部長(施設管理課長)</td> </tr> <tr> <td>無停電電源装置 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)</td> <td>保安電源設備</td> <td>・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無停電電源装置 (プルトニウム転換技術開発施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz</td> </tr> <tr> <td>無停電電源装置 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)</td> <td>保安電源設備</td> <td>・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無停電電源装置 (クリプトン回収技術開発施設)</td> <td rowspan="2">保安電源設備</td> <td>・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz</td> <td rowspan="2">クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで</td> <td rowspan="2">施設管理部長(前処理施設課長)</td> </tr> </tbody> </table>							対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	非常用電源	無停電電源装置 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長(施設管理課長)	無停電電源装置 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	無停電電源装置 (プルトニウム転換技術開発施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	無停電電源装置 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	無停電電源装置 (クリプトン回収技術開発施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)	<p>○組織改正に係る変更 (施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)</p>
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)																																																																												
非常用電源	無停電電源装置 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長(施設保全第2課長)																																																																												
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 100±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月																																																																														
	無停電電源装置 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年																																																																														
			インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 105±1.6 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月																																																																														
	無停電電源装置 (プルトニウム転換技術開発施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年																																																																														
インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 103±1.5 V 周波数 : 50±1.0 Hz			1回/月																																																																															
無停電電源装置 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 100±10 V 周波数 50±1.0 Hz	1回/年																																																																															
		インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 105±1.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月																																																																															
無停電電源装置 (クリプトン回収技術開発施設)	保安電源設備	停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	1回/年	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)																																																																													
		インバータの出力電圧及び周波数が以下のとおりであること。 出力電圧: 103±3.0 V 周波数 : 50±1.0 Hz	1回/月																																																																															
対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)																																																																													
非常用電源	無停電電源装置 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設、ガラス固化技術開発施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長(施設管理課長)																																																																													
			無停電電源装置 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)			保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz																																																																											
	無停電電源装置 (プルトニウム転換技術開発施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz																																																																															
			無停電電源装置 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)			保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz																																																																											
	無停電電源装置 (クリプトン回収技術開発施設)	保安電源設備	・停電切換作動試験時の負荷側への給電状態が以下のとおりであること。 電圧 : 100±10 V 周波数: 50±1.0 Hz			クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長(前処理施設課長)																																																																											

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)							改正後						変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る施設定期自主検査 (第196条関係) (20/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設 (警報装置等) に係る定期事業者検査 (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
冷却水設備 (ユーティリティ施設)	圧力下限警報装置	その他 (冷却機能)	583PIA 140.3: 272 kPaGauge 以上	1回/年			冷却水設備 (ユーティリティ施設)	圧力下限警報装置	その他 (冷却機能)	圧力下限警報装置が 272 kPaGauge 以上で作動すること。		施設管理部長 (施設保全課長)	
			583PA 140.4: 284 kPaGauge 以上							圧力下限警報装置が 284 kPaGauge 以上で作動すること。			
圧縮空気設備 (ユーティリティ施設)	圧力下限警報装置	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能)	586PIA 431.7, 586PIA 432.7: 485 kPaGauge 以上	1回/年	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	圧縮空気設備 (ユーティリティ施設)	圧力下限警報装置	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能)	圧力下限警報装置が 485 kPaGauge 以上で作動すること。	各建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	
			586PA 431.8, 586PA 432.8: 495 kPaGauge 以上							圧力下限警報装置が 495 kPaGauge 以上で作動すること。			
圧空貯槽 (272V603)	圧力下限警報装置	計測制御系統施設	272PA 603.2: 671.7 kPaGauge 以上	1回/年			圧空貯槽 (272V603)	圧力下限警報装置	計測制御系統施設	圧力下限警報装置が 671.7 kPaGauge 以上で作動すること。			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月			
槽 (328V10, V11, V20, V21, V22, V23, V24, V25, V30, V31, V32, V40, V41, V47)	温度記録上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	328TRP*10, TRP*11, TRP*20, TRP*21, TRP*22, TRP*23, TRP*24, TRP*25, TRP*30, TRP*31, TRP*32, TRP*40, TRP*41, TRP*47: 55.3 °C以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	槽 (328V10, V11, V20, V21, V22, V23, V24, V25, V30, V31, V32, V40, V41, V47)	温度記録上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	温度記録上限緊急操作装置が 55.3 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月			
固化セル (ガラス固化技術開発施設)	圧力上限緊急操作装置	安全保護回路	G43PP*001.7: -0.040 kPaGauge 以下	1回/年	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	固化セル (ガラス固化技術開発施設)	圧力上限緊急操作装置	安全保護回路	圧力上限緊急操作装置が-0.040 kPaGauge 以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月			
焙焼還元炉 (プルトニウム転換技術開発施設)	温度上限緊急操作装置	安全保護回路	P14TP*14-1, TP*14-2, TP*14-3: 温度制限値 850 °C以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	焙焼還元炉 (プルトニウム転換技術開発施設)	温度上限緊急操作装置	安全保護回路	温度上限緊急操作装置が温度制限値 850 °C以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月			
焙焼還元炉 (プルトニウム転換技術開発施設)	流量下限緊急操作装置	安全保護回路	P14FP*14-1, FP*14-2: 0.7 m³/h 以上	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	焙焼還元炉 (プルトニウム転換技術開発施設)	流量下限緊急操作装置	安全保護回路	流量下限緊急操作装置が 0.7 m³/h 以上で作動すること。			
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。							1回/月			

〇組織改正に係る変更 (職位名称の変更)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)							改 正 後							変更理由
第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る施設定期自主検査(第196条関係)(21/21)							第Ⅲ-19表 性能維持施設(警報装置等)に係る定期事業者検査(第195条関係)(〇/〇)							
対象機器	対象装置	要求される機能	判定基準	検査頻度	維持すべき期間	担当部長(担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長(担当課長)		
窒素水素混合ガス供給系(プルトニウム転換技術開発施設)	水素濃度上限緊急操作装置	安全保護回路	P86H ₂ P*43-1: 水素濃度制限値6%(容積)以下	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長(転換施設課長)	窒素水素混合ガス供給系(プルトニウム転換技術開発施設)	水素濃度上限緊急操作装置	P86H ₂ P*43-1	安全保護回路	水素濃度上限緊急操作装置が水素濃度制限値6%(容積)以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長(転換施設課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
	水素濃度上限警報上限操作装置	火災等による損傷の防止	P86H ₂ RA*0*43-2: 水素濃度制限値6%(容積)以下	1回/年				水素濃度上限警報上限操作装置が水素濃度制限値6%(容積)以下で作動すること。	1回/月					
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
廃液蒸発缶(プルトニウム転換技術開発施設)	温度上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	P71TP*23-1: 132℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第2課長)	廃液蒸発缶(プルトニウム転換技術開発施設)	温度上限緊急操作装置	P71TP*23-1	火災等による損傷の防止	温度上限緊急操作装置が132℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第2課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
	圧力上限緊急操作装置	火災等による損傷の防止	P71PP*23-1: 15.10 kPaGauge以下	1回/年				圧力上限緊急操作装置が15.10 kPaGauge以下で作動すること。	1回/月					
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
焼却灰受槽(焼却施設)	温度上限操作装置	火災等による損傷の防止	342TI0*33.1: 55.5℃以下	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第2課長)	焼却灰受槽(焼却施設)	温度上限操作装置	342TI0*33.1	火災等による損傷の防止	温度上限操作装置が55.5℃以下で作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長(処理第2課長)	
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										
その他の主要な設備	臨界警報装置	核燃料物質の臨界防止	ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検出器3基のうち、2基以上の検知で作動すること。	1回/年	系統除染が完了するまで	放射線管理部長(線量計測課長)	その他の主要な設備	臨界警報装置	核燃料物質の臨界防止	ガンマ線又は中性子線を模擬した入力を与え、検出器3基のうち、2基以上の検知で作動すること。	系統除染が完了するまで	放射線管理部長(線量計測課長)		
			警報又は表示のテストスイッチにより、警報が発報、点滅又は点灯すること。	1回/月										

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)						改正後						変更理由
第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第196条関係) (1/7)						第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対象装置	要求される機能	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対象装置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
溶解槽	温度計 (242TR10.1, TR10.2, TR11.1, TR11.2, TR12.1, TR12.2)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	溶解槽	温度計 (242TR10.1, TR10.2, TR11.1, TR11.2, TR12.1, TR12.2)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	
	圧力計 (242PR10, PR11, PR12, dPR10.1, dPR11.1, dPR12.1)		1回/年				圧力計 (242PR10, PR11, PR12, dPR10.1, dPR11.1, dPR12.1)					
溶解槽溶液受槽	密度計(243DR0*10)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			溶解槽溶液受槽	密度計(243DR0*10)	計測制御系統施設 (測定機能)				
抽出器	流量計 (252FIC11.3, 253FIC10.5, 254FRC18.1-1, FRC18.1-2, FR18.5, 255FIC14.4, FIC16.3, FRC125, FRC126, FIC1505.3, FIC1507.2, FIC1508.2, FIC1510.2, 256FRC18.1-1, FRC18.1-2, FRC18.3-1, FRC18.3-2, FRC18.5, FRC18.7, FR18.11, FR18.12, 261FIC13.4, FIC15.4, FRC124, FIC1312.2, 262FRC14.2-1, FRC14.2-2, FR14.4, 265FRC164, FIC2207, FIC2211, FIC2209)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			抽出器	流量計 (252FIC11.3, 253FIC10.5, 254FRC18.1-1, FRC18.1-2, FR18.5, 255FIC14.4, FIC16.3, FRC125, FRC126, FIC1505.3, FIC1507.2, FIC1508.2, FIC1510.2, 256FRC18.1-1, FRC18.1-2, FRC18.3-1, FRC18.3-2, FRC18.5, FRC18.7, FR18.11, FR18.12, 261FIC13.4, FIC15.4, FRC124, FIC1312.2, 262FRC14.2-1, FRC14.2-2, FR14.4, 265FRC164, FIC2207, FIC2211, FIC2209)	計測制御系統施設 (測定機能)				
第1スクラブ調整槽	密度計(201DIRO*13)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			第1スクラブ調整槽	密度計(201DIRO*13)	計測制御系統施設 (測定機能)				
第3スクラブ調整槽	電導度計(201CIRO*16)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			第3スクラブ調整槽	電導度計(201CIRO*16)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	
第2ストリップ調整槽	電導度計(201CIRO*20)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			第2ストリップ調整槽	電導度計(201CIRO*20)	計測制御系統施設 (測定機能)				
第3ストリップ調整槽	電導度計(201CIRO*21)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			第3ストリップ調整槽	電導度計(201CIRO*21)	計測制御系統施設 (測定機能)				
プルトニウム溶液蒸発缶	温度計 (266TRP*20.4, TRA*20.1, TR20.2, TR20.3)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			プルトニウム溶液蒸発缶	温度計 (266TRP*20.4, TRA*20.1, TR20.2, TR20.3)	計測制御系統施設 (測定機能)				
	圧力計 (266PR20.1, PRC20.4, PIC20.2)		1回/年	圧力計 (266PR20.1, PRC20.4, PIC20.2)								
ドレン受槽 (266V41)	液位計 (266LIR41.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			ドレン受槽 (266V41)	液位計 (266LIR41.1)	計測制御系統施設 (測定機能)				
ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度計 (263TIRP*12.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			ウラン溶液蒸発缶 (第1段)	温度計 (263TIRP*12.1)	計測制御系統施設 (測定機能)				
	圧力計 (263PI12.1)		1回/年	圧力計 (263PI12.1)								
	流量計 (263FRC104)		1回/年	流量計 (263FRC104)								

○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準第4第19項)(関連:再処理規則第7条の12:廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)
○再処理規則(第11条:再処理施設の施設管理)の改正に伴い、第183条の2(再処理施設の施設管理実施計画)において点検内容等を定めて実施するため、性能欄を追加し、検査頻度欄を削除する。以下、第Ⅲ-20表において同様。

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第196条関係) (2/7)						第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対 象 装 置	要求される機能	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対 象 装 置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
脱 硝 塔 (ウラン脱硝施設)	温 度 計 (264TR42.1, TR42.2.1, TR42.4.1, TR42.5.1, TR42.6, TR42.7, TR42.8, TR43.1, TR43.2.1, TR43.4.1, TR43.5.1, TR43.6, TR43.7, TR43.8, TIRC42.2.2, TIRC42.5.2, TIRC43.2.2, TIRC43.5.2, TRW [±] 42.3, TRW [±] 42.4.3, TRW [±] 43.3, TRW [±] 43.4.3, TIC42.4.2, TIC43.4.2)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			脱 硝 塔 (ウラン脱硝施設)	温 度 計 (264TR42.1, TR42.2.1, TR42.4.1, TR42.5.1, TR42.6, TR42.7, TR42.8, TR43.1, TR43.2.1, TR43.4.1, TR43.5.1, TR43.6, TR43.7, TR43.8, TIRC42.2.2, TIRC42.5.2, TIRC43.2.2, TIRC43.5.2, TRW [±] 42.3, TRW [±] 42.4.3, TRW [±] 43.3, TRW [±] 43.4.3, TIC42.4.2, TIC43.4.2)	計測制御系統施設 (測定機能)				施設管理部長 (化学処理施設課長)
	圧 力 計 (264PR42.1, PR42.2.1, PR43.1, PR43.2.1, dPR42.1.1, dPR42.2, dPR42.3.1, dPR43.1.1, dPR43.2, dPR43.3.1)		1回/年									
U N H 受 槽	密 度 計(263DIO*30, DIO*31)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			U N H 受 槽	密 度 計(263DIO*30, DIO*31)	計測制御系統施設 (測定機能)				
	ウラン濃縮度モニタ(263URO*30)		1回/年									
溶 解 槽 (ウラン脱硝施設)	温 度 計(264TIC75.1, TI75.2)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	溶 解 槽 (ウラン脱硝施設)	温 度 計(264TIC75.1, TI75.2)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	
	圧 力 計(264PI75.1)		1回/年									
	密 度 計(264DR75.1, DI75.2)		1回/年									
溶解液受槽 (ウラン脱硝施設)	密 度 計(264DIO*76.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			溶解液受槽 (ウラン脱硝施設)	密 度 計(264DIO*76.1)	計測制御系統施設 (測定機能)				
酸回収蒸発缶	温 度 計 (273TIC30.1, TR30.2, TR30.3, TIA*30.3)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			酸回収蒸発缶	温 度 計 (273TIC30.1, TR30.2, TR30.3, TIA*30.3)	計測制御系統施設 (測定機能)				
	圧 力 計(273PR30, dPR30.1)		1回/年									
高放射性廃液中間貯槽	液 位 計(252LR13.1, LR14.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			高放射性廃液中間貯槽	液 位 計(252LR13.1, LR14.1)	計測制御系統施設 (測定機能)				
高放射性廃液蒸発缶	温 度 計 (271TR20.1.1, TR20.1.2, TR20.2.1, TR20.2.2)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			高放射性廃液蒸発缶	温 度 計 (271TR20.1.1, TR20.1.2, TR20.2.1, TR20.2.2)	計測制御系統施設 (測定機能)				
	圧 力 計 (271PRC20.1, PRW*20.2, PIC10.5)		1回/年									
	液 位 計(271LRC20.1)		1回/年									
	密 度 計(271DR20)		1回/年									
	電 導 度 計(271CR12)		1回/年									
	γ 線 計(271γRA*22)		1回/年									

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第196条関係) (3/7)						第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第195条関係) (○/○)						
対象機器	対 象 装 置	要求される機能	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対 象 装 置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
高放射性廃液貯槽	温度計 (272TRA ⁺ 12.1-1, TRA ⁺ 12.1-2, TRA ⁺ 12.1-3, TRA ⁺ 12.1-4, TR12.2, TRW ⁺ 12.3, TRA ⁺ 14.1-1, TRA ⁺ 14.1-2, TRA ⁺ 14.1-3, TRA ⁺ 14.1-4, TR14.2, TRW ⁺ 14.3, TRA ⁺ 16.1-1, TRA ⁺ 16.1-2, TRA ⁺ 16.1-3, TRA ⁺ 16.1-4, TR16.2, TRW ⁺ 16.3, TRA ⁺ 18.1-1, TRA ⁺ 18.1-2, TRA ⁺ 18.1-3, TRA ⁺ 18.1-4, TR18.2, TRW ⁺ 18.3, TRA ⁺ 31.1, TRA ⁺ 31.2-1, TRA ⁺ 31.2-2, TRA ⁺ 31.2-3, TRA ⁺ 31.2-4, TRA ⁺ 31.3-1, TRA ⁺ 31.3-2, TRA ⁺ 31.3-3, TRA ⁺ 31.3-4, TRA ⁺ 31.3-5, TRA ⁺ 32.1, TRA ⁺ 32.2-1, TRA ⁺ 32.2-2, TRA ⁺ 32.2-3, TRA ⁺ 32.2-4, TRA ⁺ 32.3-1, TRA ⁺ 32.3-2, TRA ⁺ 32.3-3, TRA ⁺ 32.3-4, TRA ⁺ 32.3-5, TRA ⁺ 33.1, TRA ⁺ 33.2-1, TRA ⁺ 33.2-2, TRA ⁺ 33.2-3, TRA ⁺ 33.2-4, TRA ⁺ 33.3-1, TRA ⁺ 33.3-2, TRA ⁺ 33.3-3, TRA ⁺ 33.3-4, TRA ⁺ 33.3-5, TRA ⁺ 34.1, TRA ⁺ 34.2-1, TRA ⁺ 34.2-2, TRA ⁺ 34.2-3, TRA ⁺ 34.2-4, TRA ⁺ 34.3-1, TRA ⁺ 34.3-2, TRA ⁺ 34.3-3, TRA ⁺ 34.3-4, TRA ⁺ 34.3-5, TRA ⁺ 35.1, TRA ⁺ 35.2-1, TRA ⁺ 35.2-2, TRA ⁺ 35.2-3, TRA ⁺ 35.2-4, TRA ⁺ 35.3-1, TRA ⁺ 35.3-2, TRA ⁺ 35.3-3, TRA ⁺ 35.3-4, TRA ⁺ 35.3-5, TRA ⁺ 36.1, TRA ⁺ 36.2-1, TRA ⁺ 36.2-2, TRA ⁺ 36.2-3, TRA ⁺ 36.2-4, TRA ⁺ 36.3-1, TRA ⁺ 36.3-2, TRA ⁺ 36.3-3, TRA ⁺ 36.3-4, TRA ⁺ 36.3-5)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	高放射性廃液貯槽	温度計 (272TRA ⁺ 12.1-1, TRA ⁺ 12.1-2, TRA ⁺ 12.1-3, TRA ⁺ 12.1-4, TR12.2, TRW ⁺ 12.3, TRA ⁺ 14.1-1, TRA ⁺ 14.1-2, TRA ⁺ 14.1-3, TRA ⁺ 14.1-4, TR14.2, TRW ⁺ 14.3, TRA ⁺ 16.1-1, TRA ⁺ 16.1-2, TRA ⁺ 16.1-3, TRA ⁺ 16.1-4, TR16.2, TRW ⁺ 16.3, TRA ⁺ 18.1-1, TRA ⁺ 18.1-2, TRA ⁺ 18.1-3, TRA ⁺ 18.1-4, TR18.2, TRW ⁺ 18.3, TRA ⁺ 31.1, TRA ⁺ 31.2-1, TRA ⁺ 31.2-2, TRA ⁺ 31.2-3, TRA ⁺ 31.2-4, TRA ⁺ 31.3-1, TRA ⁺ 31.3-2, TRA ⁺ 31.3-3, TRA ⁺ 31.3-4, TRA ⁺ 31.3-5, TRA ⁺ 32.1, TRA ⁺ 32.2-1, TRA ⁺ 32.2-2, TRA ⁺ 32.2-3, TRA ⁺ 32.2-4, TRA ⁺ 32.3-1, TRA ⁺ 32.3-2, TRA ⁺ 32.3-3, TRA ⁺ 32.3-4, TRA ⁺ 32.3-5, TRA ⁺ 33.1, TRA ⁺ 33.2-1, TRA ⁺ 33.2-2, TRA ⁺ 33.2-3, TRA ⁺ 33.2-4, TRA ⁺ 33.3-1, TRA ⁺ 33.3-2, TRA ⁺ 33.3-3, TRA ⁺ 33.3-4, TRA ⁺ 33.3-5, TRA ⁺ 34.1, TRA ⁺ 34.2-1, TRA ⁺ 34.2-2, TRA ⁺ 34.2-3, TRA ⁺ 34.2-4, TRA ⁺ 34.3-1, TRA ⁺ 34.3-2, TRA ⁺ 34.3-3, TRA ⁺ 34.3-4, TRA ⁺ 34.3-5, TRA ⁺ 35.1, TRA ⁺ 35.2-1, TRA ⁺ 35.2-2, TRA ⁺ 35.2-3, TRA ⁺ 35.2-4, TRA ⁺ 35.3-1, TRA ⁺ 35.3-2, TRA ⁺ 35.3-3, TRA ⁺ 35.3-4, TRA ⁺ 35.3-5, TRA ⁺ 36.1, TRA ⁺ 36.2-1, TRA ⁺ 36.2-2, TRA ⁺ 36.2-3, TRA ⁺ 36.2-4, TRA ⁺ 36.3-1, TRA ⁺ 36.3-2, TRA ⁺ 36.3-3, TRA ⁺ 36.3-4, TRA ⁺ 36.3-5)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	高放射性廃液貯槽
	圧力計 (272PR12.1, PR14.1, PR16.1, PR18.1, PR31.1, PR32.1, PR33.1, PR34.1, PR35.1, PR36.1, PR12.3, PR14.3, PR16.3, PR18.3)						圧力計 (272PR12.1, PR14.1, PR16.1, PR18.1, PR31.1, PR32.1, PR33.1, PR34.1, PR35.1, PR36.1, PR12.3, PR14.3, PR16.3, PR18.3)					
							液位計 (272LR31.1.1, LR32.1.1, LR33.1.1, LR34.1.1, LR35.1.1, LR36.1.1)					○液量管理に係る計器を追加 (HAW)
							密度計 (272DR31, DR32, DR33, DR34, DR35, DR36)					
						受入槽	液面計 (G11LIO ⁺ WA ⁺ 10.1) 密度計 (G11DI10)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	ガラス固化部長 (ガラス固化処理課長)	○液量管理に係る計器を追加 (TVF)
						回収液槽	液面計 (G11LIO ⁺ WA ⁺ 20.1) 密度計 (G11DI20)					
						濃縮器	液面計 (G12LIO ⁺ 10.1, LI0 ⁺ A ⁺ 10.2)					
							密度計 (G12DI10)					

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
廃ガス貯槽	圧力計 (246PRW*42)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	廃ガス貯槽	圧力計 (246PRW*42)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	
海中放出設備	流量計 (317FS22, 350FS20)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	全ての建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	海中放出設備	流量計 (317FS22, 350FS20)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	全ての建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (処理第1課長)	
主排気筒	流量計 (207FRS001)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	排気元の建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	主排気筒	流量計 (207FRS001)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	
建家及びセル換気系 (分析所)	圧力計 (107dPI025, dPI026, dPI027, dPIC144.2, dPIC021, dPI145A, dPI145B, dPIA*107.6, dPIA*107.7)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	分析所の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (分析所)	圧力計 (107dPI025, dPI026, dPI027, dPIC144.2, dPIC021, dPI145A, dPI145B, dPIA*107.6, dPIA*107.7)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	分析所の管理区域解除まで		

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第196条関係) (4/7)						第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対 象 装 置	要求される機能	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対 象 装 置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
建家及びセル換気系 (分離精製工場)	圧力計 (207dPIC0110, dPI002, dPI003, dPIC046, dPI001, dPI027, dPI104, dPI0140, dPI0143, dPI0148, dPI0149, dPI0150, dPI0151, dPIC043, dPI025A, dPI025B, dPI041, dPI008, dPI023, dPI026, dPI029, dPI030, dPI031, dPI036, dPI0152, dPIC143, dPIC156, dPI122, dPI124, dPI125A, dPI125B, dPI005A, dPI005B, dPI005C, dPI006, dPI018, dPI019, dPI020, dPI105D, dPI107A, dPI109A, dPI109B, dPI114, dPI016, dPI017, dPI015, dPI137, dPI131, dPI1165, dPI232, dPI220, dPIC346, dPI333, dPI334, dPI335, dPI107B, dPI110A, dPI110B, dPI110C, dPI111, dPI113A, dPI113B, dPIC568, dPIA`207. 7, dPIA`207. 8)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	分離精製工場 の管理区域 解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家及びセル換気系 (分離精製工場)	圧力計 (207dPIC0110, dPI002, dPI003, dPIC046, dPI001, dPI027, dPI104, dPI0140, dPI0143, dPI0148, dPI0149, dPI0150, dPI0151, dPIC043, dPI025A, dPI025B, dPI041, dPI008, dPI023, dPI026, dPI029, dPI030, dPI031, dPI036, dPI0152, dPIC143, dPIC156, dPI122, dPI124, dPI125A, dPI125B, dPI005A, dPI005B, dPI005C, dPI006, dPI018, dPI019, dPI020, dPI105D, dPI107A, dPI109A, dPI109B, dPI114, dPI016, dPI017, dPI015, dPI137, dPI131, dPI1165, dPI232, dPI220, dPIC346, dPI333, dPI334, dPI335, dPI107B, dPI110A, dPI110B, dPI110C, dPI111, dPI113A, dPI113B, dPIC568, dPIA`207. 7, dPIA`207. 8)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	分離精製工場 の管理区域 解除まで		
セル換気系 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫)	圧力計 (532dPI030, dPI031, dPI032, PIA`142)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	高放射性固体 廃棄物貯蔵庫 の管理区域 解除まで		セル換気系 (高放射性固体廃棄物貯蔵庫)	圧力計 (532dPI030, dPI031, dPI032, PIA`142)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	高放射性固体 廃棄物貯蔵庫 の管理区域 解除まで		
建家及びセル換気系 (廃棄物処理場)	圧力計 (307dPI022, dPI023, dPI050, dPI020, dPI021, dPI051, dPI075, dPI052, dPI010, dPI011, dPI012, dPI013, dPI014, dPI015, dPI016, dPI017, dPI018, dPI019, dPI070, dPI071, dPI072, dPI073, dPI074, dPI120, dPI121, dPI122, dPI123, dPI220, dPI320, dPIA`307. 6, dPIA`307. 7)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	廃棄物処理場 の管理区域 解除まで		建家及びセル換気系 (廃棄物処理場)	圧力計 (307dPI022, dPI023, dPI050, dPI020, dPI021, dPI051, dPI075, dPI052, dPI010, dPI011, dPI012, dPI013, dPI014, dPI015, dPI016, dPI017, dPI018, dPI019, dPI070, dPI071, dPI072, dPI073, dPI074, dPI120, dPI121, dPI122, dPI123, dPI220, dPI320, dPIA`307. 6, dPIA`307. 7)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	廃棄物処理場 の管理区域 解除まで		
建家及びセル換気系 (スラッジ貯蔵場)	圧力計 (307dPI030, dPI031, dPI032)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	スラッジ貯蔵場 の管理区域 解除まで		建家及びセル換気系 (スラッジ貯蔵場)	圧力計 (307dPI030, dPI031, dPI032)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	スラッジ貯蔵場 の管理区域 解除まで		
建家及びセル換気系 (第二低放射性廃液蒸発処理施設)	圧力計 (322dPI322. R1, dPI322. R2, dPI322. R3, dPI322. A4)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区域 解除まで		建家及びセル換気系 (第二低放射性廃液蒸発処理施設)	圧力計 (322dPI322. R1, dPI322. R2, dPI322. R3, dPI322. A4)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	第二低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区域 解除まで		
建家及びセル換気系 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	圧力計(327dPI108, dPI202)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区域 解除まで		建家及びセル換気系 (第三低放射性廃液蒸発処理施設)	圧力計(327dPI108, dPI202)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	第三低放射性 廃液蒸発処理 施設の管理区域 解除まで		
建家及びセル換気系 (第二スラッジ貯蔵場)	圧力計 (332dPI001, dPI002, dPIC003. 1, dPIC101. 1, dPI005)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	第二スラッジ 貯蔵場の管理区域 解除まで		建家及びセル換気系 (第二スラッジ貯蔵場)	圧力計 (332dPI001, dPI002, dPIC003. 1, dPIC101. 1, dPI005)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	第二スラッジ 貯蔵場の管理区域 解除まで		
建家及びセル換気系 (廃溶媒貯蔵場)	圧力計 (333dPI020, dPI021, dPI022, dPI023. 3, dPI024)	計測制御系 統施設 (測定機能)	1回/年	廃溶媒貯蔵場 の管理区域 解除まで		建家及びセル換気系 (廃溶媒貯蔵場)	圧力計 (333dPI020, dPI021, dPI022, dPI023. 3, dPI024)	計測制御系 統施設 (測定機能)	計器が正 常に作動 するこ と。	廃溶媒貯蔵場 の管理区域 解除まで		

〇組織改正に係る変更 (職位名称の変更)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第196条関係) (5/7)						第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対 象 装 置	要求される機能	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対 象 装 置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
建家換気系 (放出廃液油分除去施設)	圧力計 (350dPI110, dPI111)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	建家換気系 (放出廃液油分除去施設)	圧力計 (350dPI110, dPI111)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	放出廃液油分除去施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	〇組織改正に係る変更 (職位名称の変更)
建家及びセル換気系 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	圧力計 (S07dPI002, dPI003, dPI004, dPRC002.1, dPRC101.1, dPRC011.1, dPRC117.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (低放射性濃縮廃液貯蔵施設)	圧力計 (S07dPI002, dPI003, dPI004, dPRC002.1, dPRC101.1, dPRC011.1, dPRC117.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	低放射性濃縮廃液貯蔵施設の管理区域解除まで		
建家換気系 (ウラン脱硝施設)	圧力計 (264dPIA'921, dPIA'923)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで		建家換気系 (ウラン脱硝施設)	圧力計 (264dPIA'921, dPIA'923)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	ウラン脱硝施設の管理区域解除まで		
建家及びセル換気系 (高放射性廃液貯蔵場)	圧力計 (272dPI001, dPI002, dPI003, dPI004, dPI005, dPI006, dPI007, dPI008, dPI011, dPI009, dPI010, dPI358, dPI322, dPI201, dPI202)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (高放射性廃液貯蔵場)	圧力計 (272dPI001, dPI002, dPI003, dPI004, dPI005, dPI006, dPI007, dPI008, dPI011, dPI009, dPI010, dPI358, dPI322, dPI201, dPI202)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで		
建家換気系 (焼却施設)	圧力計 (342dPI106, dPI109, dPI302, dPI401, dPI405)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	焼却施設の管理区域解除まで		建家換気系 (焼却施設)	圧力計 (342dPI106, dPI109, dPI302, dPI401, dPI405)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	焼却施設の管理区域解除まで		
建家及びセル換気系 (アスファルト固化体貯蔵施設)	圧力計 (537dPI011, dPI052, dPI115, dPI152, dPI311, dPI416)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (アスファルト固化体貯蔵施設)	圧力計 (537dPI011, dPI052, dPI115, dPI152, dPI311, dPI416)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで		
建家及びセル換気系 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	圧力計 (538dPI020, dPI021, dPI051, dPI052, dPI053, dPI054, dPI151, dPI152, dPI251, dPI252, dPI254, dPI050, dPI253)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (第二アスファルト固化体貯蔵施設)	圧力計 (538dPI020, dPI021, dPI051, dPI052, dPI053, dPI054, dPI151, dPI152, dPI251, dPI252, dPI254, dPI050, dPI253)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	第二アスファルト固化体貯蔵施設の管理区域解除まで		
建家及びセル換気系 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	圧力計 (533dPI001, dPIC102, dPI035, dPI036, dPI050, dPI002, dPI003, dPI004, dPI151)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	圧力計 (533dPI001, dPIC102, dPI035, dPI036, dPI050, dPI002, dPI003, dPI004, dPI151)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設の管理区域解除まで		
建家及びセル換気系 (アスファルト固化処理施設)	圧力計 (A07dPI025, dPI050, dPI051, dPI052, dPI053, dPI054, dPI055, dPI056, dPI057, dPI015.1, dPI114, dPI151, dPI152, dPI251, dPI312, dPI316.1, dPI359, dPI352, dPI414)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (アスファルト固化処理施設)	圧力計 (A07dPI025, dPI050, dPI051, dPI052, dPI053, dPI054, dPI055, dPI056, dPI057, dPI015.1, dPI114, dPI151, dPI152, dPI251, dPI312, dPI316.1, dPI359, dPI352, dPI414)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	アスファルト固化処理施設の管理区域解除まで		
建家及びセル換気系 (廃溶媒処理技術開発施設)	圧力計 (328dPI020, dPI051, dPI052, dPI053, dPI054, dPI055, dPI057, dPI021, dPI001, dPI002, dPI003, dPI005, dPI006, dPI007.2, dPIC115.1, dPIC201.1, dPIC210.1, dPIC120.1, dPIC004.1, dPIC007.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで		建家及びセル換気系 (廃溶媒処理技術開発施設)	圧力計 (328dPI020, dPI051, dPI052, dPI053, dPI054, dPI055, dPI057, dPI021, dPI001, dPI002, dPI003, dPI005, dPI006, dPI007.2, dPIC115.1, dPIC201.1, dPIC210.1, dPIC120.1, dPIC004.1, dPIC007.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	廃溶媒処理技術開発施設の管理区域解除まで		

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を 、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を 、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を 、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第196条関係) (6/7)						第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対 象 装 置	要求される機能	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対 象 装 置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)	圧力計 (G07dPIRC012.1, dPIRC016.1, dPIRC018.1, dPIRC023.1, dPIRC024.1, dPIRC028.1, dPIRC101.1, dPIRC102.1, dPIRC112.1, dPIRC116.1, dPIRC122.1, dPIRC144.1, dPIRC211.1, dPIRC221.1, dPIRC240.1, dPIRC311.1, dPIR003.1, dPIR004.1, dPIR005.1, dPIR006.1, dPIR007.1, dPIR010, dPIR011.1, dPIR022, dPIR026.1, dPIR101.4, dPIR102.5, dPIR103.1, dPIR110.1, dPIR120.1, dPIR140.1, dPIR210, dPI003.3, dPI004.3, dPI005.3, dPI006.3, dPI007.3, dPI013, dPI014, dPI101.3, dPI102.4, dPI103.3, dPI110.2, G43PICO*A*001.1, PICO*A*001.2, PI001.3, PI001.4, PI001.5, PI001.6, G31PI002.1, PI002.2, PI002.3, PI002.4)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	建家及びセル換気系 (ガラス固化技術開発施設)	圧力計 (G07dPIRC012.1, dPIRC016.1, dPIRC018.1, dPIRC023.1, dPIRC024.1, dPIRC028.1, dPIRC101.1, dPIRC102.1, dPIRC112.1, dPIRC116.1, dPIRC122.1, dPIRC144.1, dPIRC211.1, dPIRC221.1, dPIRC240.1, dPIRC311.1, dPIR003.1, dPIR004.1, dPIR005.1, dPIR006.1, dPIR007.1, dPIR010, dPIR011.1, dPIR022, dPIR026.1, dPIR101.4, dPIR102.5, dPIR103.1, dPIR110.1, dPIR120.1, dPIR140.1, dPIR210, dPI003.3, dPI004.3, dPI005.3, dPI006.3, dPI007.3, dPI013, dPI014, dPI101.3, dPI102.4, dPI103.3, dPI110.2, G43PICO*A*001.1, PICO*A*001.2, PI001.3, PI001.4, PI001.5, PI001.6, G31PI002.1, PI002.2, PI002.3, PI002.4)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	ガラス固化技術開発施設の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	
建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)	圧力計 (P07dPI002-1, dPI051-3, dPI052-1, dPI053-3, dPI054-1, dPI055-1, dPI101-1, dPI230-3, dPI314-2, dPI322-1, dPI423-2, dPI424-1, dPI425-1, dPI415-2, dPRCA±051-1, dPRCA±055-1, dPICA±025-1, dPICA±027-1, dPICA±126-1, dPICA±128-1, dPICA±227-1, dPICA±230-1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)	建家及びセル換気系 (プルトニウム転換技術開発施設)	圧力計 (P07dPI002-1, dPI051-3, dPI052-1, dPI053-3, dPI054-1, dPI055-1, dPI101-1, dPI230-3, dPI314-2, dPI322-1, dPI423-2, dPI424-1, dPI425-1, dPI415-2, dPRCA±051-1, dPRCA±055-1, dPICA±025-1, dPICA±027-1, dPICA±126-1, dPICA±128-1, dPICA±227-1, dPICA±230-1)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	プルトニウム転換技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (転換施設課長)	
建家及びセル換気系 (クリプトン回収技術開発施設)	圧力計 (K07dPIC001, dPIC002.1, dPIC003A.1, dPIC003B.1, dPIC003C.1, dPIC004.1, dPI005, dPIC007, dPI008A, dPIC008B.1, dPI009B, dPI012, dPI017, dPI018, dPIC052A.1, dPIC052B.1, dPIC101, dPIC102.1, dPI104A, dPIC105.1, dPI150.1, dPI201A, dPI204, dPIC207.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)	建家及びセル換気系 (クリプトン回収技術開発施設)	圧力計 (K07dPIC001, dPIC002.1, dPIC003A.1, dPIC003B.1, dPIC003C.1, dPIC004.1, dPI005, dPIC007, dPI008A, dPIC008B.1, dPI009B, dPI012, dPI017, dPI018, dPIC052A.1, dPIC052B.1, dPIC101, dPIC102.1, dPI104A, dPIC105.1, dPI150.1, dPI201A, dPI204, dPIC207.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	クリプトン回収技術開発施設の管理区域解除まで	施設管理部長 (前処理施設課長)	
溶解施設給液槽	流量計 (251FRC119, FRC121) 液位計 (251LR0+11.1) 密度計 (251DR11)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年 1回/年 1回/年	系統除染が完了するまで		溶解施設給液槽	流量計 (251FRC119, FRC121) 液位計 (251LR0+11.1) 密度計 (251DR11)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで		
焙焼還元炉	温度計 (P14TRC14-4, TRC14-5, TRC14-6) 流量計 (P14FI14-3, FI14-4)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年 1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	焙焼還元炉	温度計 (P14TRC14-4, TRC14-5, TRC14-6) 流量計 (P14FI14-3, FI14-4)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	
窒素水素混合ガス供給系 (プルトニウム転換技術開発施設)	水素濃度計 (P86H ₂ RA±0*43-2)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	窒素水素混合ガス供給系 (プルトニウム転換技術開発施設)	水素濃度計 (P86H ₂ RA±0*43-2)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (転換施設課長)	

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)						改 正 後						変更理由
第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第196条関係) (7/7)						第Ⅲ-20表 性能維持施設 (計器校正) (第195条関係) (〇/〇)						
対象機器	対 象 装 置	要求される機能	検査頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	対 象 装 置	要求される機能	性能	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	
第一付属排気筒	流量計 (A07FRS001S)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	排気元の建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	第一付属排気筒	流量計 (A07FRS001S)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全課長)	
第二付属排気筒	流量計 (G07FIRS400)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	排気元の建家の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	第二付属排気筒	流量計 (G07FIRS400)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	排気元の建家の管理区域解除まで	ガラス固化部長 (ガラス固化管理課長)	
セル (高放射性固体廃棄物貯蔵庫) (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	温度計 (532TI11, TI12, 533TR003, TR004)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (環境管理課長)	セル (高放射性固体廃棄物貯蔵庫) (第二高放射性固体廃棄物貯蔵施設)	温度計 (532TI11, TI12, 533TR003, TR004)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	各建家の管理区域解除まで	環境保全部長 (環境管理課長)	
低放射性廃液第1蒸発缶	圧力計 (321PIP*12)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	低放射性廃液第1蒸発缶	圧力計 (321PIP*12)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	
低放射性廃液第2蒸発缶	圧力計 (322PIP*12)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			低放射性廃液第2蒸発缶	圧力計 (322PIP*12)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。			
焼却灰受槽 (焼却施設)	温度計 (342TI0*33.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第2課長)	焼却灰受槽 (焼却施設)	温度計 (342TI0*33.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第2課長)	
焼却灰貯槽 (焼却施設)	温度計 (342TI34.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			焼却灰貯槽 (焼却施設)	温度計 (342TI34.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。			
焼却炉 (焼却施設)	温度計 (342TRC31.3, TRCW*32.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年			焼却炉 (焼却施設)	温度計 (342TRC31.3, TRCW*32.1)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。			
槽 (328V10, V11, V20, V21, V22, V23, V24, V25, V30, V31, V32, V40, V41, V47)	温度計 (328TRP*10, TRP*11, TRP*20, TRP*21, TRP*22, TRP*23, TRP*24, TRP*25, TRP*30, TRP*31, TRP*32, TRP*40, TRP*41, TRP*47)	計測制御系統施設 (測定機能)	1回/年	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	槽 (328V10, V11, V20, V21, V22, V23, V24, V25, V30, V31, V32, V40, V41, V47)	温度計 (328TRP*10, TRP*11, TRP*20, TRP*21, TRP*22, TRP*23, TRP*24, TRP*25, TRP*30, TRP*31, TRP*32, TRP*40, TRP*41, TRP*47)	計測制御系統施設 (測定機能)	計器が正常に作動すること。	系統除染が完了するまで	環境保全部長 (処理第1課長)	

○組織改正に係る変更 (職位名称の変更)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改正前 (令和2年6月23日認可版)						改正後						変更理由
第Ⅲ-21表 性能維持施設 (その他の定期的な検査) (第196条関係)						第Ⅲ-21表 性能維持施設 (その他の定期的な検査) (第195条関係)						
対象機器	要求される機能	点検項目	頻度	維持すべき期間	担当部長 (担当課長)	対象機器	要求される機能	維持すべき期間	性能	担当部長 (担当課長)		
燃料カスククレーン	搬送設備 (搬送機能)	(1)定格荷重を吊って、吊り上げ、走行、横行動作を行い、異音、作動上の不具合のないことを確認する。	1回/年	使用済燃料の搬出が完了するまで	施設管理部長 (前処理施設課長)	燃料カスククレーン	搬送設備 (搬送機能)	使用済燃料の搬出が完了するまで	・定格荷重を吊って、吊り上げ、走行、横行動作を行い、異音、作動上の不具合のないこと。 ・巻過防止装置、ブレーキ装置、制御装置が正常に作動すること。 ・ワイヤー、フック等に変形、ねじれ、亀裂のないこと。	施設管理部長 (前処理施設課長)		
燃料取出しプールクレーン												
燃料貯蔵プールクレーン												
燃料移動プールクレーン												
セル内クレーン	搬送設備 (インターロック機能)	天井クレーンとトラップ扉のインターロック機能を確認する。				セル内クレーン	搬送設備 (インターロック機能)		天井クレーンとトラップ扉間のインターロック機能が正常に作動すること。			
廃ガス貯槽 (246V42)	閉じ込めの機能	850kPaGauge以上の圧力で発泡液を塗布し、漏れによる発泡がないことを確認する。 安全弁の吹き出し圧力が980kPaGauge以下であることを確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで		廃ガス貯槽 (246V42)	閉じ込めの機能	系統除染が完了するまで	・850 kPaGauge以上の圧力で発泡液を塗布し、漏れによる発泡がないこと。 ・安全弁の吹き出し圧力が980 kPaGauge以下であることを。			
海中放出設備	廃棄施設	放出配管系を0.45MPaGauge以上に加圧し、圧力降下がないことを確認する。	1回/年	全ての建家の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第2課長)	海中放出設備	廃棄施設	全ての建家の管理区域解除まで	放出配管系を0.45 MPaGauge以上に加圧し、圧力降下がないこと。	施設管理部長 (施設管理課長)		
加熱蒸気供給系	火災等による損傷の防止	安全弁(266C3)の吹き出し圧力が0.249MPaGauge以下であることを確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで	施設管理部長 (化学処理施設課長)	加熱蒸気供給系	火災等による損傷の防止	系統除染が完了するまで	安全弁(266C3)の吹き出し圧力が0.249 MPaGauge以下であることを。	施設管理部長 (化学処理施設課長)		
	火災等による損傷の防止	安全弁(271C10)の吹き出し圧力が0.249MPaGauge以下であることを確認する。	1回/年				安全弁(271C10)の吹き出し圧力が0.249 MPaGauge以下であることを。					
空気圧縮機 (高放射性廃液貯蔵場)	計測制御系統施設	空気圧縮機故障時の予備機への自動切替を確認する。	1回/年	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	施設管理部長 (施設保全第1課長)	空気圧縮機 (高放射性廃液貯蔵場)	計測制御系統施設	高放射性廃液貯蔵場の管理区域解除まで	空気圧縮機が故障時に予備機へ自動で切り替わること。	施設管理部長 (施設保全課長)		
空気圧縮機 (ユーティリティ施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	空気圧縮機故障時の予備機への自動切替を確認する。	1回/年	供給先の建家の管理区域解除まで		空気圧縮機 (ユーティリティ施設)	火災等による損傷の防止 (水素掃気機能) 計測制御系統施設	供給先の建家の管理区域解除まで	空気圧縮機が故障時に予備機へ自動で切り替わること。			
冷却水供給ポンプ (583P141、P142、P143)	その他 (冷却機能)	ポンプ故障時の予備機への自動切替を確認する。	1回/年	系統除染が完了するまで		冷却水供給ポンプ (583P141、P142、P143)	その他 (冷却機能)	系統除染が完了するまで	ポンプが故障時に予備機へ自動で切り替わること。			
冷却塔供給ポンプ (583P181、P182、P183)		ポンプ故障時の予備機への自動切替を確認する。	1回/年			冷却塔供給ポンプ (583P181、P182、P183)			ポンプが故障時に予備機へ自動で切り替わること。			

○条番号の変更及び再処理規則第17条(保安規定)第2項第20号の改正に伴う追加(審査基準第4第19項)(関連:再処理規則第7条の12:廃止措置中において定期事業者検査を要する場合)

○再処理規則(第11条:再処理施設の施設管理)の改正に伴い、第183条の2(再処理施設の施設管理実施計画)において点検内容等を定めて実施するため、点検項目欄を性能欄とし見直すとともに、頻度欄を削除する。

○組織改正に係る変更(施設管理課長への所掌業務の移管に伴う職位名称の変更)

○組織改正に係る変更(職位名称の変更)

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設保安規定 改正前後比較表 (表)

変更申請箇所を___、補正箇所(令和2年10月13日付け補正)を___、補正箇所(令和2年12月18日付け補正)を___、補正箇所(令和3年2月3日付け補正)を___で示す。

改 正 前 (令和2年6月23日認可版)				改 正 後				変更理由
第Ⅲ-22表 運転に供しない設備の定期的な検査 (第196条関係)				第Ⅲ-22表 使用しない設備に係る点検 (第195条の2関係)				<p>○条番号等の変更(変更前の第196条に記載していた点検等の記載を第195条の2に移動したことによる変更)</p> <p>○再処理規則(第11条:再処理施設の施設管理)の改正に伴い、第183条の2(再処理施設の施設管理実施計画)において検査頻度を策定するため、点検項目及び検査頻度を削除する。</p>
対象機器		点検項目	検査頻度	対象機器		担当部長 (担当課長)		
せん断装置		<u>使用済燃料をせん断装置へ装荷することができない措置が施されていること。</u>	1回/年	せん断装置		施設管理部長 (前処理施設課長)		
脱硝塔 (分離精製工場)	ウラン粉末上昇検知装置 (264LP*11)	<u>脱硝塔を用いて脱硝することができない措置が施されていること。</u>	1回/年	施設管理部長 (化学処理施設課長)	ウラン粉末上昇検知装置 (264LP*11)	施設管理部長 (化学処理施設課長)		
	温度下限緊急操作装置 (264TP*11.3)				温度下限緊急操作装置 (264TP*11.3)			
	塔内差圧上限緊急操作装置 (264dPP*11.3)				塔内差圧上限緊急操作装置 (264dPP*11.3)			
加熱装置 (廃溶媒処理技術開発施設)	温度上限緊急操作装置(328TP*552.3, TP*552.4)	<u>加熱装置に電源供給することができない措置が施されていること。</u>	1回/年	環境保全部長 (処理第1課長)	加熱装置 (廃溶媒処理技術開発施設)	温度上限緊急操作装置(328TP*552.3, TP*552.4)	環境保全部長 (処理第1課長)	
反応器 (クリプトン回収技術開発施設)	酸素濃度上下限緊急操作装置 (K12AP [±] 15.7, AP [±] 15.10)	<u>反応器に原料及び水素の供給ができない措置が施されていること。</u>	1回/年	施設管理部長 (前処理施設課長)	酸素濃度上下限緊急操作装置 (K12AP [±] 15.7, AP [±] 15.10)	施設管理部長 (前処理施設課長)		
	温度調節下限警報装置 (K12TRCA*15.1)				温度調節下限警報装置 (K12TRCA*15.1)			
	酸素濃度上限警報装置 (K09ARA*15.3)				酸素濃度上限警報装置 (K09ARA*15.3)			
第Ⅳ-1表 ~ 第Ⅳ-7表 (省略)				第Ⅳ-1表 ~ 第Ⅳ-7表 (変更なし)				